

第7期三原市障害者プラン

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画



令和6（2024）年3月

広島県 三原市

はじめに

本市では、令和3（2021）年3月に「第6期三原市障害者プラン」を策定し、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点の整備、就労の推進及び障害者雇用の促進、手話言語条例の制定など障害者施策の充実に取り組んでまいりました。



一方、近年本市においては、身体障害のある人の高齢化と、知的障害及び精神障害のある人の増加が進んでおり、障害福祉のニーズはますます多様化しています。

こうした中、令和6年（2024）年4月からは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、民間事業者による、障害のある人への合理的配慮の提供が義務化され、また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正により、地域生活の支援体制充実や就労支援の強化等の内容が定められるなど、本市においても、更なる障害に関する啓発や、相談支援体制及び就労支援の充実に取り組む必要があります。

このような動向も踏まえ、第7期三原市障害者プランでは、障害のある人が、住み慣れたところで、生涯を通じて安心していきいきとした生活が送れるまちをめざし、基本理念として「ひとりの市民として“普通”に暮らせるまちづくり」を定めました。本計画では、基本理念を実現するため、「理解促進と権利擁護の推進」、「生活支援体制の充実」など4つの目標を定め、新たに「雇用・就労の支援促進」を重点施策としています。

今後も、基本理念の実現に向けて着実に取組を進めてまいりますので、市民や関係者の皆様の、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提言を賜りました三原市総合保健福祉計画推進等委員会の委員の皆様をはじめ、三原市地域自立支援協議会並びに当事者・関係団体調査等を通じて貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6（2024）年3月

三原市長 岡田 吉弘

基本理念における“普通”について

障害のある人が障害のない人と同様に、あらゆる社会活動に参加することができ、障害の有無に関わらず人として尊重され、支え合うことができることを“普通”と表現しています。

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の目的と背景	1
2 計画の概要	3
3 計画の策定体制	6
第2章 三原市における現状と課題	7
1 人口・障害のある人の状況	7
2 障害者施策の実施状況	16
3 市民の意識	25
4 今後の施策推進に向けた課題	47
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 基本理念	51
2 施策の基本目標	52
第4章 障害者計画	54
基本目標1 理解を促進し権利擁護を推進する	54
基本目標2 生活支援体制を充実する	59
基本目標3 自立と社会参加を促進する	74
基本目標4 安全・安心なまちづくりを推進する	83
第5章 障害福祉計画	89
1 基本的な考え方	89
2 成果目標と達成に向けた取組	91
3 障害福祉サービス等の見込量	102
第6章 障害児福祉計画	113
1 基本的な考え方	113
2 成果目標と達成に向けた取組	114
3 障害児通所支援等の見込量	117
4 発達障害者等に対する支援	119
5 子ども・子育て支援等	120

第7章 計画の推進に向けて	121
1 推進体制	121
2 進行管理	122
資料	124
1 障害者プランの策定体制と経過	124
2 三原市総合保健福祉計画推進等委員会設置要綱	126
3 障害者プラン策定に係る検討組織	128
4 用語解説	129

「障害のある人」の表記について

本計画において、人物をさす場合の「障害者」を「障害のある人」と表記しています。
 ただし、「身体障害者」や「障害児」など、一定の障害のある人をさす場合や、計画・制度・施設などの固有の名称に使われる場合は「障害者」としています。

用語解説について

本計画の文中において、用語解説が必要な語句については、巻末の参考資料「用語解説」に掲載しています。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的と背景

(1) 計画策定の目的

三原市においては、療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障害者施策の基本的方向性を明確にした「障害者計画」と、障害のある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定めた「障害福祉計画及び障害児福祉計画」を一体的に策定し、「ひとりの市民として普通に暮らせるまちづくり」を基本理念に、障害者施策の推進及び障害福祉サービス等の充実等を図ってきました。

本計画においても、引き続き「障害者計画」（「障害者基本法」の規定に基づいて、障害者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する障害者のための施策に関する基本的な計画）と「障害福祉計画」（「障害者総合支援法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画）及び「障害児福祉計画」（「障害福祉計画」と一体のものとして作成）を同時・並行して検討することにより、全てが調和のとれた計画として策定します。

(2) 計画策定の背景

国においては、障害のある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。主なものを挙げると以下のとおりとなります。

一方、社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障害の重度化・重複化、8050問題を例とした障害のある人本人や家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、親亡き後の支援、医療的ケアの必要な子どもや発達障害のある子どもに対する支援の充実、難病患者など様々な障害のある人への対応の強化が求められています。

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和3（2021）年度）
医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等が規定されました。
- 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の改正（令和3（2021）年度）
努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化され、障害者への差別の解消と理解促進に向けて更なる周知啓発や取組の促進が必要となりました。
- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（令和3（2021）年度）
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備）について規定されました。
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行（令和4（2022）年度）
障害者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策が示されました。
- 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）等の一括改正（令和6（2024）年4月施行予定）
障害者総合支援法施行後3年の見直しに当たり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入と軽度障害者の地域移行、地域生活支援拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれました。

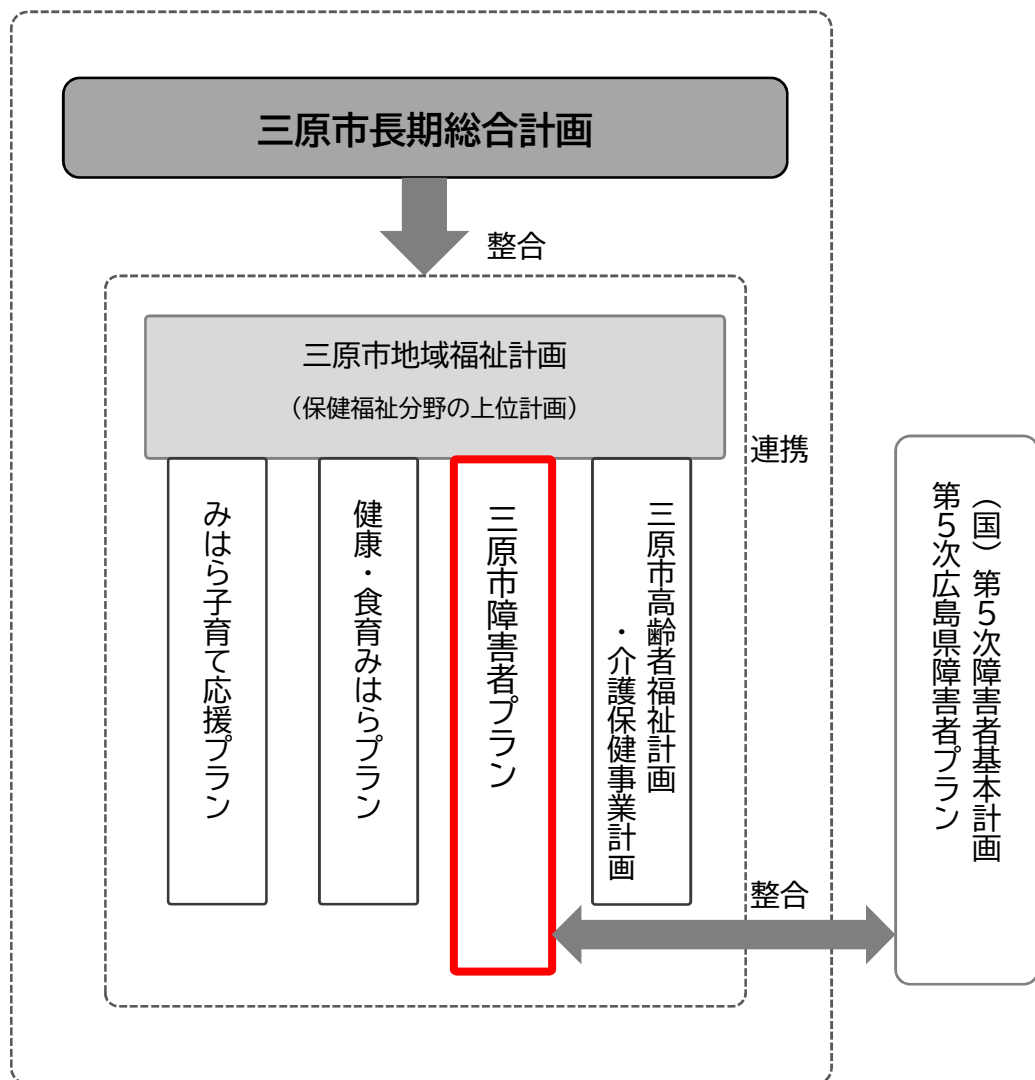
2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「三原市長期総合計画」及び「三原市地域福祉計画」を上位計画として、「三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」など、他の関連する計画と連携及び整合を図って策定します。

また、国の「第5次障害者基本計画」、広島県の「第5次広島県障害者プラン」の内容を十分に踏まえながら整合を図って策定します。

他計画との関係



(2) 計画の対象

本計画における「障害」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病などによる障害を含む）をさすものとし、「障害者（障害のある人）」とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をさすものとします。

なお、この計画の推進に当たっては、障害の有無にかかわらず、全ての市民の理解と協力が必要となります。このため、この計画は、三原市内で暮らし、学び、働き、憩う全ての市民を対象とします。

(3) 障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の関係

障害者計画（第7期）は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、三原市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

障害福祉計画（第7期）は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、三原市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるものです。

障害児福祉計画（第3期）は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、見込量等を定めるものです。

(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。

計画の進捗状況については毎年評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

各計画の期間

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
障害者計画	第4期			第5期			第6期			第7期		
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期			第7期		
障害児福祉計画				第1期			第2期			第3期		

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえた計画の推進

持続可能な開発目標SDGs（エスディーゼズ）とは、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のための、17の国際目標です。全17の目標分野のうち、本計画は次の8分野に関わる施策内容を含んでいます。

目標1 貧困をなくそう	障害のある人は就労に困難を有し所得が低くなる場合があります。施策の推進を通じて貧困状態の回避を図ります。
目標3 すべての人に健康と福祉を	障害の有無にかかわらず健康で幸せな生活（福祉）の実現を図ります。
目標4 質の高い教育をみんなに	障害特性や意向に応じた教育環境づくりを推進します。
目標8 働きがいも経済成長も	障害特性や意向に応じた就労の場を得て、就労した本人にとっても働きがいがあり自己実現を図ることができる就労環境づくりを推進します。
目標10 人や国の不平等をなくそう	障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいソフト、ハード面のバリアフリーを推し進め、差別や偏見のない社会づくりを推進します。
目標11 住み続けられるまちづくりを	障害の有無や年齢の違いなどに関わらず、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを推進します。
目標16 平和と公正をすべての人に	「公正」という視点で障害のある人が障害のない人と同様の社会生活を送ることができるような環境づくりを推進します。
目標17 パートナーシップで目標を達成しよう	障害のある人を一方的な支援の受け手としてみなすのではなく、社会を担う一員として捉え、市民、団体、事業者、行政など多様な主体が連携して計画を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の策定体制

(1) 「三原市総合保健福祉計画推進等委員会」「三原市障害者プラン策定部会」等による協議

本計画を策定するに当たり、学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる「三原市総合保健福祉計画推進等委員会」と、同委員会からの部会員に加え、当事者等の関係者が参画する「三原市障害者プラン策定部会」を開催・設置し、各委員の専門的な見地から、計画の方向性や内容について意見・提言を受け、その意見を計画に反映させています。

また、地域自立支援協議会の「障害者プラン策定専門部会」において協議を行い、計画策定のためのアンケート調査やワークショップの意見を整理し、計画に反映させています。

(2) 当事者等からのアンケート及び意見聴取等

令和5(2023)年に、障害のある人を対象とした「三原市障害者プラン」策定のためのアンケート調査を実施しました。

また、障害当事者や障害福祉サービス事業者を対象としたワークショップを開催し、障害者施策の推進に関する意見を聴取するとともに、計画案を公表し、広く市民の意見等を聴取するパブリックコメントを実施し、計画策定の参考としました。



「真夜中の月光」 柴田 優花

第2章 三原市における現状と課題

本計画を策定するに当たり、三原市の現状と課題について以下の4点について検討しました。

- 1 人口・障害のある人の状況
- 2 障害者施策の実施状況
- 3 市民の意識
- 4 今後の施策推進に向けた課題

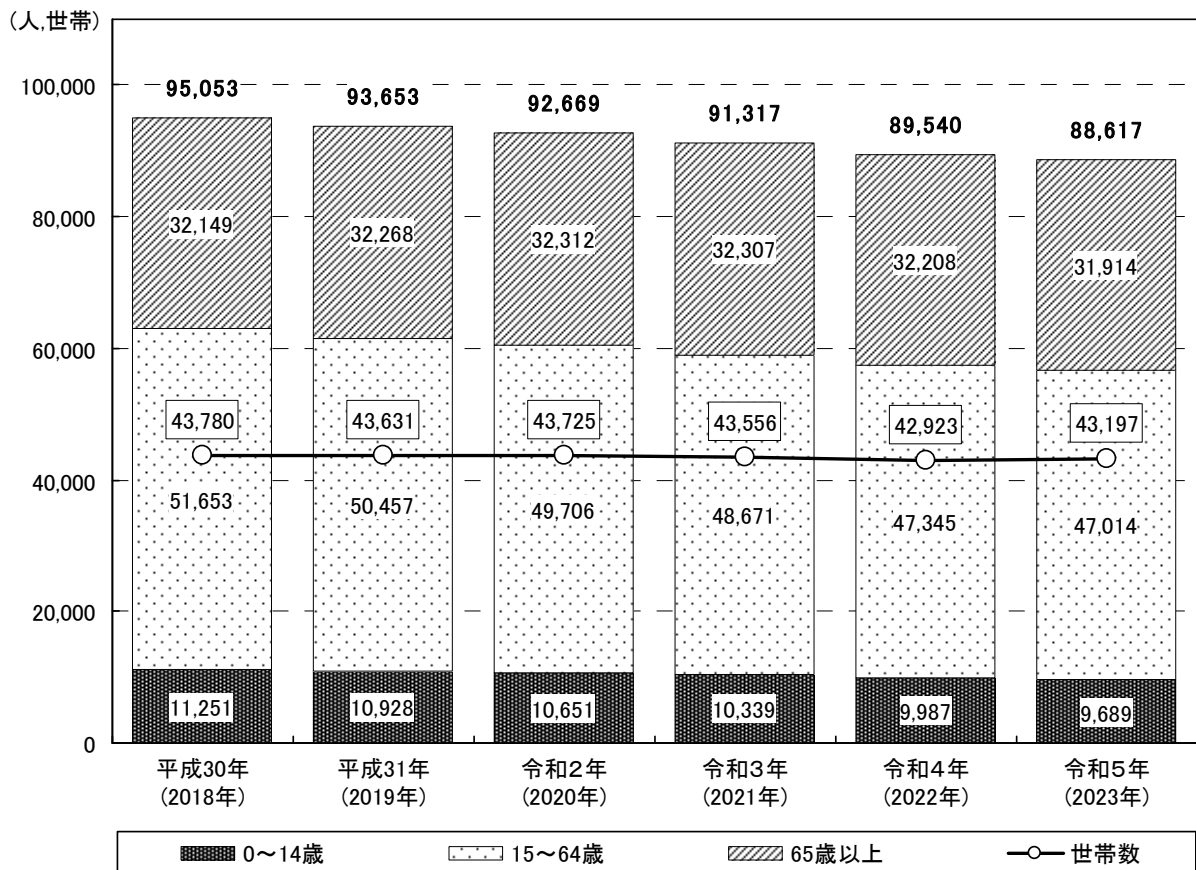
1 人口・障害のある人の状況

(1) 人口の推移

三原市の人口及び世帯数は、緩やかに減少する傾向が続いています。

年齢区分別にみると、0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口は全て減少傾向にあり、令和5(2023)年3月末現在の市民全体の占める65歳以上の人の割合(高齢化率)は36.0%で増加傾向となっています。

人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（3月末現在）

(2) 障害のある人の状況

① 概況

本市における障害のある人の数は、令和5(2023)年4月1日現在で、身体障害者(身体障害者手帳所持者)が4,082人、知的障害者(療育手帳所持者)が893人、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)が1,144人です。平成30(2018)年からの推移を見ると、身体障害では4,880人から798人減、知的障害では888人から5人増、精神障害では947人から197人増と、精神障害のある人の増加が顕著となっています。

各障害者手帳の所持者数を合計すると、令和5(2023)年4月1日現在6,119人(重複分を含む)となり、三原市の人口総数の6.90%に当たります。

これに対し、全国の障害者手帳所持者数の合計は令和5(2023)年4月1日現在7,513,168人(重複分を含む)で、我が国の総人口の6.03%となり、本市は全国平均より多くの障害のある人が暮らすまちであると言えます。

障害者手帳所持者数の推移

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
人口総数 a	95,053人	93,653人	92,669人	91,317人	89,540人	88,617人
手帳所持者総数 $b=b_1+b_2+b_3$	6,715人	6,651人	6,638人	6,548人	6,530人	6,119人
身体障害者手帳 b1	4,880人	4,747人	4,711人	4,595人	4,496人	4,082人
療育手帳 b2	888人	898人	908人	915人	922人	893人
精神障害者保健福祉手帳 b3	947人	1,006人	1,019人	1,038人	1,112人	1,144人
自立支援医療(精神通院医療)事務処理件数	1,791人	1,884人	1,928人	1,377人	2,057人	2,200人
手帳所持者の比率 $c=b/a$	7.06%	7.10%	7.16%	7.17%	7.29%	6.90%

※人口総数は各年3月末現在の住民基本台帳人口(外国人を含む)

※各障害者手帳所持者数は各年4月1日現在(総数には重複分を含む)

※令和4(2022)年から令和5(2023)年の身体障害者手帳所持者数の減少は住民基本台帳との整合を図った結果によるものです。

※令和3(2021)年の自立支援医療(精神通院医療)事務処理件数の減少は、新型コロナウイルス感染症対策として1年間有効期間が延長され、更新申請が減ったことによるものです。

② 身体障害のある人

身体障害者手帳所持者数は、令和5(2023)年4月1日現在 4,082 人で、平成30(2018)年と比べて0.84倍となっています。

障害の部位別にみると、肢体不自由、内部障害の順で多く、年代別には、65歳以上が多くなっています。

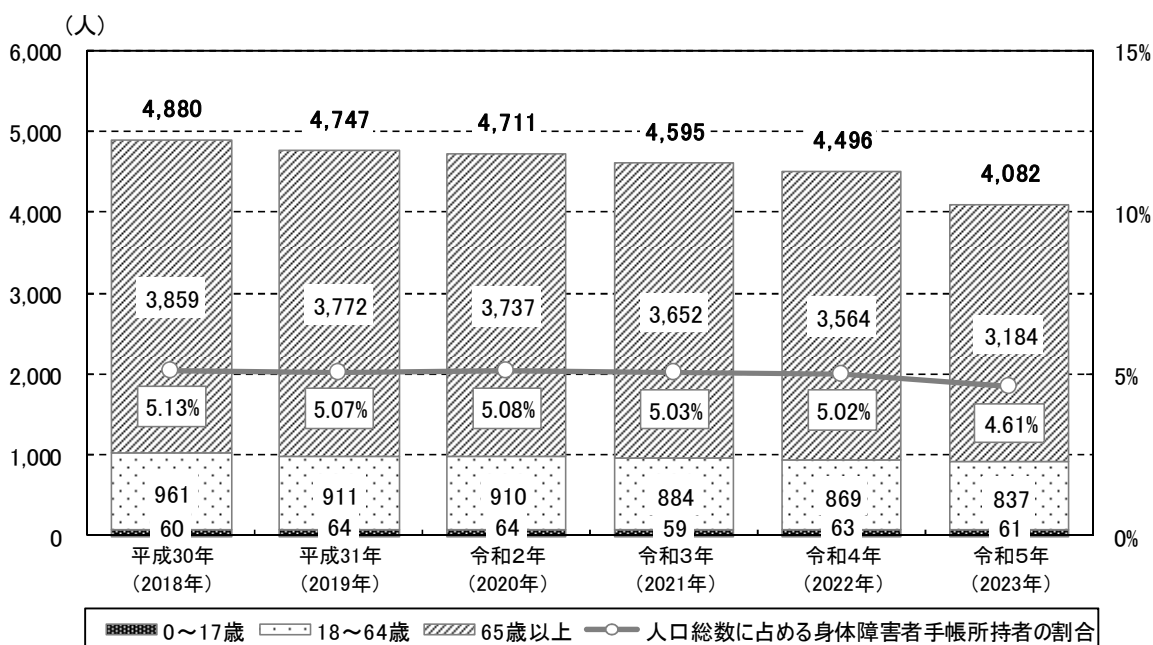
部位別身体障害者手帳所持者数

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
平成30(2018)年	4,880人	458人	372人	46人	2,512人	1,492人
平成31(2019)年	4,747人	451人	364人	45人	2,425人	1,462人
令和2(2020)年	4,711人	458人	363人	45人	2,401人	1,444人
令和3(2021)年	4,595人	443人	357人	44人	2,314人	1,437人
令和4(2022)年	4,496人	450人	360人	43人	2,236人	1,407人
令和5(2023)年	4,082人	394人	328人	36人	2,024人	1,300人

※各年4月1日現在

※令和4(2022)年から令和5(2023)年の手帳所持者数の減少は住民基本台帳との整合を図った結果によるものです。

年齢別身体障害者手帳所持者数



※各年4月1日現在

※令和4(2022)年から令和5(2023)年の手帳所持者数の減少は住民基本台帳との整合を図った結果によるものです。

③ 知的障害のある人

療育手帳所持者数は、令和5(2023)年4月1日現在 893 人で、平成30(2018)年と比べて1.01倍となっています。

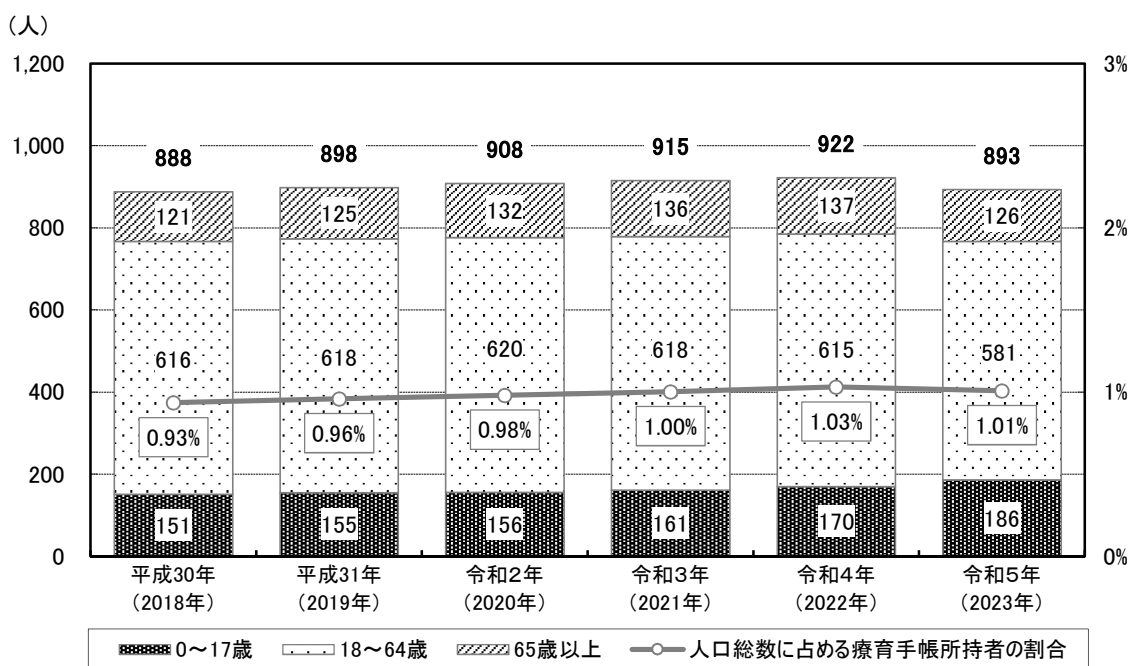
等級別にみると、重度である○AやAが全体の41.2%を占めています。年代別には、18歳以上65歳未満が多くなっています。

等級別療育手帳所持者数

区分	総数	○A	A	○B	B
平成30(2018)年	888人	70人	320人	247人	251人
平成31(2019)年	898人	71人	317人	247人	263人
令和2(2020)年	908人	75人	308人	248人	277人
令和3(2021)年	915人	71人	305人	248人	291人
令和4(2022)年	922人	74人	304人	246人	298人
令和5(2023)年	893人	73人	295人	238人	287人

※各年4月1日現在

年齢別療育手帳所持者数



※各年4月1日現在

④ 精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5(2023)年4月1日現在 1,144 人で、平成30(2018)年と比べて 1.21 倍となっています。等級別にみると、2級が 67.0%を占めており、3級については毎年増加しています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の事務処理件数も増加基調にあり、令和5(2023)年4月1日現在 2,200 件となっています。

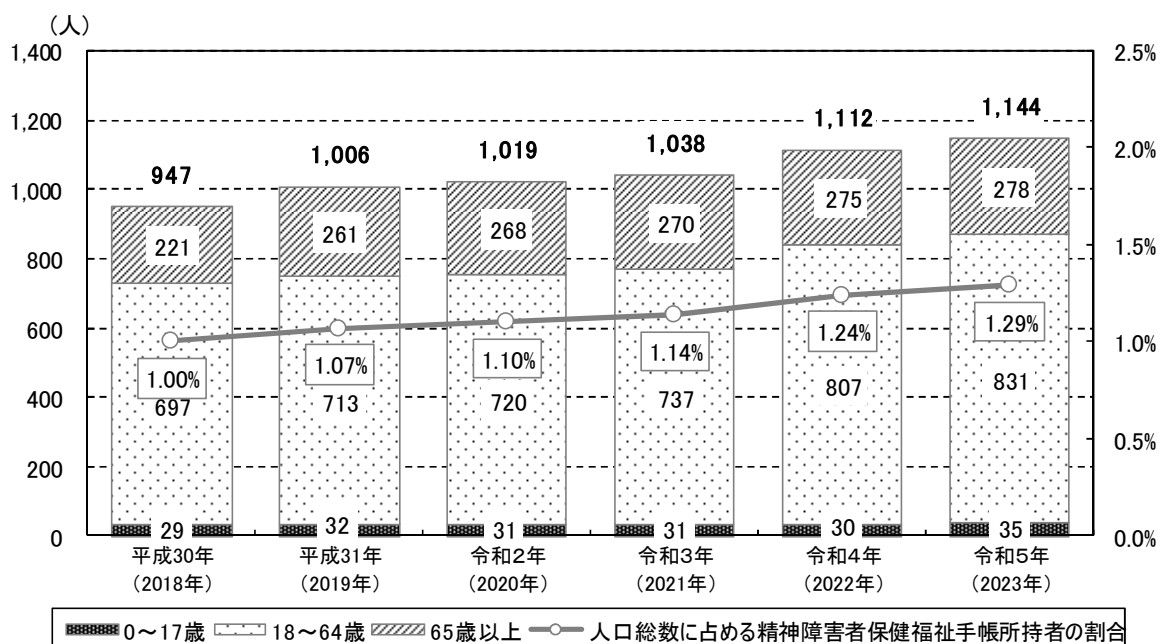
精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）事務処理件数

区 分	精神障害者保健福祉手帳所持者数				自立支援医療(精神通院医療)事務処理件数
	総 数	1 級	2 級	3 級	
平成 30(2018)年	947	48	677	222	1,791
平成 31(2019)年	1,006	50	719	237	1,884
令和 2(2020)年	1,019	53	712	254	1,928
令和 3(2021)年	1,038	51	719	268	1,377
令和 4(2022)年	1,112	47	769	296	2,057
令和 5(2023)年	1,144	41	767	336	2,200

※各年4月1日現在

※令和3(2021)年の自立支援医療（精神通院医療）事務処理件数の減少は、新型コロナウイルス感染症対策として1年間有効期間が延長され、更新申請が減ったことによるものです。

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数



※各年4月1日現在

⑤ 保育・教育環境の状況

障害のある子ども（児童発達支援事業所を利用している子どもを含む）の保育所・認定こども園への入所児童数は令和3（2021）年から増加に転じ、令和5（2023）年は130人となっています。

三原市立小・中学校に設置されている特別支援学級は、令和5（2023）年現在75学級（小学校52、中学校23）で、小学校については近年増加しています。また、在籍している児童・生徒数は371人（小学校271人、中学校100人）です。

障害のある子ども等の保育所・認定こども園への入所児童数
及び特別支援学級の学級数と児童・生徒数

区 分	保育所・認定こども園への入所児童数	特別支援学級の学級数と児童・生徒数			
		小学校		中学校	
		学級数	児童数	学級数	生徒数
平成30(2018)年	106人	48学級	209人	21学級	73人
平成31(2019)年	171人	47学級	201人	20学級	76人
令和2(2020)年	101人	46学級	209人	23学級	92人
令和3(2021)年	89人	48学級	216人	21学級	92人
令和4(2022)年	112人	50学級	238人	21学級	94人
令和5(2023)年	130人	52学級	271人	23学級	100人

※各年5月1日現在

⑥ 障害福祉サービス等の利用状況

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定を受けた人は、令和5（2023）年4月1日現在608人で、平成30（2018）年と比べて1.04倍となっています。

障害支援区分認定者数

区 分	総 数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成30(2018)年	586人	3人	113人	111人	98人	81人	180人
平成31(2019)年	617人	7人	125人	113人	101人	79人	192人
令和2(2020)年	624人	7人	127人	115人	103人	81人	191人
令和3(2021)年	624人	12人	120人	105人	104人	88人	195人
令和4(2022)年	610人	16人	121人	104人	90人	90人	189人
令和5(2023)年	608人	18人	128人	100人	95人	97人	170人

※各年4月1日現在

※区分の数字が大きいほどより介護・支援を必要とする状態を意味します

令和5(2023)年9月末現在の、障害支援区分認定者の年齢は、18歳から64歳までの人が476人です。65歳以上の人は介護保険サービスに移行しますが、介護保険の認定が非該当になった人、介護保険にないサービスを利用する人、介護保険では支給量が足りない人は障害福祉サービスの決定を受けて利用します。また、65歳未満の時点で障害者支援施設に入所していた人やグループホームを利用していた人は、65歳到達後も引き続き利用できます。障害別では知的障害のある人の決定が305人と一番多くなっています。

障害支援区分別人数

区分	総数	18～64歳	65歳以上	身体	知的	精神	難病	重複(身・知)	重複(身・精)	重複(知・精)
区分1	19	17	2	0	7	11	0	0	1	0
区分2	125	105	20	5	45	72	0	1	0	2
区分3	107	73	34	22	60	17	1	4	2	1
区分4	95	68	27	22	57	4	0	9	2	1
区分5	97	75	22	23	53	4	1	14	1	1
区分6	166	138	28	34	83	0	0	49	0	0
合計	609	476	133	106	305	108	2	77	6	5

※令和5年9月末現在

児童通所支援サービスの支給決定者数は、以下のとおりとなっており、放課後等デイサービスについては年々増加傾向にあります。

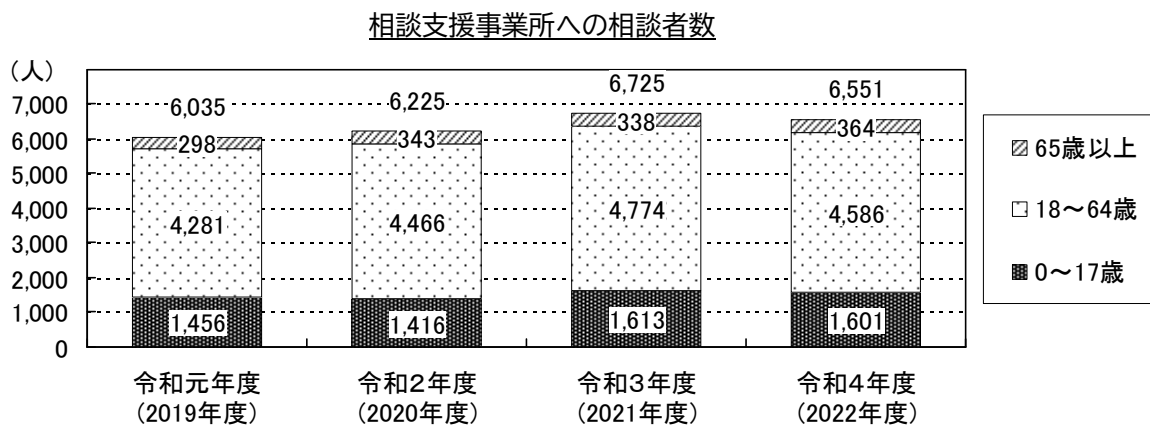
児童通所支援支給決定人数

区分	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
平成30(2018)年	198人	1人	186人	21人
平成31(2019)年	220人	2人	220人	18人
令和2(2020)年	239人	2人	224人	21人
令和3(2021)年	183人	0人	224人	21人
令和4(2022)年	174人	1人	257人	23人
令和5(2023)年	171人	2人	285人	21人

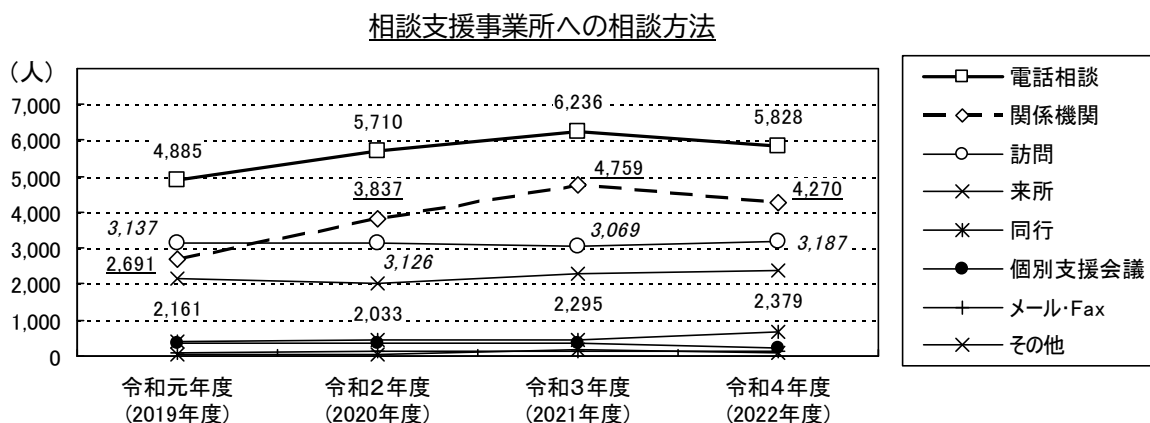
※各年4月1日現在

⑦ 相談支援事業の動向

現在、市内には15箇所の相談支援事業所があり、相談支援事業所への相談者数は、年により増減はありますが、増加基調にあります。また、年齢別にみると、障害児（0～17歳）の割合が24%前後で推移しています。



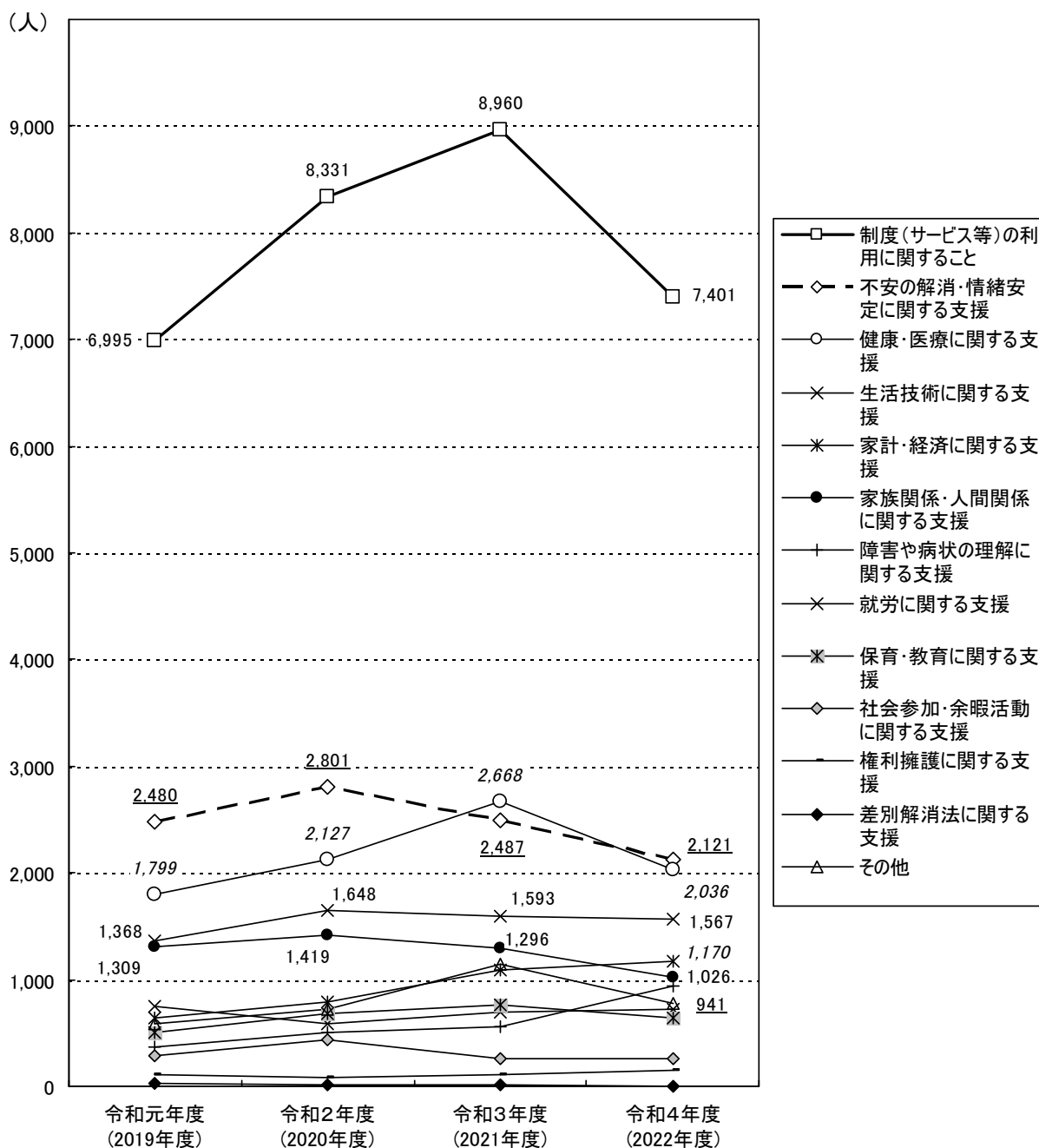
相談支援事業所への相談方法は、電話相談が最も多く、次いで関係機関、訪問、来所、同行の順となっています。



相談支援事業所への相談に対する支援内容は、制度（サービス等）の利用に関することが最も多く、次いで不安の解消・情緒安定に関する支援、健康・医療に関する支援、生活技術に関する支援、家計・経済に関する支援など行の順となっています。

家計・経済に関する支援と障害や病状の理解に関する支援については、毎年増加する傾向にあります。

相談支援事業所への相談に対する支援内容



※相談者により複数回の相談を行っている人がいるため、延べ相談件数となります。

2 障害者施策の実施状況

(1) 障害者計画の実施状況

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの障害者計画(第6期)で掲げた施策の実施状況について、主要施策ごとに整理すると次のとおりとなります。

基本目標1 福祉意識を啓発する

主要施策	実施状況
1-1 理解・啓発 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や障害のある人に対する理解の促進のため、障害者週間のイベントを毎年開催しました。街頭キャンペーン、アート展、当事者ワークショップ、ペアレントカフェ、ハンドサインカフェ等を開催し、障害のある人と来場者が障害の有無に関係なく交流することにより、意識啓発を行いました。街頭キャンペーンでは市内4店舗で啓発チラシを500部配布しました。 ○手話言語国際デーと自閉症啓発デーに合わせて庁舎のライトアップを行い、理解啓発を図りました。 ○市広報で手話の紹介と併せて聴覚障害のある人への理解を促進するコーナーや、障害特性について説明するコーナーを連載し理解啓発を行いました。 ○令和5(2023)年7月に手話が言語であるとの認識のもと、手話言語への理解促進及び普及等の施策を推進することによって、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざすことを目的とし、手話言語条例を制定しました。 ○保育所、幼稚園、小・中学校においては障害のある子どもとない子どもが互いの理解を深めるよう合同保育や交流、共同学習を行いました。
1-2 住民と協働 した福祉活 動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア・市民活動センターがコーディネートの中核となり、ボランティアを必要とする希望に沿ったコーディネートや相談・助言を行いました。 ○ボランティア団体「朗読録音グループ声の友」や「点訳ボランティアてんゆう会」が、視覚障害のある人や、聴覚障害のある人など文字による情報入手が困難な人に、音訳や点訳を行っています。 ○障害のある人との意思疎通・情報取得のために必要な技術を習得する講座として、点訳・手話・朗読・要約筆記奉仕員の養成講座を開催しています。
1-3 権利擁護の 推進 (重点)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域自立支援協議会で事業所向けの障害者虐待防止研修を開催し、事業所での虐待防止に取り組みました。また、成年後見制度についての研修を行い、制度利用の普及を図りました。 ○障害者週間啓発事業の街頭キャンペーンで、障害当事者や事業所職員などの関係者とともに虐待防止の啓発パンフレットを500部配布しました。 ○令和4(2022)年4月に、障害者虐待や成年後見制度利用等の権利擁護に関し、専門職を支援する権利擁護連携支援センターを三原市社会福祉協議会に設置しました。障害者の権利を守るために、地域全体で権利擁護の意識を高めていく取組を継続します。 ○「障害者差別解消法について」の出前講座は、新型コロナウイルスの影響もあり、令和4(2022)年度は実施がありませんでした。

基本目標2 生活支援体制を充実する

主要施策	実施状況
2-1 多様な居住 の場の提供 及び整備	<p>○障害のある人が、地域の中でそれぞれの希望にあった暮らしを選択することができるようグループホームの確保や、公営住宅、民間住宅の活用等多様な形態の居住環境の確保に努めました。</p> <p>○住居確保支援会議において関係機関と連携し、住宅入居等支援事業を利用して賃貸住宅へ入居している人の居住継続支援を行いました。</p> <p>○障害のある人が住み慣れた住宅で生活を継続できるよう、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修費を日常生活用具として給付しました。</p> <p>○グループホームについては、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業所が新たに参入する傾向があり、支援の質を保つことが必要であることから地域自立支援協議会への参加を促し、研修会やワークショップへの参加を呼び掛けています。</p> <p>○公営住宅の入居に関しては、保証人についての条件が緩和されたことにより、また、民間住宅の入居に関しては、賃貸保証会社の普及により支援を必要とする人が減少していることにより、住居確保支援会議のあり方について検討しました。</p> <p>○精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いなどが包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざすため、住居確保支援会議において、協議を行いました。</p>
2-2 事業者の業 務管理体制 づくり	<p>○障害福祉サービス事業者において、法令遵守の義務の履行が確保されるよう、実地指導を実施しました。</p>
2-3 主体的な生 活を営むた めの支援	<p>○障害のある人が主体的な生活を実現するためには、自己決定できることを支援者が尊重し支援することが必要であることから、福祉施設の職員を対象に、地域自立支援協議会で意見交換やスキルアップ研修を行いました。</p> <p>○障害のある人が自立的な地域生活を営むことができるよう家族と離れ、地域内の民間アパート等で地域生活を体験する場を提供する、自立生活体験事業を実施しました。</p>

基本目標3 自立に向けた環境を充実する

主要施策	実施状況
<p>3-1 療育・教育 の支援体制 の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援専門員による公立保育所、こども園での巡回相談を実施し、保育士等の発達障害児への関わりを支援しました。 ○私立紅梅認定こども園を障害児保育拠点と位置づけ、障害児保育の充実を図りました。 ○幼稚園、小学校、中学校での特別支援教育校内委員会を充実させ、特別な支援を必要とする幼児児童生徒について情報共有を図りました。 ○広島県立三原特別支援学校のセンター的機能を活用し、取組充実を図り、合同研修を実施しました。 ○地域自立支援協議会児童支援部会を開催し、障害児支援のスキルアップを図るとともに、障害児の支援体制づくりを行いました。 ○療育を必要とする子どもは増加傾向にあり、放課後等デイサービスの利用が年々増加しています。
<p>3-2 雇用・就労 の支援促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公共職業安定所をはじめ、関係機関と連携し、就労体験事業を実施し、障害のある人に対する企業の理解促進、雇用の拡大に取り組みました。 ○障害者事業所連携強化コーディネート事業を実施し、福祉的就労の場において工賃向上につながる商品開発の支援等を行いました。 ○就労体験事業については、受け入れ企業や団体によっては新型コロナウイルスにより受け入れが難しく、縮小せざるを得ませんでした。その影響により福祉施設からの就労は目標値の約半分にとどまっています。 ○令和5(2023)年度からは更なる取組として、「障害者就労推進事業」を開始しました。障害者の相談支援強化のため「障害のある人の就労応援相談ステーション」を、障害者雇用が拡大するよう企業を支援する「ワークリンクすみはら」を委託事業者が開設し、当事者及び企業の両面を支援する取組を始めました。
<p>3-3 地域自立支 援協議会の 役割強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域自立支援協議会は、全体会議、定例会議、相談支援会議、運営会議、6つの部会（就労支援専門部会、児童支援部会、権利擁護部会、防災部会、障害者プラン策定専門部会、社会資源開発専門部会）で構成され、障害のある人のニーズの把握と福祉サービス提供の課題への対応、地域生活を支えるためのネットワーク構築などに取り組みました。 ○令和4(2022)年度からは社会資源開発専門部会を開始し、ワークショップ等で明らかになった課題を解決していくため、社会資源の検証、開発について協議を行いました。毎年ワークショップを開催し、障害者プランの理念実現に向け、意見交換を行いました。

基本目標4 安全・安心な生活環境を確保する

主要施策	実施状況
4-1 安心できる 保健・医療 体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科医師や精神保健福祉士による「こころのなんでも相談」を実施し、こころの病気の早期発見と必要な受診勧奨を行いました。 ○回復期にある精神障害のある人を対象に、ソーシャルクラブを開催し、話し合いや行事をとおして、社会参加と仲間づくりを進めました。 ○「Net119 緊急通報システム」を活用し、障害のある人の救急搬送体制について FAX での対応に加えてスマートフォン等でも通報できる体制を整えました。 ○委託相談支援事業者を障害のある人の総合相談窓口として位置づけ、保健・医療・福祉の関係機関の連携のもとで、保健・医療に関する相談支援の強化に努めました。
4-2 福祉人材の 養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援専門員の資質向上を目的に、地域自立支援協議会でスキルアップ研修を行いました。 ○医療的ケアを要する状態にある障害児や重症心身障害児等が地域で安心して暮らしていけるよう支援を行う医療的ケア児コーディネーターは、現在、県の養成講座を受けた2名が市内障害福祉事業所に在籍しています。 ○事業所対象のワークショップでは、毎年、人材不足と人材育成についての意見が挙げられます。また、強度行動障害のある人などへの支援が難しいという意見も挙げられました。 ○地域自立支援協議会での情報交換やスキルアップ研修を開催し、支援者の資質向上を図ると同時に、抱えている課題の共有・解決や事業所間の交流を図る場としてもワークショップを継続して開催しました。
4-3 住みよい環 境づくりの 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが安心して住み続けられるまちづくりを実現するため、交通事業者と連携を図りながら、三原市交通バリアフリー基本構想の重点地区におけるバリアフリー化を推進しました。 ○障害のある人の外出支援については、優待乗車証・乗船券の交付、通院交通費補助金の支給、移動支援事業等を実施していますが、毎年ワークショップ等で多くの意見が出ることから、令和4(2022)年度に地域自立支援協議会に社会資源開発専門部会を開始し、障害のある人の移動に関することについて協議を行い、令和5(2023)年度から重度障害者のタクシー利用助成を開始しました。
4-4 安全・防災 対策の推進 (重点)	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的に大規模災害が発生しており、障害のある人の防災に対する意識を高める必要があるため、地域自立支援協議会防災部会で啓発のためのチラシを作成しました。 ○地域自立支援協議会防災部会において、高齢者福祉課及び危機管理課と連携し、避難行動要支援者の個別避難計画の作成について協議を行いました。障害福祉事業所が関わっている障害のある人の計画については、支援者が作成を支援することとし、支援者のスキルアップ研修を行いました。 ○個別避難計画について、障害福祉事業所を利用していない避難行動要支援者については、高齢者福祉課と連携し作成について案内する文書を送付しました。

基本目標5 自らの決定に基づいた支援体制を充実する

主要施策	実施状況
<p>5-1 相談支援体制の充実 (重点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域自立支援協議会の相談支援会議を毎月開催し、協議を深め、相談支援専門員の資質向上と連携強化を行うことにより、支援体制の充実を図りました。 ○相談支援会議において、主任相談支援専門員が中心となり、事例検討や計画相談様式の見直しを行いました。 ○尾三圏域で合同の相談支援専門員を対象とした研修会を開催し、交流と資質向上を図りました。 ○委託相談支援事業所にピアスタッフを配置し、当事者視点での相談支援を実施しました。 ○経験年数の少ない相談支援専門員が増加しており、困難事例などに対する情報共有や質の向上が必要であるため、相談支援会議で事例検討やスキルアップ研修を行いました。 ○個別の相談窓口では対応しきれない課題について、令和5(2023)年度から新たに地域共生センターを開始し、三原市社会福祉協議会と協働して、重層的支援が必要な相談に対応しています。
<p>5-2 情報提供とコミュニケーション支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者・要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の配置事業、音訳や点訳等の意思疎通支援事業を実施し、障害のある人の情報・コミュニケーション支援の充実に努めました。 ○三原市社会福祉協議会に配置している手話通訳者が、タブレット端末使用により、遠隔で相談できる体制を整備しました。 ○令和4(2022)年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、本市でも令和5(2023)年度から新たに三原市議会の本会議を傍聴する際に手話通訳者を派遣する事業を開始しました。 ○今後も障害特性に応じた情報の取得利用に関する施策を充実する必要があるため、令和5(2023)年度に地域自立支援協議会の社会資源開発専門部会で「情報コミュニケーション」をテーマとし、協議を行うこととしました。 ○障害のある外国人や、障害のある子どもの外国人保護者が、障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、利用申請書や説明文の英語版及びタガログ語版を作成しました。
<p>5-3 総合的な地域生活支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人のニーズや実態に応じて、法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業を実施しました。 ○経済的支援や医療給付として、特別障害者手当や特別児童扶養手当等の各種福祉手当の支給や、自立支援医療をはじめとした各種医療給付の継続実施を行いました。 ○障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための緊急時の受け入れとして、令和4(2022)年度に地域生活支援拠点8か所を整備しました。 ○地域生活支援拠点について相談があった人は、障害福祉サービスの申請等につなげ、短期入所等の決定を行うなど既存の制度で対応ができているため、現時点で利用実績はありません。

基本目標6 社会参加の機会を充実する

主要施策	実施状況
6-1 多様な活動 の場の確保	<p>○放課後児童クラブで支援の必要な児童を受け入れ、必要に応じた支援員の加配等を行いました。新1年生については、就学前施設と連携し、要支援児童の把握を行い、利用しやすい環境づくりに努めました。</p> <p>○障害のある人に創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター4事業所に対して補助金を交付しました。</p>
6-2 スポーツ・ 芸術文化活 動の推進及 び支援 (重点)	<p>○コロナ禍により、令和2(2020)年度、令和3(2021)年度はスポーツフェスティバル開催事業の中止や縮小を行いました。令和4(2022)年度は障害者スポーツフェスティバルとして初めてサイクリング体験会とeスポーツ体験会を開催しました。障害のある子どもも多く参加し体験や交流を行いました。</p> <p>○アート展は障害者週間啓発事業のイベントとして定着させ、毎年開催しています。令和4(2022)年度は「まちかどアート展」と題し、多くの人に見ていただけるよう、三原市内の店舗や公共施設の全8か所に展示しました。</p>



「あき」 原田 和季

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況

障害者計画（第6期）で掲げた数値目標の達成状況と具体的な取組、課題、今後の方策について整理すると次のとおりとなります。

① 福祉施設から一般就労への移行等

就労体験事業を実施し、就労意欲の向上を図るとともに、企業の障害に対する理解啓発を促しましたが、就労体験事業について、受入企業や団体によっては新型コロナウイルスにより、受け入れが難しく縮小せざるを得ませんでした。また、就労移行支援事業所が令和4年度に3か所から2か所に減少した影響もあり、目標は達成できませんでした。

令和5（2023）年度から新たに就労推進事業を開始しました。企業開拓と当事者の就労に関する相談支援を充実させるとともに、就労体験も継続し一般就労への移行を推進する必要があります。

	基準値	第5期	第6期計画期間			令和5年 (2023年) 目標値	達成度
	平成31年 (2019年) 実績	令和2年 (2020年) 実績	令和3年 (2021年) 実績	令和4年 (2022年) 実績	令和5年 (2023年) 10月末		
1年間に福祉施設を退所して一般就労した者の数	23	11	14	15	10	31	未達成
うち、就労移行支援事業利用者数	15	9	9	10	9	20	未達成
うち、就労継続支援A型事業利用者数	0	0	0	0	0	1	未達成
うち、就労継続支援B型事業利用者数	8	2	5	5	1	10	未達成
一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	6	3	4	3	2	21	未達成
就労定着支援事業所の数	2	2	2	2	2	3	未達成
就労定着率が8割以上の事業所数	1	1	2	1	2	2	達成

② 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所者の多くは、障害の程度が重く介護が必要な人であり、また高齢の人も多いため、地域移行が進まない状況にあります。今後は、相談支援専門員と連携し、地域移行の可能性を踏まえての利用計画作成や、地域移行支援、地域定着支援の活用を図ります。更に地域での生活を維持できるよう、地域自立支援協議会と連携し、社会資源の活用や掘り起こしを行います。

	基準値	第5期	第6期計画期間			令和5年 (2023年) 目標値	達成度
	平成31年 (2019年) 実績	令和2年 (2020年) 実績	令和3年 (2021年) 実績	令和4年 (2022年) 実績	令和5年 (2023年) 見込値		
福祉施設入所者数 (年度末時点)	159	153	150	148	150	156	達成
地域移行者(単年)		2	0	0	1	-	-
地域移行者(累計)		2	2	2	3	10	未達成
施設入所者減少数 (単年度)		6	3	2	2人増	-	-
施設入所者減少数 (累計)		6	9	11	9	-	-

③ 地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実

地域自立支援協議会で整備に向けた協議を行い、課題を抽出しました。また、協定締結に向けて事業所と協議を重ね、必要な機能を複数の機関が分担して担う「面的整備」として、令和4年(2022)年度に地域生活支援拠点を8箇所整備しました。

	平成31年 (2019年) 実績	令和2年 (2020年) 実績	令和3年 (2021年) 実績	令和4年 (2022年) 実績	令和5年 (2023年) 見込値	令和5年 (2023年) 目標値	達成度
整備箇所数	0	0	0	8	8	2	達成

④ 地域における重層的な障害児支援体制の構築

重症心身障害児の支援について地域自立支援協議会児童支援部会で課題を共有しましたが、対応可能な事業所がないこと、事業所の確保が進まないことが課題です。今後は地域自立支援協議会で協議を進め、必要に応じ関係機関と連携していきます。

	平成31年 (2019年) 実績	令和2年 (2020年) 実績	令和3年 (2021年) 実績	令和4年 (2022年) 実績	令和5年 (2023年) 見込値	令和5年 (2023年) 目標値	達成度
児童発達支援センター 設置数	1	1	1	1	1	1	達成
保育所等訪問支援事業 所の設置数	1	1	1	2	2	1	達成
主に重症心身障害児を 支援する児童発達支援 事業所の確保	0	0	0	0	0	1	未達成
主に重症心身障害児を 支援する放課後等デイ サービス事業所の確保	0	0	0	0	0	1	未達成
医療的ケア児支援のため の関係機関等の協議 の場の設置	無	無	有	有	有	有	達成
医療的ケア児コーディネ ーターの配置	1	2	2	2	2	5	未達成



「泳ぐ金魚」 中原 彩花

3 市民の意識

(1) 「三原市障害者プラン」策定のためのアンケート調査

① 調査方法と回収状況

計画の策定に向けた基礎資料とするため、障害のある方々の生活や障害福祉サービスなどの利用状況、ご意見などをお聞きし、今後の施策立案に必要な資料を得るために、アンケート調査を実施しました。

調査の方法と回収状況、回答者の主な属性

	障害者調査	障害児調査
調査対象	障害者手帳をお持ちの方	障害のある子ども、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している子ども (保護者の方が回答)
調査方法	郵送による配付・回収、相談支援事業所を通じた手渡し、WEB回答フォームによる回答を併用	
調査期間	令和5(2023)年4～5月	
回収状況	配布数：1,418件 有効回答数：512件 (調査票用紙による回答478件、 WEB回答34件) 有効回答率：36.1%	配布数：345件 有効回答数：99件 (調査票用紙による回答73件、 WEB回答26件) 有効回答率：28.7%
回答者の主な属性	回答者：本人72.7%、家族17.4% 年齢：18～39歳18.0%、40～64歳48.2%、65歳以上31.5% 手帳：身体59.8%、療育19.3%、精神24.4% 介護者：50歳代26.8%、60歳代27.4%、70歳代24.6%、80歳以上12.3%、40歳代11.7%	回答者：保護者(父・母)97.9% 年齢：0～5歳31.3%、6～11歳29.3%、12歳以上36.4% 手帳：身体24.2%、療育51.5%、精神3.0%、持っていない35.4%

※アンケート調査結果の各設問の母数n(Number of caseの略)は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限り全て構成比を意味し、単位は%です。

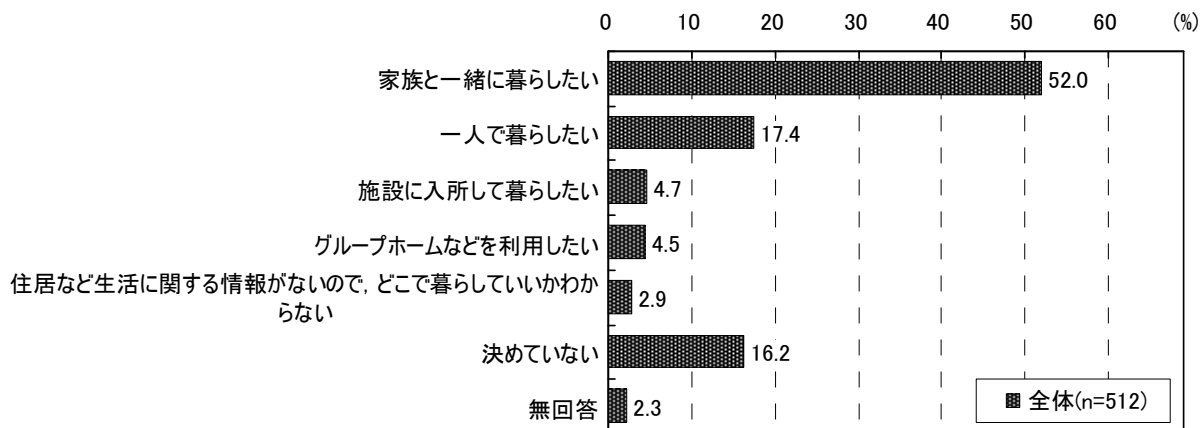
※属性別クロス集計のグラフ・集計表には、属性が無回答であったサンプルの集計結果を割愛しています。

② 主な集計結果

◆将来の暮らし方

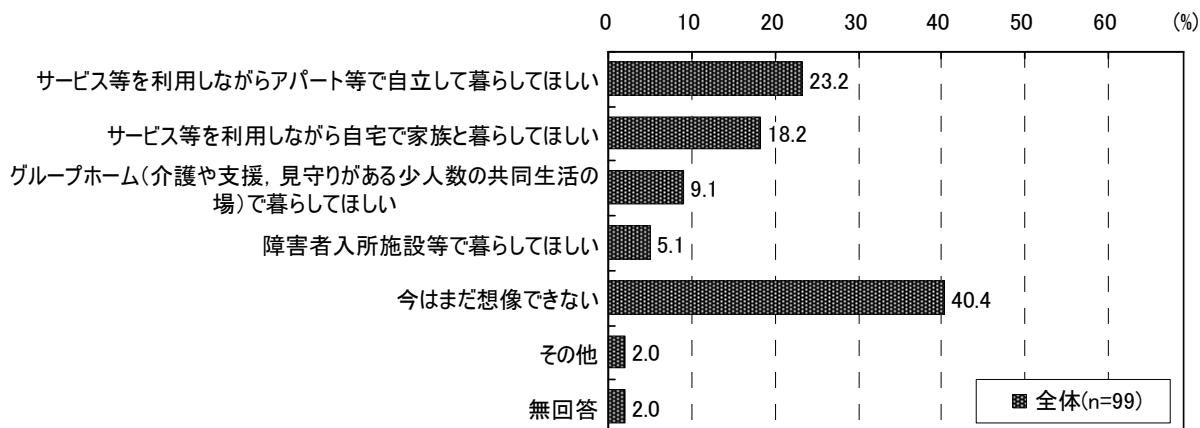
障害者

- ・「家族と一緒に暮らしたい」が 52.0%、「一人で暮らしたい」が 17.4%、「決めていない」が 16.2%となっています。



障害児

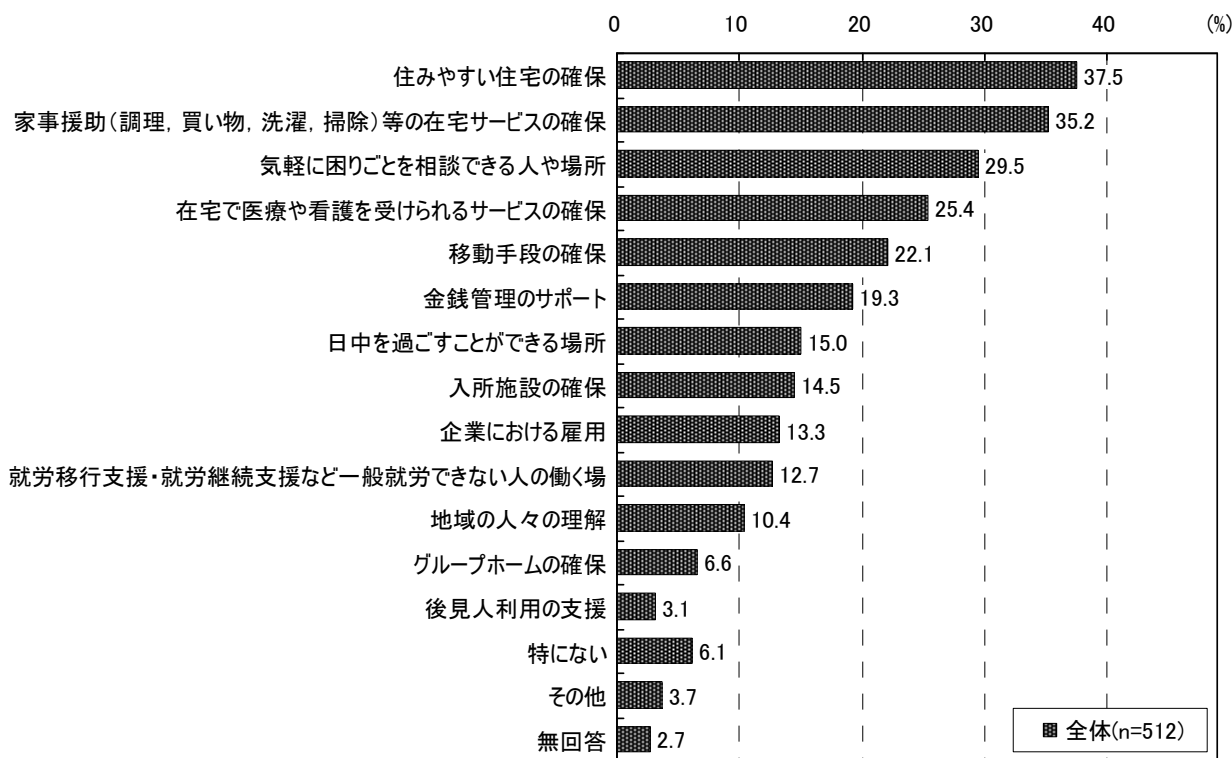
- ・「今はまだ想像できない」が 40.4%と最も多く、次いで「サービス等を利用しながらアパート等で自立して暮らしてほしい」が 23.2%、「サービス等を利用しながら自宅で家族と暮らしてほしい」が 18.2%となっています。



◆住み慣れた地域で暮らしていくための条件

障害者

- ・「住みやすい住宅の確保」が 37.5%と最も多く、次いで「家事援助（調理、買い物、洗濯、掃除）等の在宅サービスの確保」が 35.2%、「気軽に困りごとを相談できる人や場所」が 29.5%、「在宅で医療や看護を受けられるサービスの確保」が 25.4%、「移動手段の確保」が 22.1%、「金銭管理のサポート」が 19.3%などとなっています。



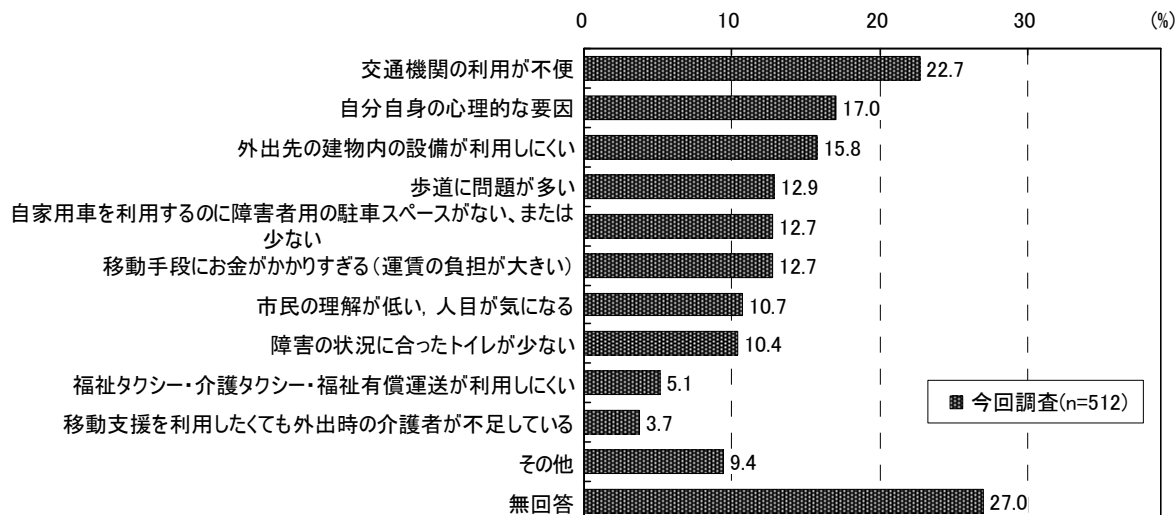
単位：%	全体 (n=512)	身体障害 (n=306)	知的障害 (n=99)	精神障害 (n=175)	難病 (n=52)	発達障害 (n=50)
住みやすい住宅の確保	37.5	35.0	29.3	44.0	28.8	38.0
家事援助等の在宅サービスの確保	35.2	36.3	41.4	30.9	40.4	26.0
気軽に困りごとを相談できる人や場所	29.5	25.5	27.3	37.7	17.3	46.0
在宅で医療や看護を受けられるサービスの確保	25.4	33.7	13.1	21.1	28.8	12.0
移動手段の確保	22.1	27.8	12.1	17.1	32.7	10.0
金銭管理のサポート	19.3	11.8	50.5	16.6	13.5	28.0
日中を過ごすことができる場所	15.0	10.8	27.3	17.1	3.8	18.0
入所施設の確保	14.5	15.7	25.3	8.6	15.4	16.0
企業における雇用	13.3	10.5	8.1	20.6	11.5	22.0
就労移行支援・就労継続支援など一般就労できない人の働く場	12.7	8.8	12.1	20.0	9.6	20.0
地域の人々の理解	10.4	9.5	7.1	13.1	9.6	12.0
グループホームの確保	6.6	3.9	21.2	3.4	5.8	8.0
後見人利用の支援	3.1	2.9	5.1	2.9	9.6	4.0
特になし	6.1	7.2	4.0	4.6	9.6	4.0
その他	3.7	2.9	2.0	5.1	3.8	4.0
無回答	2.7	2.3	5.1	2.9	1.9	2.0

※網かけ太字は全体構成比より 10 ポイント以上高いもの

◆外出時に困ったり、不便に感じること

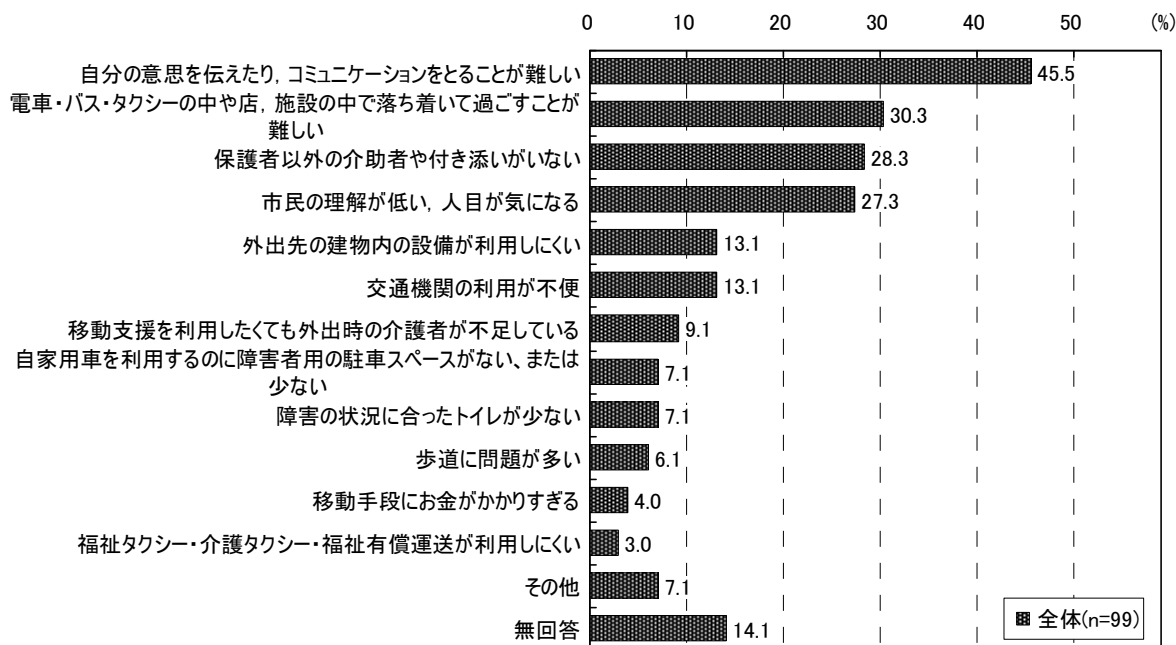
障害者

- ・「交通機関の利用が不便」が 22.7%、「自分自身の心理的な要因」が 17.0%、「外出先の建物内の設備が利用しにくい」が 15.8%などとなっています。



障害児

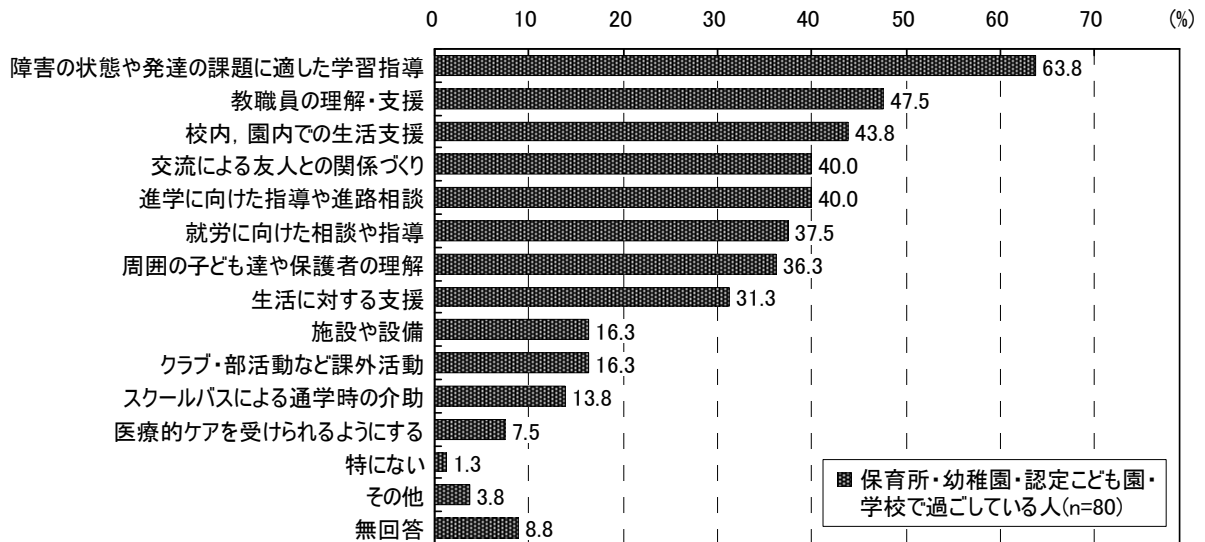
- ・「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」が 45.5%と最も多く、次いで「電車・バス・タクシーの中や店、施設の中で落ち着いて過ごすことが難しい」が 30.3%、「保護者以外の介助者や付き添いがいない」が 28.3%、「市民の理解が低い、人目が気になる」が 27.3%の順となっています。



◆保育・教育・学校生活などで充実が必要なこと

障害児

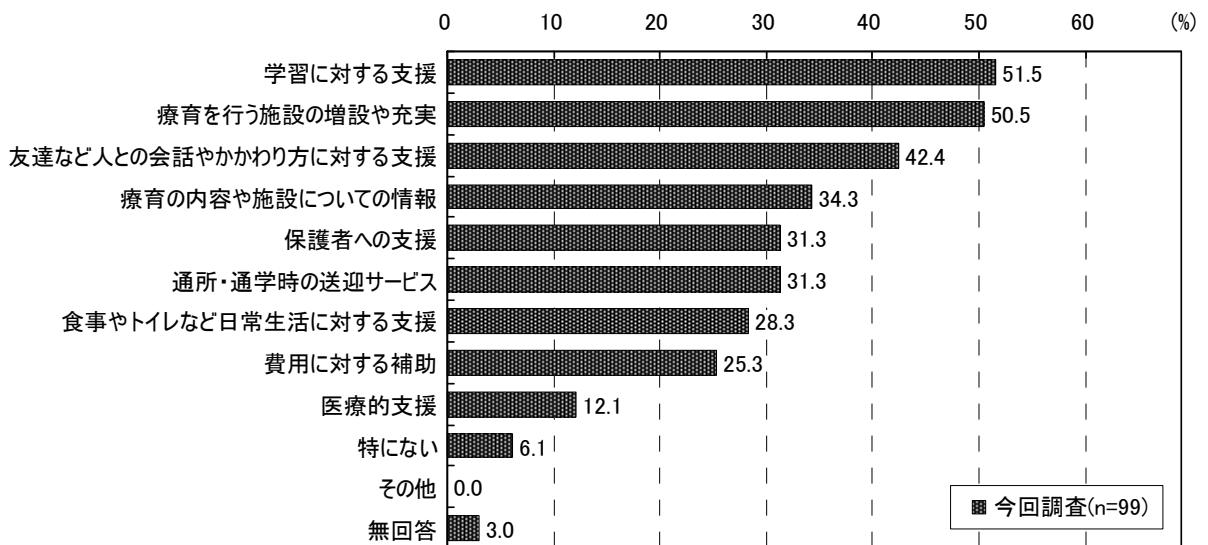
・「障害の状態や発達の課題に適した学習指導」が63.8%と最も多く、次いで「教職員の理解・支援」が47.5%、「校内、園内での生活支援」が43.8%、「交流による友人との関係づくり」と「進学に向けた指導や進路相談」がそれぞれ40.0%となっています。



◆療育や福祉サービスについて充実が必要なこと

障害児

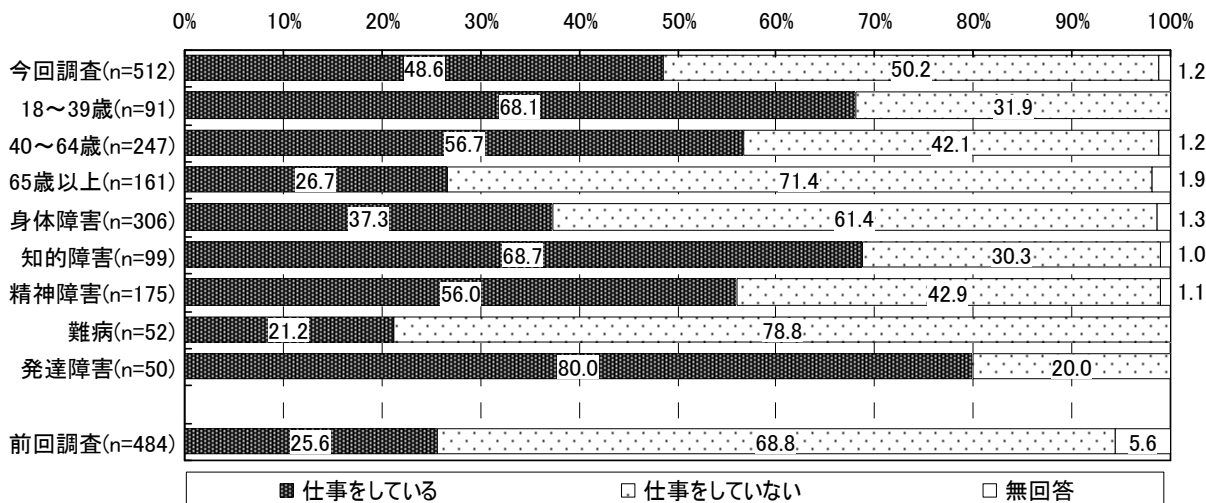
・「学習に対する支援」が51.5%、「療育を行う施設の増設や充実」が50.5%、「友達など人との会話やかかわり方に対する支援」が42.4%、「療育の内容や施設についての情報」が34.3%、「保護者への支援」と「通所・通学時の送迎サービス」がそれぞれ31.3%の順となっています。



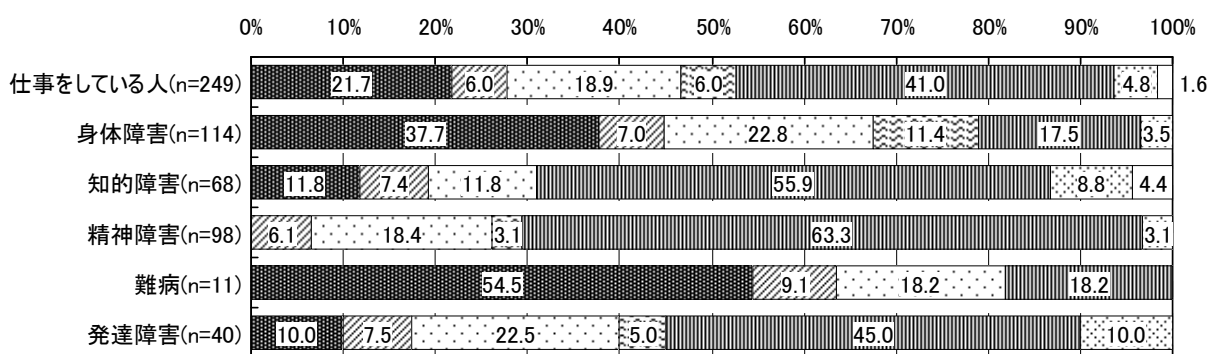
◆就労状況

障害者

- ・「仕事をしている」が48.6%、「仕事をしていない」が50.2%となっています。
- ・年齢別にみると、若い人ほど「仕事をしている」人が多く、障害の種類別には難病や身体障害は「仕事をしていない」、発達障害や知的障害では「仕事をしている」人が多くみられます。



- ・「就労継続支援A型・B型等」が41.0%、「正社員、正職員で他の職員と勤務条件などに違いがない」が21.7%、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣社員」が18.9%となっています。
- ・障害の種類別にみると、「就労継続支援A型・B型等」は精神障害で63.3%、知的障害で55.9%、また「正社員、正職員で他の職員と勤務条件などに違いがない」は身体障害で37.7%となっています。

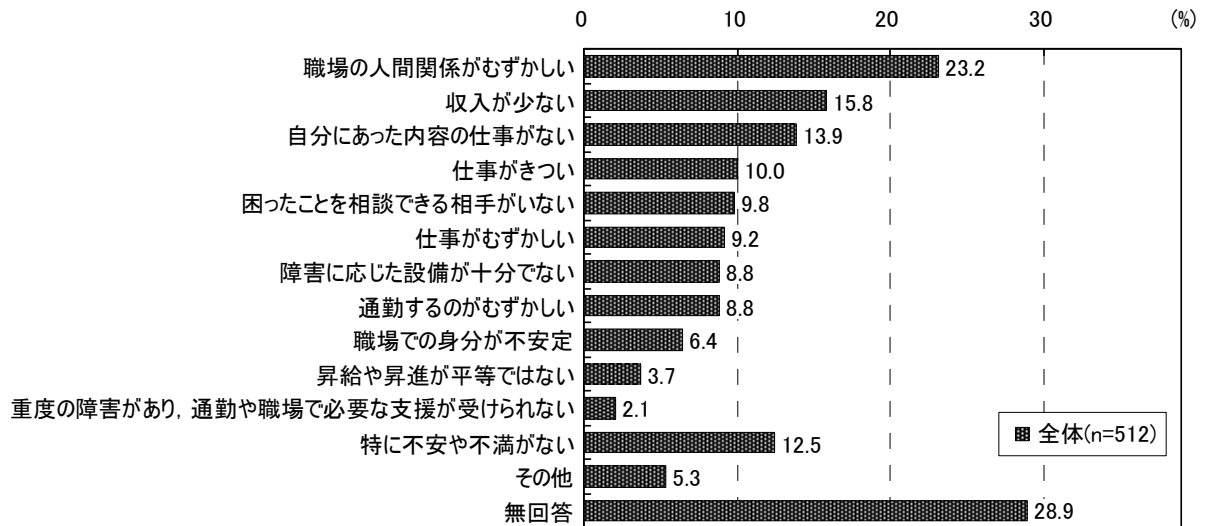


■ 正社員、正職員で他の職員と勤務条件などに違いがない	▨ 正社員、正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある
□ パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣社員	▩ 自営業、農業など
▨ 就労継続支援A型・B型等	▩ その他
□ 無回答	

◆仕事をするうえで不安や不満を感じること

障害者

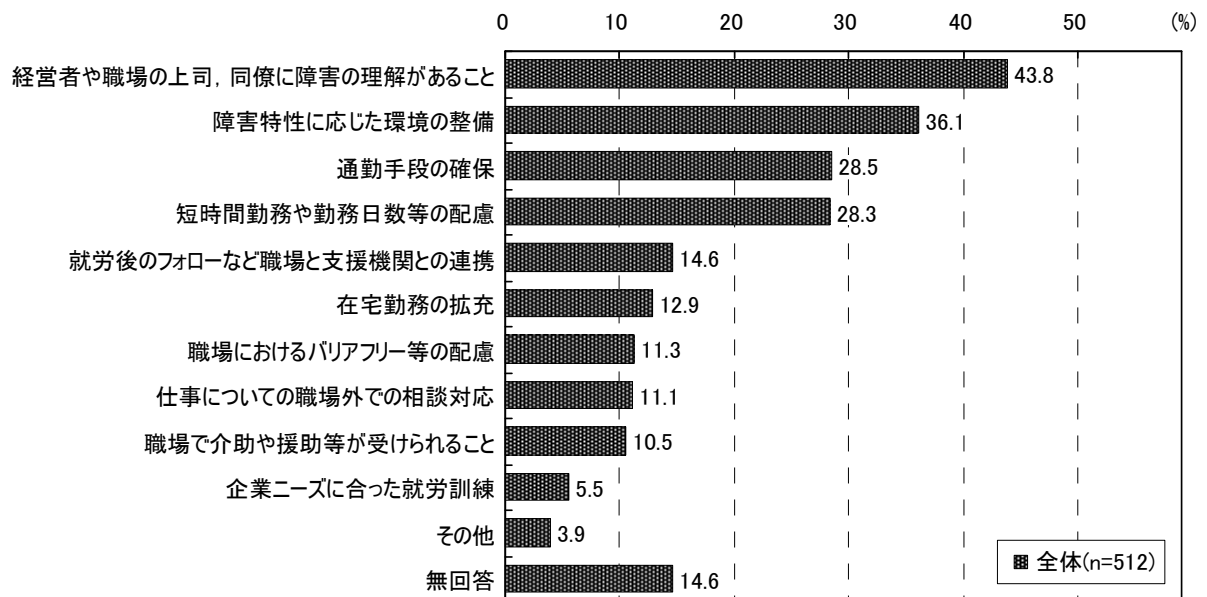
・ 回答者の 58.6%が何らかの不安や不満を感じており、内容別には「職場の人間関係がむずかしい」が 23.2%、「収入が少ない」が 15.8%、「自分にあった内容の仕事がない」が 13.9%となっています。



◆障害のある人が働くために必要なこと

障害者

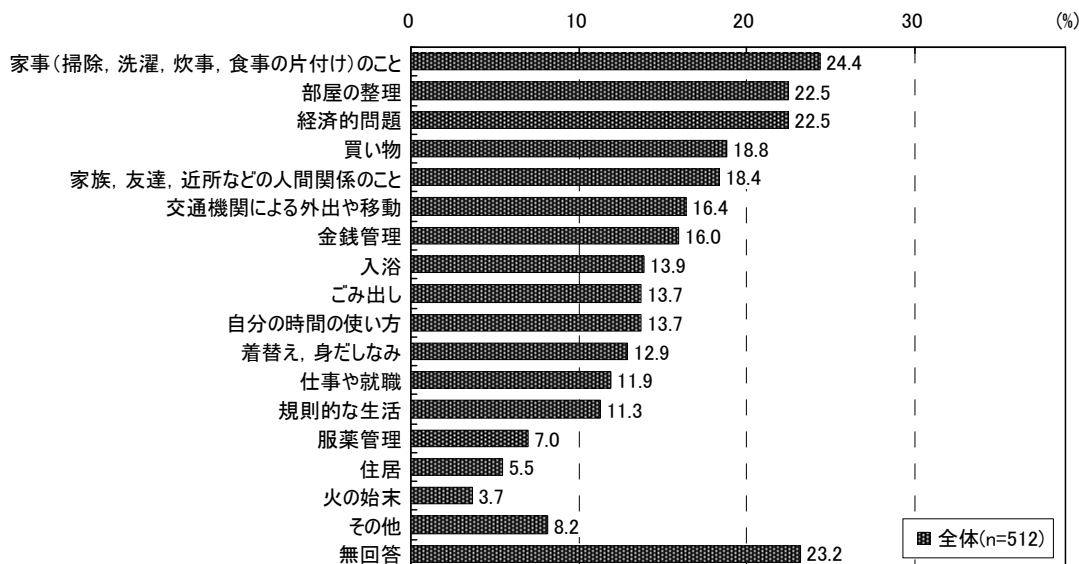
・ 「経営者や職場の上司、同僚に障害の理解があること」が 43.8%と最も多く、次いで「障害特性に応じた環境の整備」が 36.1%、「通手段の確保」が 28.5%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 28.3%となっています。



◆日常生活で困っていること

障害者

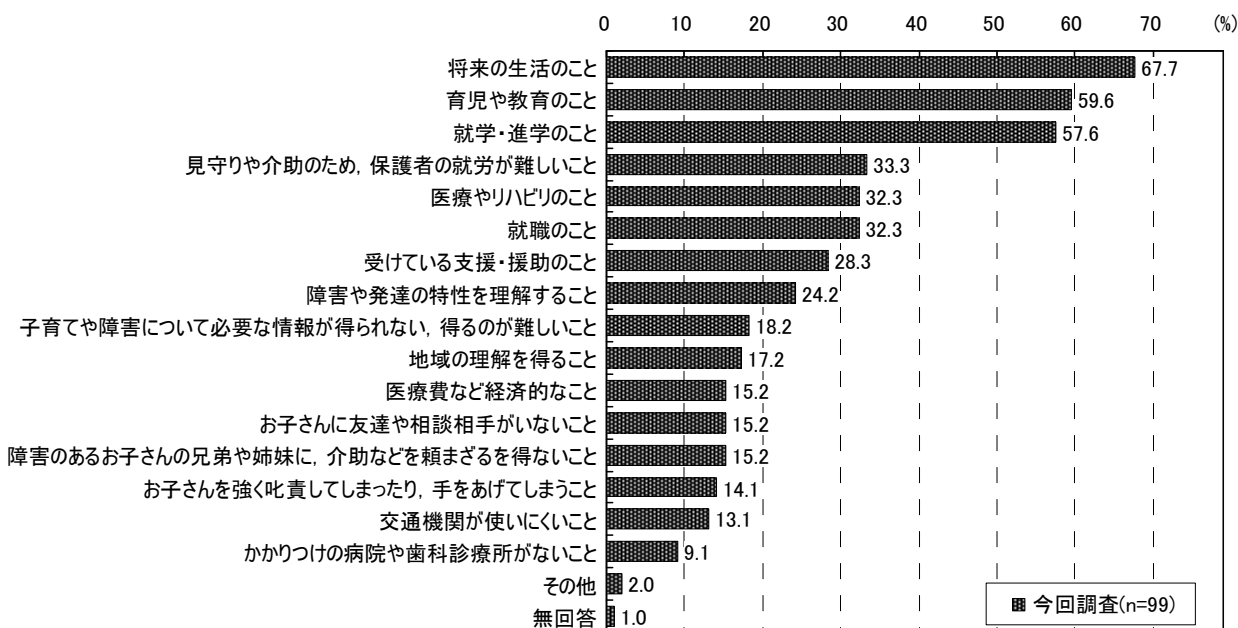
- ・「家事（掃除、洗濯、炊事、食事の片付け）のこと」が 24.4%、「部屋の整理」と「経済的問題」がそれぞれ 22.5%、「買い物」が 18.8%、「家族、友達、近所などの人間関係のこと」が 18.4%の順となっています。



◆子どものことで悩んでいること

障害児

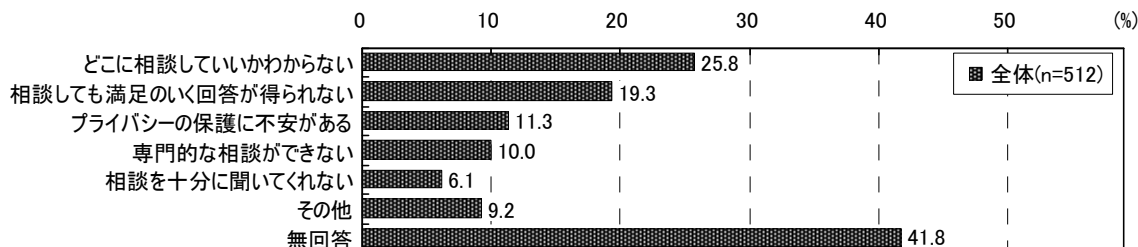
- ・「将来の生活のこと」が 67.7%と最も多く、次いで「育児や教育のこと」が 59.6%、「就学・進学のこと」が 57.6%、「見守りや介助のため、保護者の就労が難しいこと」が 33.3%、「医療やリハビリのこと」と「就職のこと」がそれぞれ 32.3%となっています。



◆相談時に不満に思ったり困ること

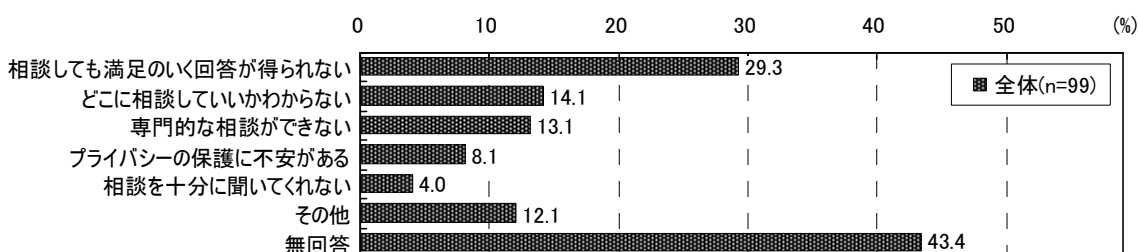
障害者

- ・「どこに相談していいかわからない」が 25.8%、「相談しても満足いく回答が得られない」が 19.3%となっています。



障害児

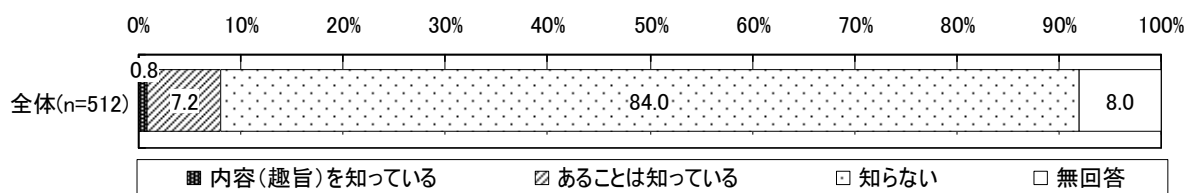
- ・「相談しても満足いく回答が得られない」が 29.3%、「どこに相談していいかわからない」が 14.1%、「専門的な相談ができない」が 13.1%となっています。



◆障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の周知度

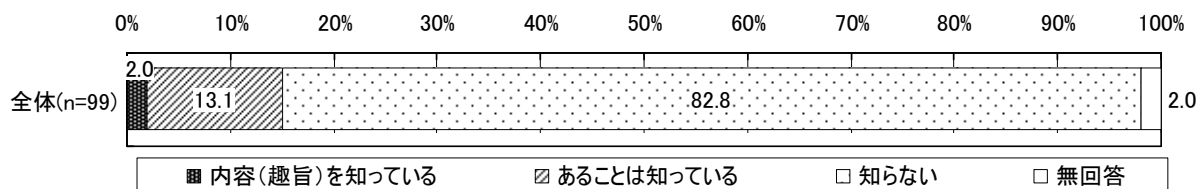
障害者

- ・「知らない」が 84.0%を占めています。



障害児

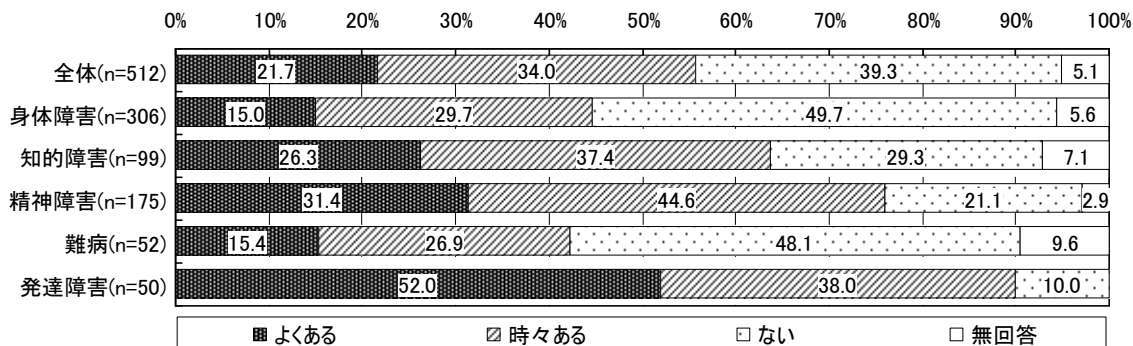
- ・「知らない」が 82.8%を占めています。



◆人とコミュニケーションをとるときに困ること

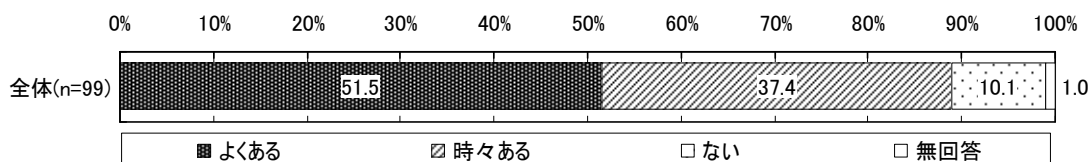
障害者

・「よくある」が21.7%、「時々ある」が34.0%と、合わせて55.7%が困ることがあると答えています。



障害児

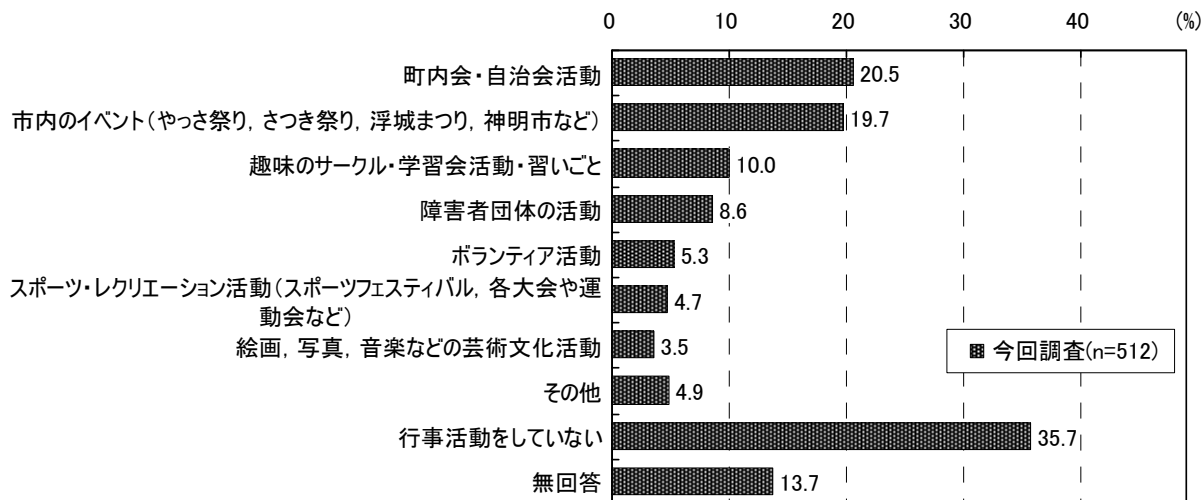
・「よくある」が51.5%、「時々ある」が37.4%と、合わせて88.9%が困ることがあると答えています。



◆地域活動への参加状況

障害者

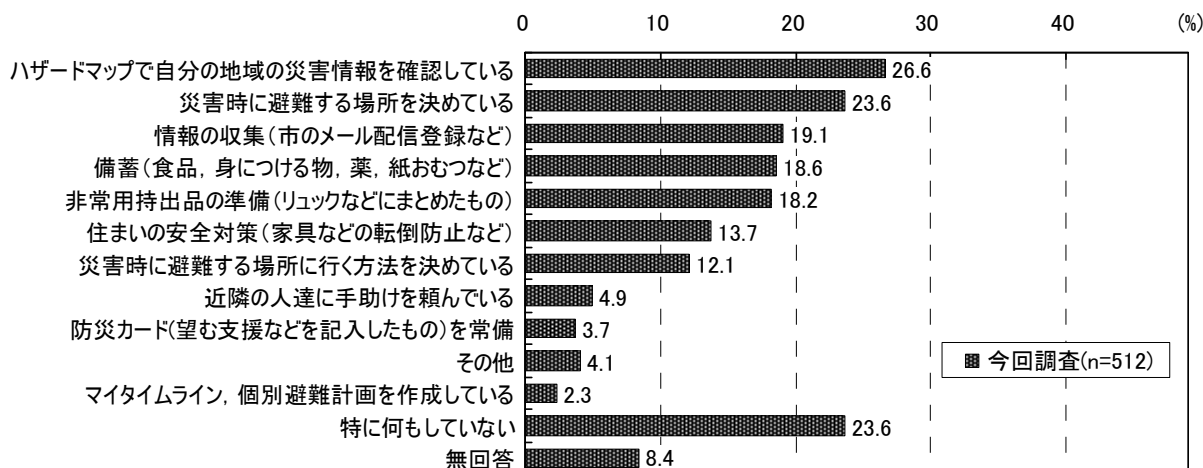
・何らかの地域活動に参加している人は50.6%で、内容別には「町内会・自治会活動」が20.5%、「市内のイベント（やっさ祭り、さつき祭り、浮城まつり、神明市など）」が19.7%、「趣味のサークル・学習会活動・習いごと」が10.0%、「障害者団体の活動」が8.6%となっています。



◆防災対策の状況

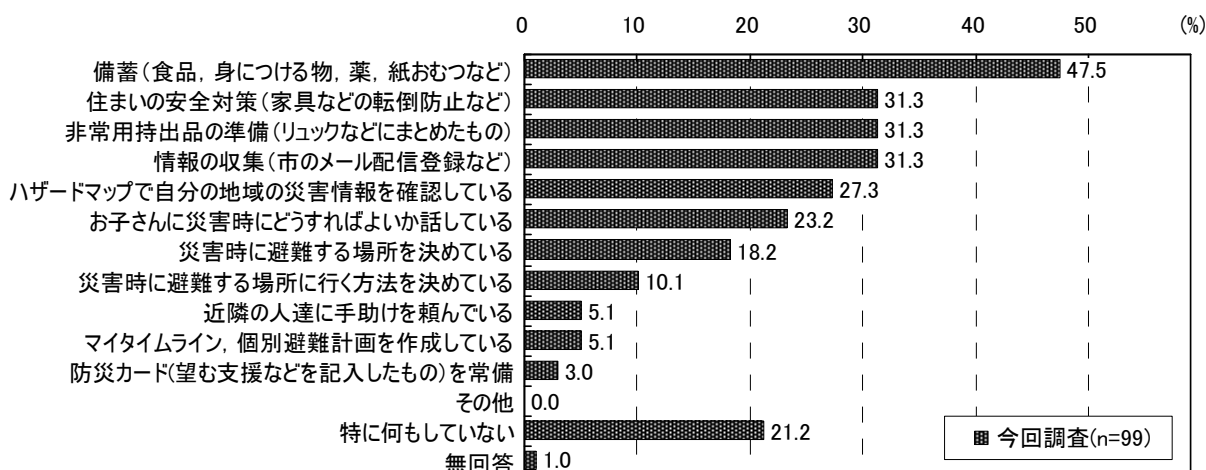
障害者

・何らかの災害対策を行っている人は 68.0%で、内容別には「ハザードマップで自分の地域の災害情報を確認している」が 26.6%、「災害時に避難する場所を決めている」が 23.6%、「情報の収集（市のメール配信登録など）」が 19.1%。「備蓄（食品、身につける物、薬、紙おむつなど）」が 18.6%「非常用持出品の準備（リュックなどにまとめたもの）」が 18.2%となっています。



障害児

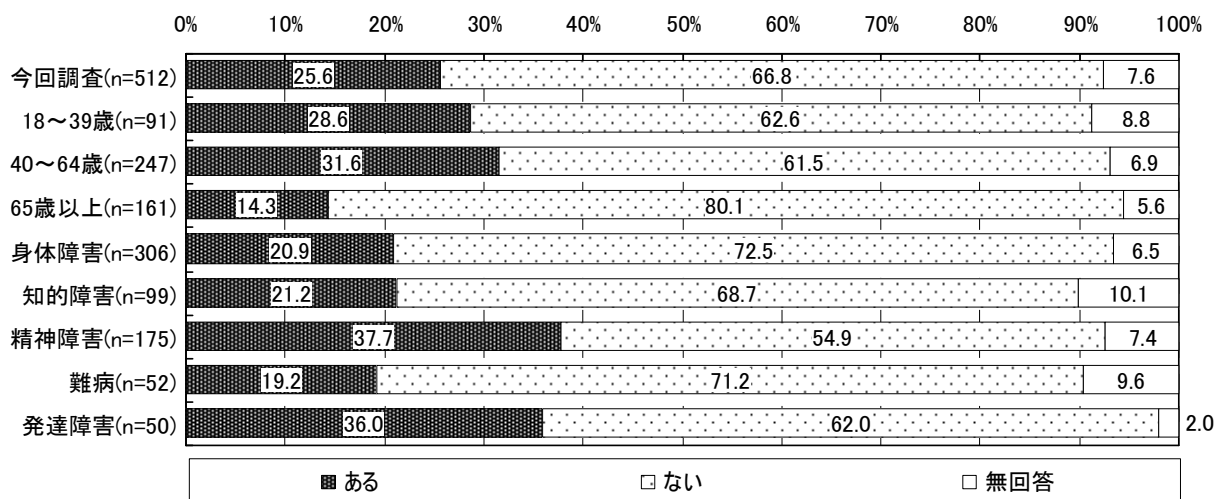
・何らかの災害対策を行っている人は 77.8%で、内容別には「備蓄（食品、身につける物、薬、紙おむつなど）」が 47.5%、「住まいの安全対策（家具などの転倒防止など）」と「非常用持出品の準備（リュックなどにまとめたもの）」と「情報の収集（市のメール配信登録など）」がそれぞれ 31.3%、「ハザードマップで自分の地域の災害情報を確認している」が 27.3%となっています。



◆障害を理由に差別を受けたり、いやな思いをした経験

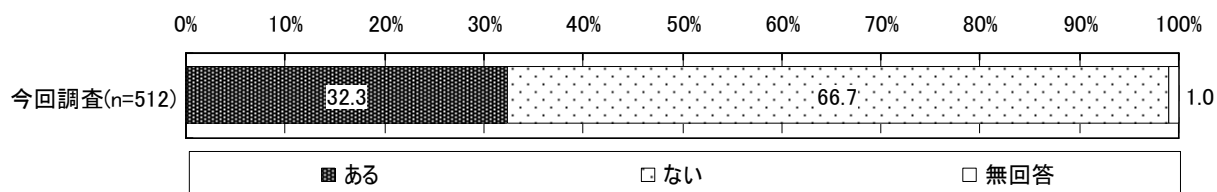
障害者

- ・差別を受けたり、いやな思いをした経験がある人は 25.6%となっており、年齢別には 40～64 歳で 31.6%、障害の種類別には、精神障害で 37.7%、発達障害で 36.0%となっています。
- ・差別を受けたり、いやな思いをした場面や利用時は、「職場」が 35.1%と最も多く、次いで「家族・親戚・友人・知人」が 28.2%、「路上や移動時」が 14.5%、「医療機関」が 13.7%、「隣近所」が 13.0%となっています。



障害児

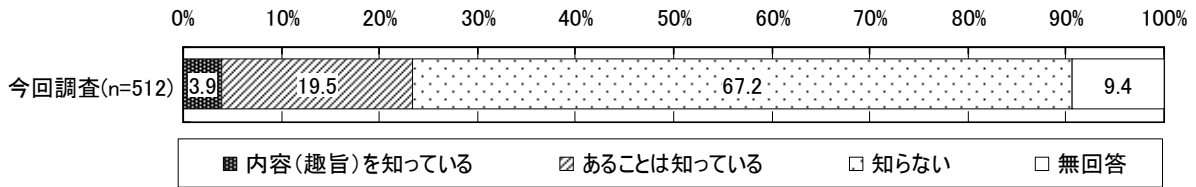
- ・差別を受けたり、いやな思いをした経験がある人は 32.3%となっています。
- ・差別を受けたり、いやな思いをした場面や利用時は、「学校・幼稚園・保育所等」が 59.4%と最も多く、次いで「路上や移動時」が 28.1%、「福祉サービス事業所」「家族・親戚・友人・知人」「商業施設」がそれぞれ 18.8%となっています。



◆障害者差別解消法の周知度

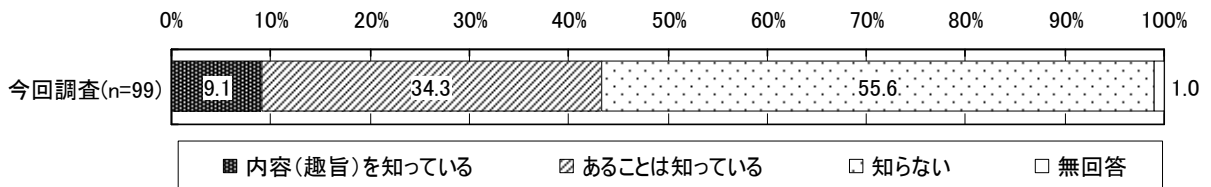
障害者

・「知らない」が67.2%となっており、前回調査より「内容（趣旨）を知っている」「あることは知っている」という人が減っています。



障害児

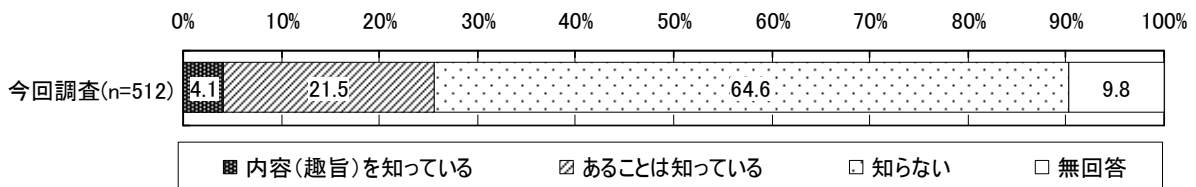
・「知らない」が55.6%となっていますが、障害者調査より「内容（趣旨）を知っている」「あることは知っている」という人が多くみられます。



◆障害者虐待防止法の周知度

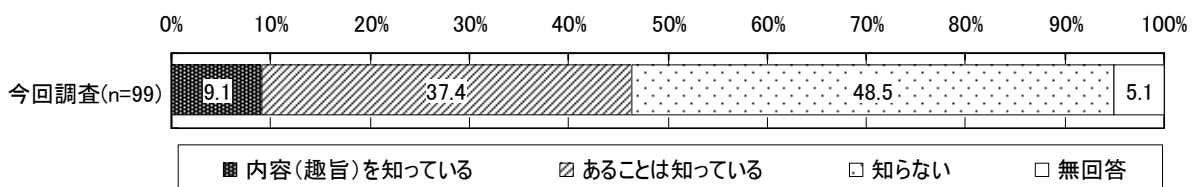
障害者

・「知らない」が64.6%となっており、前回調査より「内容（趣旨）を知っている」「あることは知っている」という人が減っています。



障害児

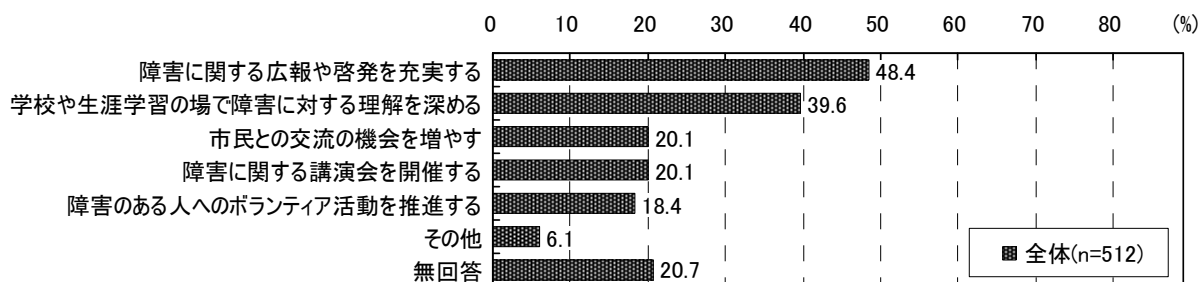
・「知らない」が48.5%となっていますが、障害者調査より「内容（趣旨）を知っている」「あることは知っている」という人が多くみられます。



◆障害のある人への理解を深めるために必要な取組

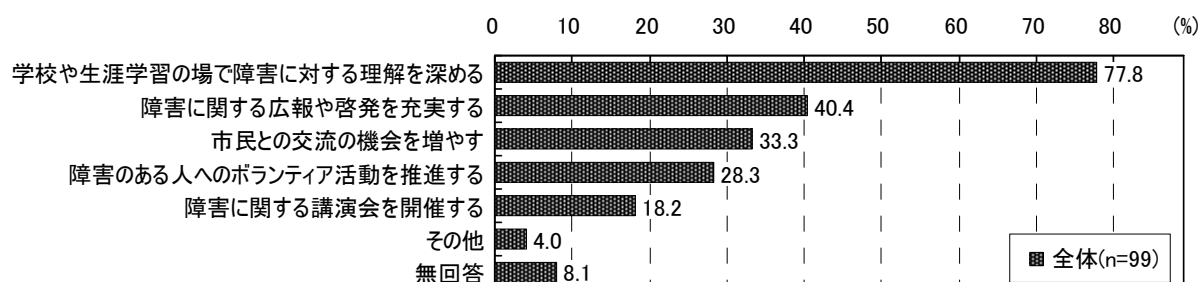
障害者

- ・「障害に関する広報や啓発を充実する」が 48.4%と最も多く、次いで「学校や生涯学習の場で障害に対する理解を深める」が 39.6%、「市民との交流の機会を増やす」と「障害に関する講演会を開催する」がそれぞれ 20.1%、「障害のある人へのボランティア活動を推進する」が 18.4%となっています。



障害児

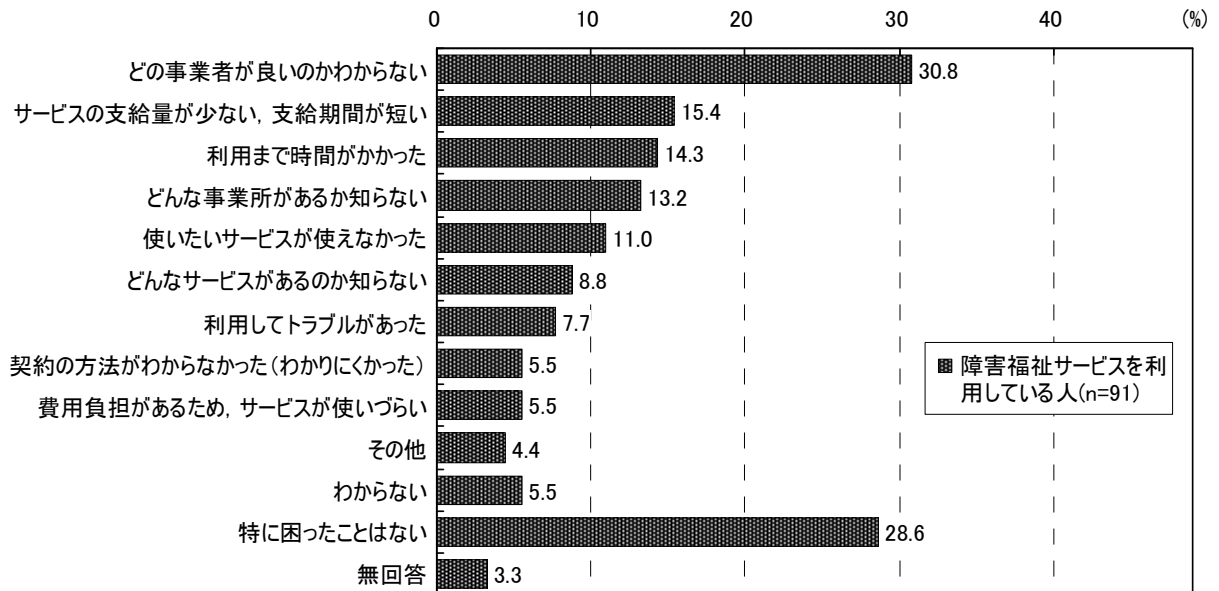
- ・「学校や生涯学習の場で障害に対する理解を深める」が 77.8%と最も多く、次いで「障害に関する広報や啓発を充実する」が 40.4%、「市民との交流の機会を増やす」が 33.3%、「障害のある人へのボランティア活動を推進する」が 28.3%、「障害に関する講演会を開催する」が 18.2%となっています。



◆障害福祉サービスを利用するときに困ったこと

障害児

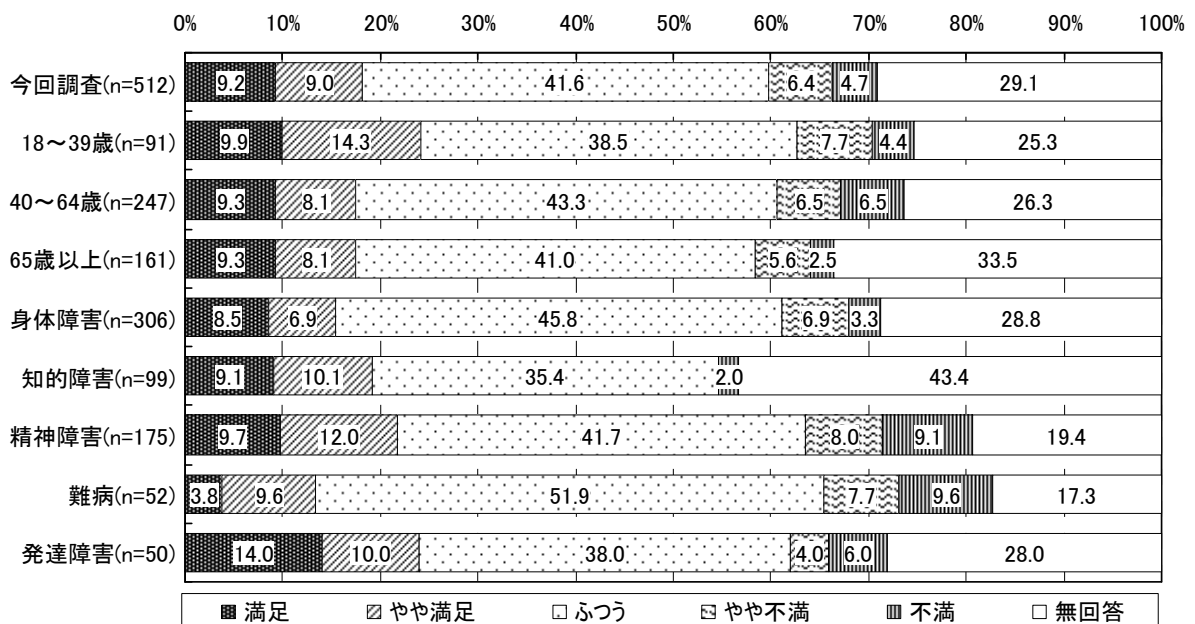
・「どの事業者が良いのかわからない」が30.8%と最も多く、次いで「サービスの支給量が少ない、支給期間が短い」が15.4%、「利用まで時間がかかった」が14.3%、「どんな事業所があるか知らない」が13.2%、「使いたいサービスが使えなかった」が11.0%となっています。



◆日頃の生活や社会参加への満足度

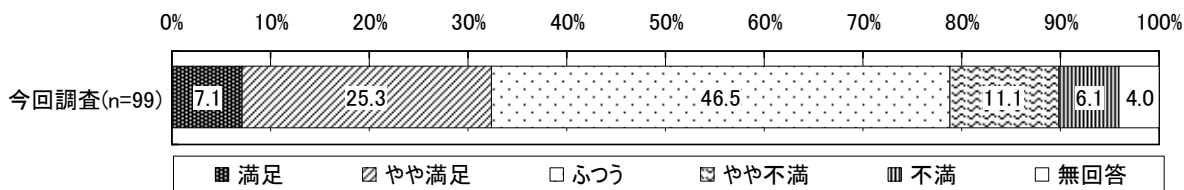
障害者

・「ふつう」が41.6%、「満足」「やや満足」が合わせて18.2%、「不満」「やや不満」が合わせて11.1%となっています。



障害児

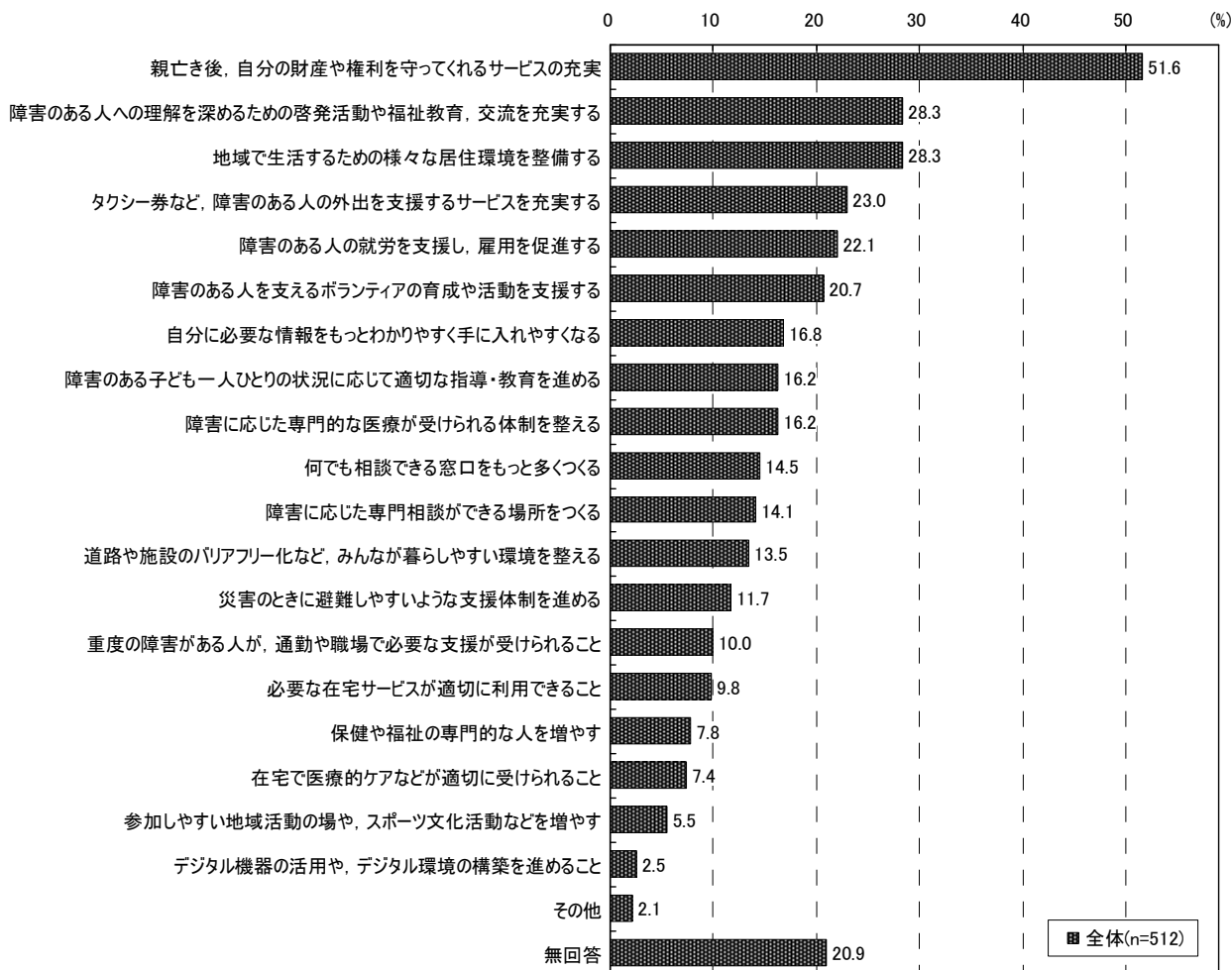
・「ふつう」が46.5%、「満足」「やや満足」が合わせて32.4%、「不満」「やや不満」が合わせて17.2%となっています。



◆地域で暮らしていくために必要なこと

障害者

・「親亡き後、自分の財産や権利を守ってくれるサービスの充実」が51.6%と最も多く、次いで「障害のある人への理解を深めるための啓発活動や福祉教育、交流を充実する」と「地域で生活するための様々な居住環境を整備する」がそれぞれ28.3%、「タクシー券など、障害のある人の外出を支援するサービスを充実する」が23.0%、「障害のある人の就労を支援し、雇用を促進する」が22.1%、「障害のある人を支えるボランティアの育成や活動を支援する」が20.7%などとなっています。



(2) ワークショップの実施

本市では障害者プランの推進に当たり、障害のある人とその家族、当事者団体及び三原市地域自立支援協議会の構成員である福祉事業所関係者等から、現状や課題についての意見を聞くことを目的にワークショップを毎年実施しています。主な結果については次のとおりとなります。

なお、掲載している意見については、実際には取組を行っているものもありますが、それぞれの方が感じている意見として掲載しています。

①「働く・学ぶ・育つ」（就労、就学、発達障害など）

就労

【当事者】

- 求人がない。障害者雇用といっても守ってないところがある。
- 障害者雇用の求人はあるがマッチングがなかなか難しい。
- 三原市は就労継続支援A型は消滅している状態。B型は軽作業といいながら結構肉体労働もある。
- 障害者雇用の場を広げてほしい。自主製品の販売ができれば作業所の収入も上がるので、そういう福祉ショップを市内に作ってほしい。

【支援者】

- 就労を希望されている利用者の方で、通勤のための移動手段の確保が難しい方がいる。公共交通機関を使うにも、不便なところに住んでいる。
- 限られた時間の中で必要な量をこなす作業はノルマ的になり、職員中心の作業になりがち。利用者は、補助的（物をもつ、運ぶなど）な作業になる。利用者主体の作業になりにくい。
- 技術を必要とする作業、正確さや衛生面が必要な作業では、技術指導や意識づけの支援が必要となる。その支援方法などは試行錯誤を必要とする。
- 工賃向上のためには外注を受けるなど事業所努力が必要だが、利用者の高齢化や身体機能低下によって新しいことが難しい。

就学

【支援者】

- 子どもを取り巻く課題に対して、関係機関が連携し、みんなで子どもの育ちを考えることのできるような地域を作っていける体制整備をしていけるとよい。
- 福祉事業所と学校の連携ができていない。

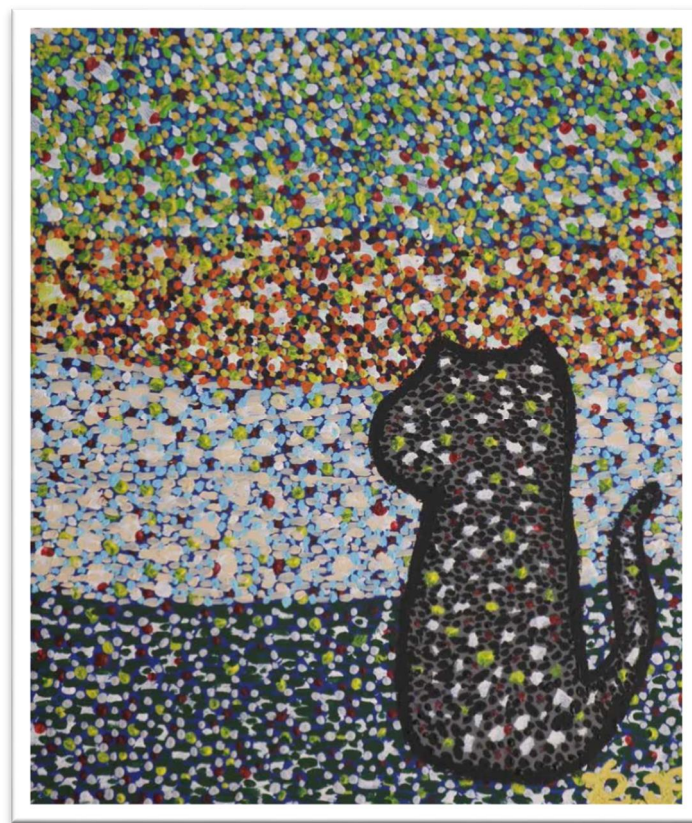
発達障害、発達支援

【当事者、当事者家族】

- 発達障害のある人が、もっと気軽に何でも相談できる場所を作ってほしい。
- 軽い発達障害の場合、放課後等デイサービスに行ける日数が限られるが、学童保育の受け入れも難しく放課後の居場所がない。

【支援者】

- 障害者手帳を持っていない方、主に中学生以降の不登校の方や学校の出席が続かない方の支援をしているが、家族や教員以外の支援者が少なく感じている。
- 子ども一人一人によって個人差があったり、できることが違うためその子に合わせての援助を実行することが難しい。
- 発達支援サービスにつなげていくに当たり、児童の発達の特性そのものだけでなく家庭への支援が必要なことがある。



「海をながめる1匹のネコ。」 竹本 隆之介

②「まもる・そなえる・防ぐ」（防災、虐待、権利擁護など）

防災**【当事者】**

- 災害が起こった時、一人では避難所に避難ができない。自分の住んでいる地域の避難所の場所は知っているが、避難所に関する情報がない。どのような対応をしてもらえるのかわからないと避難所には行けない。
- 避難所に車いすや松葉杖の利用者がいる場合は、車いすなどが通れる道路を確保してほしい。

【支援者】

- 避難訓練はしているが、地震に備えた訓練ができておらず、重度の方の避難の仕方の検討など手が付けられていない。

虐待**【当事者】**

- いじめ、差別、虐待のない、安心して生活できる社会になるよう考えてほしい。

【支援者】

- 虐待事案での対応は、市町の担当課、委託相談支援事業所、ご本人様のサービス等利用計画を策定している相談支援事業所、日中利用している事業所、短期入所を利用している施設などとの情報共有を密にして解決していく仕組みが必要。

権利擁護、差別解消**【当事者】**

- 地域で生活する中で、近所の方の障害に対する理解が乏しい。
- 障害がある人が安心して暮らせる社会を作るには、障害のない人の意識を変えることしかない。差別や偏見がいつまでも無くならない。
- 障害者同士でも区別がいっぱいある。病気が違う、育った環境も違う、せめて障害者同士がもう少し仲良くできたらいいのと思う。
- 市民と障害者が交流できる場が少なく、障害への理解が進んでいないように感じる。「フクシカケルミハラ」のようなイベントを定期的で開催して、もっと障害のある人が三原で当たり前のように受け入れられ、生活しやすい環境づくりをしてほしい。
- 障害を抱えていても、社会に自分たちを発信していける場が必要ではないか。

【支援者】

- 成年後見制度の知識が乏しく、提案しても受け入れてもらえない。
- 後見人が決まるまでに日数がかかり、ご利用者の行き場確保が大変。
- 障害のある人の意思決定のための支援がどのように行われているのか事業所で行っていることが適切なのか迷う。

③「つどう・つくる・表現する」（文化芸術、スポーツ、社会参加、情報提供など）

文化芸術、スポーツ

【当事者、当事者家族】

- スポーツ・イベントの機会は増えてきたが、誰もが参加できるスポーツ・イベントの場がもっと増えたら良い（定期的に開催）。
- 障害者週間に作品を出しているが、見に行きやすい所に展示してほしい。
- 支援学校在学中は、芸術、スポーツなどの機会が豊富にあり、素晴らしい成果をあげているが、卒業すると一気にその機会がなくなってしまう。親が余暇活動先を探し同行するしかない。
- 市が主催する教室の中に、障害者が参加できるものを入れてほしい。

【支援者】

- 芸術、スポーツを教える際、職員の知識や経験がないと向上が難しい。

社会参加

【当事者、当事者家族】

- 親が同行しなくても参加できる障害者対象のイベントやワークショップが増えてくれるとうれしい。
- 三原市での障害当事者の会があればと思う。月に1度くらいで、作業所PRの日、企業PRの日、当事者発表の日、住居相談の日、災害時の備えについて、三原市社会福祉とは、障害スポーツの日、医療の場とは、障害の歴史、障害者の痛み、障害者の夢、相談など、この会で障害者の声が三原市に一つでも届くことがあれば良いと思う。
- 昔は作業所等の祭りとかがあり、地域の方々が行ってみたりして交流とかがあったが、今、コロナ禍で地域と障害者との交流がなくなった。交流できる場所を作ってもらい差別や偏見がなくなれば良いと思う。
- 点字ブロック上に、自転車、看板等を置いている状態がよくある。
- 駐車場の障害者用スペースに停められなかった時に、他へ停めることがあるが、幅がもう少しあるといいと思う。
- 移動支援について通勤や通学、通所で利用できるようにしてほしい。どれも生活で欠かせない活動だと感じる。
- タクシーの補助を拡大してほしい。

情報提供など

【当事者】

- 市民の皆さんに手話のことを少しずつ知ってほしい。
- 聴覚に障害のある人が、地域で生活するために情報を伝えてほしい。

【支援者】

- 行政側から障害のある方々への制度や支援の情報を伝えること、そして障害がある人からどんな支援が必要かと行政側へ伝える情報発信のツールがより多様化していけるようにしたら将来的にいいと感じている。
- 障害のある人がIT機器を使うために便利な機能や機器を教えてくれる場があるといい。

④「えらぶ・決める・暮らす」（住まい、自立、相談・支援の充実など）

住まい

【当事者】

- 三原市内や近辺ではグループホームも少ない。もう少しプライバシーも保てる個室型のグループホームが増えていけばいいと思う。本人が、自分の楽しみや趣味を満喫できる生活を送れるグループホーム等の施設を増やしてほしい。
- 親から離れた生活をするため、アパートの家賃が高く年金で支払えない。
- 自立度が低くてもケアを受けつつ共同生活が可能なグループホームが増えてほしい。

【支援者】

- 入居者の地域移行がなかなか進まない。（利用者の高齢化、入居期限を設けていないための定着化、行政事業の有効的な活用）

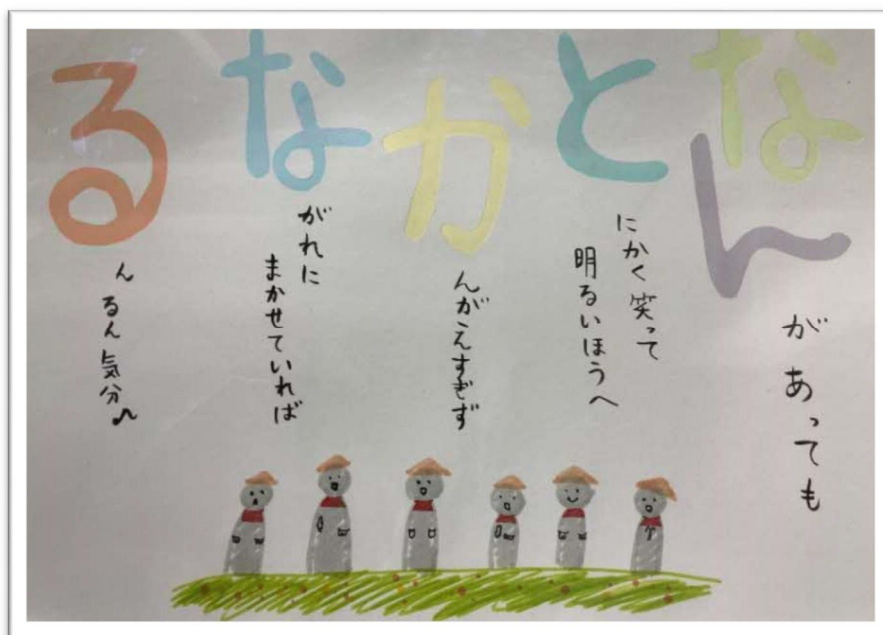
自立

【当事者、当事者家族】

- 本人の自立度を高められるようなプログラムのワークショップなどが継続的に開催されたらうれしい（料理、掃除、コミュニケーションなど）。
- 自立にむけて、公共交通機関で移動できるようになってほしい。
- 将来に不安しかないので、子どもの将来というか親がいなくなった後まで想像できるようなものがほしい。
- 親から離れた暮らしを維持するお金が基礎年金だけでは不足する。

【支援者】

- 自立生活体験事業を使いやすくして、グループホームから出られるかもしれない人のチャレンジの機会を増やすとよい。



「なんとかなる」 恵の森

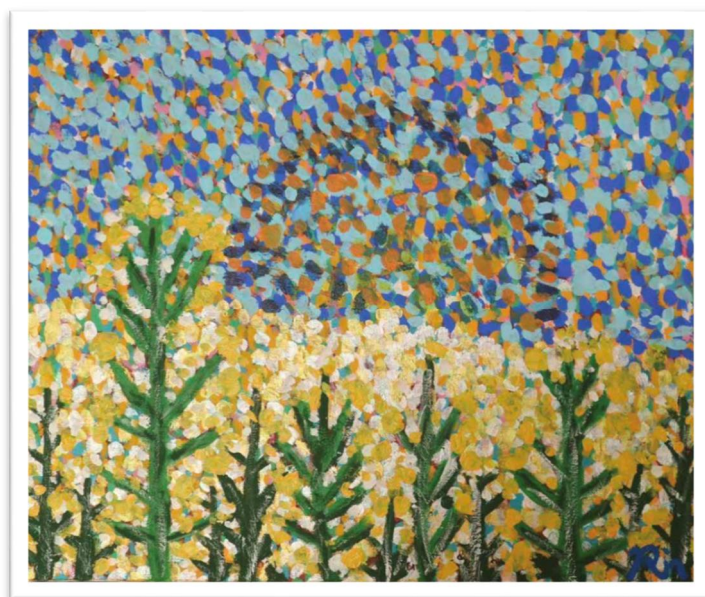
相談・支援の充実など

【当事者】

- 電話で気軽に話せる窓口があると話しやすいと思う。
- 高次脳機能障害という病気を広く認知してもらい、障害者本人とその家族のフォローができる体制が整ってほしい。

【支援者】

- 相談支援専門員の質の向上をはじめ、研修の実施、育成に力を入れていく必要があると思う。国が示しているように基幹型を三原市にも設置し、専門性を高めるべきではないかと思う。
- 必要な福祉サービスが利用できない人がいる。生活の実態や多様な暮らし方に対応したガイドラインへと見直してほしい。
- 保護者の都合でサービスが組み立てられ、必要でないと思われるサービスも決定せざるを得ないケースがある。
- 強度行動障害への対応など、専門的なスキルをどう獲得するかが課題。
- 医療行為を受けてくれる事業所が少ない。
- ヘルパー事業所において人材不足から支援を断られることが増えている。男性ヘルパーを選ぶことができない。いろいろな事業所を選んで同性介護が可能になるといいと思う。
- 訓練等給付の就労継続支援A型や自立生活援助などの三原市にない社会資源について、利用の相談や計画を検討する必要がある場合に苦慮している。
- 日常生活用具の支給を、時代に合ったものに変えていってほしい。
- 人材確保が難しい。当事者だけでなく職員も高齢化しており対応に限界がある。
- 経験年数の浅い職員が多いため、学びの機会をどうしていくかが課題。
- 慢性的な人材不足。募集があっても選別する余裕はなく、結果として必要とする人材ではないことが多い。



「菜の花畑」 吉原 凛

4

今後の施策推進に向けた課題

障害のある人をめぐる障害者施策の動向や、生活実態等を総合的に勘案し、第7期障害者プランに向けての課題は、以下のとおりとなります。

課題 1 福祉意識を啓発する

- 障害のある人に対する理解が更に深まるよう、広報・啓発活動の充実や交流活動の推進に取り組む必要があります。
- 障害者週間イベントについて、広く市民に対して、障害のある人及び障害について周知するためにはどのようなイベントが有効か検討する必要があります。イベント開催に当たっては福祉事業所、企業等の協力を呼び掛ける必要があります。
- 住民一人一人が福祉に対する意識を高め、ボランティア活動などの社会活動に主体的に参加できるよう、引き続き情報提供や啓発を行う必要があります。
- 障害者差別解消法及び障害者虐待防止法の認知度が低い水準でとどまっており、各法律について周知・啓発していく必要があります。
- 令和6(2024)年4月に障害者差別解消法改正法が施行され、民間事業主による障害のある人への「合理的配慮」が努力義務から法的義務に変わることから、法制度の周知や啓発方法について検討するとともに、出前講座の実施について関係団体等に呼び掛ける必要があります。
- 事業所対象の障害者虐待防止研修を継続して行い、虐待の早期発見や防止に向けた取組を行う必要があります。

課題 2 生活支援体制を充実する

- 障害のある人の重度化・高齢化に伴い、入所施設からの地域移行が進まず、障害福祉サービスの地域移行支援の利用もほとんどない状況です。地域移行を推進するためには、グループホームを含む居住の場の確保や、居宅介護等の障害福祉サービスの確保が必要です。
- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、医療、障害者福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いなどが包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要であり、システム構築について、広島県とも連携し進めていく必要があります。
- 障害福祉サービス事業者において、人員や設備、支援、報酬の請求など適切な運営が行われるよう、引き続き計画的に実地指導を行う必要があります。
- 障害のある人が生活を主体的に営むため、支援者の更なる質の向上が望まれます。
- 障害のある人が地域内の民間アパート等で地域生活を体験する場を提供する、自立生活体験事業の利用が少ない状況であるため、事業について周知を図る必要があります。

課題 3 自立に向けた環境を充実する

- 放課後等デイサービスの利用者が増加しており、利用日数の増加を希望する保護者が多くみられます。適切な目標管理と目標達成時にはサービスを終了するよう促し、新規児童の受け入れができるよう事業所と連携する必要があります。
- 主に重症心身障害児を受け入れる児童の事業所がないため、ニーズを把握し、事業所確保の方法を検討する必要があります。
- 令和5(2023)年度に開始した就労推進事業を推進するため、公共職業安定所をはじめとした関係機関との連携をより強固にしていく必要があります。
- 福祉事業所からの一般就労が少ない状況です。企業への障害のある人への理解啓発を促進し、就労体験の受け入れや障害者雇用を推進する必要があります。
- 相談支援専門員をはじめとする支援者の更なる資質向上が求められており、引き続き地域自立支援協議会において、支援者のスキルアップにつながるような内容を検討する必要があります。また、参加者が主体的に参加できるよう会議や部会のあり方についても検討していく必要があります。

課題 4 安全・安心な生活環境を確保する

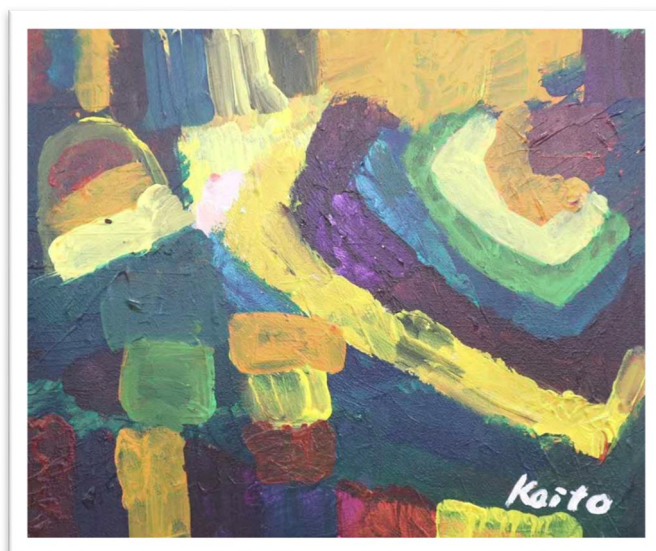
- 精神障害のある人が増加しており、精神保健の充実と関係機関の連携が必要です。
- 令和5(2023)年7月に開始された広島県医療的ケア児支援センターと連携し、医療的ケア児が必要な支援を受けられる体制を整えていく必要があります。
- 強度行動障害など対応が難しい人の受け入れ先が不足しています。事業所での人材確保・人材育成が課題となっています。
- 地域自立支援協議会での情報交換やスキルアップ研修を継続し、支援者の資質向上を図ると同時に、抱えている課題の共有・解決や事業所間の交流を図る場としてワークショップを継続して開催する必要があります。
- 移動手段に困る人が多く、公共交通機関の利用が不便という声が多くみられます。
- 通勤・通学・通所等の移動の支援について、既存の制度も含めて引き続き検討する必要があります。
- 個別避難計画について、高齢者福祉課、福祉専門職及び地域の防災組織等と連携し、計画作成に取り組む必要があります。
- 障害のある人が防災に関する正しい知識を持ち、防災への備えについて意識するよう、防災意識を高めるための啓発を行う必要があります。

課題 5 自らの決定に基づいた支援体制を充実する

- 支援者の質の向上のため、地域自立支援協議会で引き続き事例検討やスキルアップ研修を引き続き行う必要があります。
- 基幹相談支援センターの設置が努力義務となることから、基幹相談支援センターの機能等について研究し、整備するよう取り組む必要があります。
- 三原市社会福祉協議会の地域共生センターと連携し、重層的支援が必要な複雑化・複合化した支援ニーズに対応していく必要があります。
- 手話通訳者の育成、確保が課題となっています。手話奉仕員養成講座受講者が学びを継続し、手話通訳者にステップアップできる方法について検討する必要があります。
- 障害のある人が必要な情報をそれぞれの障害特性に応じた方法で得ることが出来るような情報発信が必要です。
- 地域生活支援拠点の機能や運用状況について、地域自立支援協議会を活用し、検討を行う必要があります。

課題 6 社会参加の機会を充実する

- 放課後等デイサービスの利用者は増加傾向にあり、障害のある子どもの、放課後や夏休み等の長期休暇中に活動できる場の確保が課題となっています。
- 誰でも参加できるスポーツ大会の開催、作品を発表できる場の充実が必要です。
- スポーツ・芸術文化活動を通じて、市民との交流を促進するよう努める必要があります。



「深海の船」 新宅 海斗

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

(1) 三原市のまちづくりの方向性

令和6(2024)年3月に策定予定の「三原市地域福祉計画」では、『つながり、支え合い、安心して暮らせる地域を育む共生のまち みはら』を計画の基本理念として掲げ、誰もが孤独・孤立することのない、包摂的なまちづくりを進めています。

(2) 本計画の基本理念

三原市がめざすまちは、障害のある人が、特別な存在としてではなく、人として市民として普通に尊重され、住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、生涯を通じて安心していきいきとした生活が送れるまちです。本計画では、教育・子育て、雇用・就業、保健・医療、移動・交通、情報・コミュニケーション等のあらゆる活動について、市民、地域、関係団体、サービス提供事業所等の関係機関と行政が連携し、地域全体で障害福祉の総合的な推進をめざします。

そのため、障害のある人や障害について皆が理解を深め、差別や虐待がなく、障害のある人の権利が守られ、障害のある人が生活するために必要な相談やサービス等の支援体制が充実し、療育・教育や就労、スポーツ、文化芸術活動などの様々な機会を通じて持てる能力を発揮し、地域の中で安全に安心して生活できるよう障害者福祉に係る施策に取り組みます。

さらに、地域共生社会の実現に向け、あらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる主体的な地域づくりの取組を推進していきます。

こうした障害児者及びその家族そして市民に対する市の基本理念を表す言葉として、次のとおり定めます。

『ひとりの市民として“普通”に暮らせるまちづくり』

“普通”について

障害のある人が障害のない人と同様に、あらゆる社会活動に参加することができ、障害の有無に関わらず人として尊重され、支え合うことができることを“普通”と表現しています。

2 施策の基本目標

基本理念に示す「ひとりの市民として“普通”に暮らせるまちづくり」の実現をめざし、以下のように基本目標を定めます。

基本目標1 理解を促進し権利擁護を推進する

障害のある人や障害について、皆が理解して行動し、尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて理解を促進するとともに、差別解消、虐待防止など権利擁護のための取組を進めます。

基本目標2 生活支援体制を充実する

相談支援体制の充実と各種福祉サービスの充実を図ることにより、障害のある人やその家族が安心して地域で暮らしていくための体制づくりを推進します。また、地域自立支援協議会を活用し、福祉人材の育成を図ります。

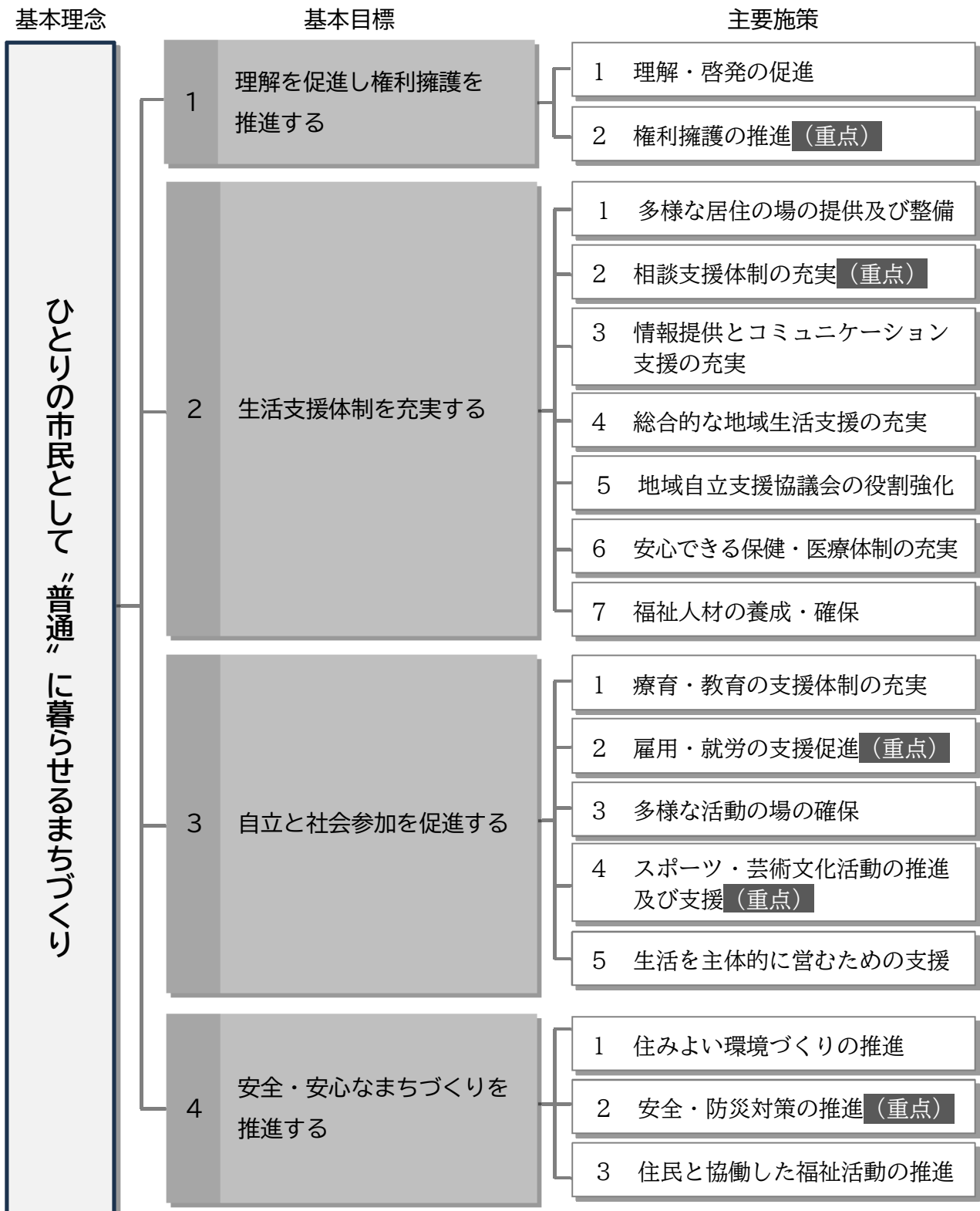
基本目標3 自立と社会参加を促進する

障害のある人が自己選択・自己決定に基づいて生活できるよう、障害の状況に応じた療育・教育体制の整備や就労支援の強化を図るとともに、その能力を活用して社会活動に参加できるよう、スポーツや芸術文化活動を行うための環境の整備を推進します。

基本目標4 安全・安心なまちづくりを推進する

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、まちのバリアフリー化を推進するとともに、災害時の支援体制等について検討を進めます。また、地域住民が福祉に対する意識を高め、地域で支え合う活動を推進します。

施策の体系図



第4章 障害者計画

本計画は、基本理念および基本目標の実現に向けて、地域での暮らしを支援するための施策から、福祉のまちづくりを推進する施策まで、障害者施策全般を全庁的に取り組み展開していきます。

基本目標1

理解を促進し権利擁護を推進する

障害のある人に対する偏見をなくし、理解と認識を深めるため、各種媒体を通じた啓発活動などの機会を一層充実するとともに、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて継続して取り組みます。

障害者差別解消法及び障害者虐待防止法などの法律に基づき、障害を理由とする差別の解消や虐待防止に取り組みます。

成果指標

項目	年度	令和5年度	令和8年度
		(2023年度)調査時	(2026年度)目標
①アンケート調査 「障害を理由に差別を受けたり、いやな思いをしたことがある人」の割合	障害者	25.6%	22.6%
	障害児(保護者)	32.3%	29.3%
②アンケート調査 「障害者差別解消法を知っている人の割合」	障害者	23.4%	26.4%
	障害児(保護者)	43.4%	46.4%
③アンケート調査 「障害者虐待防止法を知っている人の割合」	障害者	25.6%	28.6%
	障害児(保護者)	46.5%	49.5%

目標値の設定 ①「障害を理由に差別を受けたり、いやな思いをしたことがある」と回答する人の割合を3ポイント減らす。

②「障害者差別解消法を知っている」と回答する人の割合を3ポイント増やす。

③「障害者虐待防止法を知っている」と回答する人の割合を3ポイント増やす。

(1) 理解・啓発の促進

施策方針

全ての市民が、障害や障害のある人について正しく理解し、障害の有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、広報、イベント、講演会等、様々な啓発活動に取り組みます。

また、障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いを理解して尊重し、様々な人々と助け合い支え合って生きていくことを学ぶことができるよう、合同保育や交流活動、共同学習を推進します。

課題

- 障害のある人に対する理解が更に深まるよう、啓発活動を工夫する必要があります。
- 障害者週間イベントについて、広く市民に対して、障害のある人及び障害についての理解を啓発するためにはどのような方法が有効か検討する必要があります。イベント開催に当たっては福祉事業所、企業等の協力を呼び掛ける必要があります。

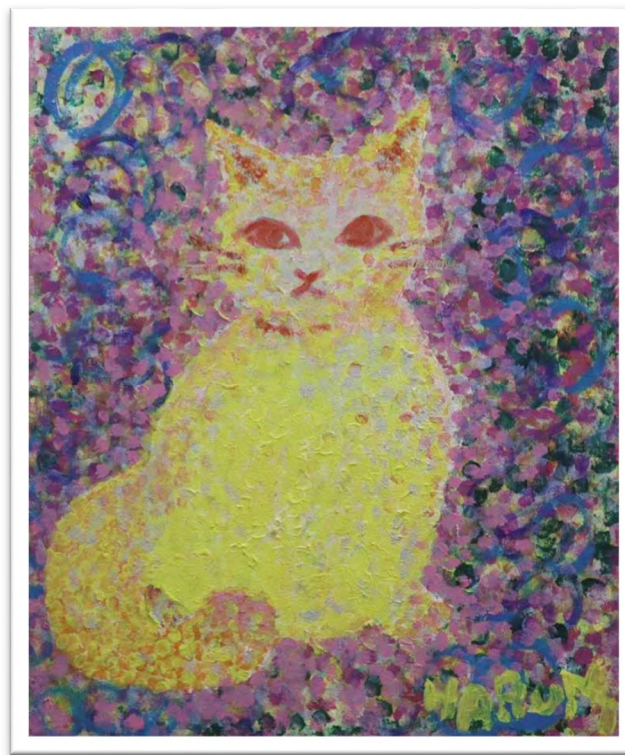
具体的施策

具体的取組	内容	担当課
①福祉講演会、イベント等による啓発	関係機関と連携を図り、市民のニーズに合わせて福祉講演会や各種講座を実施します。	障害者福祉課 保健福祉課
	障害者週間を中心に、市民に基本原則及び障害に対する理解を深め、福祉施設の活動及び法令等の周知、障害のある人との交流の場を創出するため、街頭キャンペーン、啓発イベント等を民間団体と連携して行います。	障害者福祉課
②広報や出前講座等による理解の促進	機会を捉えた広報と生涯学習の出前講座により、障害や障害のある人に対する理解の促進を図ります。また、障害のある人が講師として参加するなどの取組を進めます。	障害者福祉課
	障害の特性や必要な配慮に対する正しい理解と認識を深め、誰もが安心して暮らせるよう、こころのバリアフリーを推進するとともに、環境整備などハードのバリアフリーについても啓発に努めます。	障害者福祉課

具体的取組	内 容	担当課
③保育・教育の場における交流活動の推進	積極的に外部機関と連携を図り、取り組むことで、体験活動の充実を図り、豊かな心を育む交流活動の推進に努めます。	学校教育課
	小学校との交流・連携により、障害のある子どもの就学を支援し、全ての子どもたちの自立と社会参加を見据え、個の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を提供します。	こども保育課 学校教育課
	子どもたちが共に成長し、多様性を尊重する心を育むため、障害のある子どもと障害のない子どもの合同保育を引き続き実施します。	こども保育課
	インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援教育の一層の充実に取り組むとともに、小・中学校において児童生徒の交流や共同学習の場を設定し、互いの理解を深める活動を推進します。	学校教育課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
出前講座の開催回数 (障害福祉制度、障害者差別解消法、手話、障害特性の理解)		2	4	5	6	7



「Cat」 西本 治美

(2) 権利擁護の推進（重点）

施策方針

障害者差別解消法及び障害者虐待防止法などの法律に基づき、障害のある人の尊厳を確保し、安心して地域で生活できるよう、障害を理由とする差別の解消や虐待防止について引き続き取り組みます。

権利擁護ネットワークの連携を強化し、重複する課題のある障害のある人の虐待防止及び権利擁護についても関係機関と協力して取り組みます。

障害のある人の権利を守るため、成年後見制度について、必要な人が適切に利用できるよう、障害のある人やその家族、支援者に対する周知に努めます。

課題

- 障害者差別解消法及び障害者虐待防止法の認知度が低い水準でとどまっており、各法律について周知・啓発していく必要があります。
- 令和6(2024)年4月に障害者差別解消法改正法が施行され、民間事業者による障害のある人への「合理的配慮」が努力義務から法的義務に変わることから、法制度の周知や啓発方法について検討するとともに、出前講座の実施について関係団体等に呼び掛ける必要があります。
- 事業所対象の虐待防止研修を継続して行い、虐待の早期発見や防止に向けた取組を行う必要があります。

具体的施策

具体的取組	内容	担当課
①人権擁護委員等との連携強化	人権擁護委員及び人権擁護機関との連携強化を図り、円滑な相談体制の構築に努めます。	人権推進課
②成年後見制度等の適切な利用促進	認知症や知的及び精神障害により、自己の判断で適切に福祉サービスを利用することが困難な人には、福祉サービス利用援助事業による支援や成年後見制度等の権利擁護事業の利用促進と普及啓発に努めます。	高齢者福祉課 障害者福祉課
③成年後見制度利用支援事業の実施	被後見人などが生活保護またはこれに準ずる人については、親族以外の成年後見人などに対する報酬助成を行います。	高齢者福祉課 障害者福祉課

具体的取組	内容	担当課
④権利擁護連携支援センター及びネットワークによる取組	権利擁護連携支援センターにおいて、複合的な課題がある事例においても、適切な支援ができるよう、福祉専門職の支援を強化します。	社会福祉課
	権利擁護連携ネットワークにおいて、重複する課題の共有、虐待防止の取組の評価なども一体的に検討します。ネットワークによる連携を更に強め、複雑化する様々な課題の解決に継続的に取り組みます。	社会福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課 障害者福祉課
⑤法律の周知・啓発	障害者虐待防止法及び障害者差別解消法について、広報みはらをはじめ、様々な媒体を活用し、障害のある人及び市民に法制度について発信し、周知・啓発に努めます。	障害者福祉課
⑥事業所における虐待防止の取組	地域自立支援協議会で、障害福祉事業所の支援者を対象とした虐待防止研修を開催するなど、事業所での虐待防止に取り組みます。	障害者福祉課
⑦虐待の早期発見と早期対応	虐待に関する通報及び届出の受理、障害のある人や養護者に対する相談・助言、障害者虐待防止に関する啓発活動を実施します。	障害者福祉課
	市の窓口や放課後児童クラブ等で虐待が疑われるケースを発見した場合は、速やかに関係機関と連携し、連携を図ります。	子育て支援課
	小・中学校に対し、子どもへの虐待についての現存の相談窓口や対応マニュアルを見直させるとともに、組織的に対応できるようにします。また、校内委員会を設置し、早期発見・早期対応の取組を推進しました。外部機関とのネットワークがより強固となるよう、関係機関との密な連携を図るとともに、SSW連絡協議会等において、ネットワークの構築の仕方について、情報発信に努めます。	学校教育課

障害者虐待の相談・届出受理件数及び虐待判断件数（障害者施設従事者等による虐待）

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)
障害者施設従事者等による虐待	相談・届出受理件数	2	1	3
	虐待判断件数	0	1	2

評価指標

項目	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)
事業所対象障害者虐待防止研修により理解が深まったと回答した人の割合（事業所へのアンケート）		実績	見込み			
			70%	75%	80%	85%

基本目標2 生活支援体制を充実する

障害のある人やその家族が、自らの決定に基づき地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関等との連携を強化し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

本人主体の考え方に立って、多様化するニーズに適切に対応し、障害のある人が地域で安心して自立した生活を送れるよう、生活支援体制の整備や各種福祉サービスの充実、質の確保・向上を図る取組をより一層推進していきます。

地域の課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていくため、地域自立支援協議会の役割強化を図るとともに、質の高い障害福祉サービスの安定的な提供を図るため、スキルアップ研修を実施し人材育成を促進するとともに、働きやすい環境づくりを推進します。

成果指標

項目	年度	令和5年度 (2023年度) 調査時	令和8年度 (2026年度) 目標
		アンケート調査「現在、支援サービスなどを利用しながら、住み慣れた地域で安心して生活し、社会に参加できていると思いますか」の間に、「満足」「やや満足」と回答した人の割合。	障害者
	障害児(保護者)	32.4%	35.4%

目標値の設定 「満足」「やや満足」と回答する人の割合を3ポイント増やす。

(1) 多様な居住の場の提供及び整備

施策方針

障害のある人の希望や、状況に合わせた多様なニーズに対応できるよう、民間事業者によるグループホームの整備を促進するとともに、公営住宅、民間賃貸住宅の活用等、多様な形態の居住環境の確保に努めます。

また、関係機関と連携し、障害のある人の公営住宅や民間の住宅への入居を支援します。

課題

- 障害のある人の重度化・高齢化に伴い、入所施設からの地域移行が進まない状況です。
- 地域移行推進のため、グループホームを含む居住の場の確保や障害福祉サービスの確保が必要です。

具体的施策

具体的取組	内 容	担当課
①多様な居住環境の確保と居住支援の充実	公営住宅の障害のある人向けの募集及び優先入居の促進を図ります。	建築課
	住居確保支援会議において関係機関と連携し、賃貸住宅への入居支援や居住継続支援、入居契約手続き支援等を行います。地域自立支援協議会と連携し、相談支援事業者による地域定着支援を行います。	建築課 障害者福祉課
	福祉ホームについて、民間事業者に運営費補助を実施します。	障害者福祉課
	障害のある人が、住み慣れた住宅で生活を継続できるよう、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修費を日常生活用具として給付します。また、居住に関する各種貸付制度等の情報提供に努めます。	障害者福祉課
	自宅やグループホーム等で生活することが困難な重度の障害のある人を対象に、本人の希望や状況に応じて施設への入所支援を実施します。	障害者福祉課
②グループホーム等の充実	障害のある人が共同生活を行うグループホームの整備を促進するとともに、利用促進を図ります。併せてサービスと職員の質的向上を支援します。	障害者福祉課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	グループホーム（共同生活援助）の数		20	22	23	24
日中サービス支援型グループホームの数		0	0	0	1	1
グループホームの利用者数 (月/人)		125	125	128	131	134
住宅改修費の支給人数（人）		2	2	2	2	2

(2) 相談支援体制の充実（重点）

施策方針

複雑な相談内容に対応できる体制づくりについて、引き続き地域自立支援協議会で協議を深め、連携強化を図るとともに、相談支援従事者の人材育成や働きやすい環境づくりを推進します。

複合的な課題や制度の狭間となるような課題については、地域共生センターと連携して重層的な相談支援に取り組みます。

課題

- 経験年数の少ない相談支援専門員が増えていることから、地域自立支援協議会で引き続き事例検討やスキルアップ研修を行う必要があります。
- 複雑化・複合化した対応が難しい支援ニーズに対しては、地域共生センター等と連携して対応していく必要があります。
- 基幹相談支援センターの設置が努力義務となることから、基幹相談支援センターの機能等について研究し、整備するよう取り組む必要があります。

具体的施策

具体的取組	内容	担当課
①基幹相談支援センター設置に向けた取組	委託相談支援事業の充実を図り、基幹相談支援センターの機能や設置方法等を含め、本市にふさわしい総合的な相談支援の仕組みについて、研究・検討を行います。	障害者福祉課
②関係機関と連携した相談支援体制の整備	保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、乳幼児・学齢期の障害(または疑い)のある子ども及び成人に関する相談、助言及び職員の資質向上を図ります。	障害者福祉課 保健福祉課 こども安心課 こども保育課 子育て支援課 学校教育課
	保健・医療・福祉関係者等で構成する地域自立支援協議会において、困難事例の対応に必要な情報共有や地域課題の解決に向けた協議を行うため、関係機関との連携を強化します。	障害者福祉課
	地域自立支援協議会において、個別事案に応じて各種相談員や民生委員児童委員をはじめ、地域で活動する人材にも参加を依頼する等、障害のある人を地域全体で支えていく体制づくりに努めます。	障害者福祉課

具体的取組	内 容	担当課
(続き) ②関係機関と連携した相談支援体制の整備	的確なサービス提供に必要な不可欠である「個別支援会議」を随時開催するとともに、地域自立支援協議会と連携し、より充実した支援に努めます。	障害者福祉課
③重層的な相談支援体制の推進	令和5(2023)年度に設置した地域共生センターを中心に分野を超えた重層的支援を推進し、複合的な課題や制度の狭間となるような課題への対応強化を図ります。	社会福祉課
④相談の専門性の向上	指定特定相談支援事業所において、今後もサービス利用支援を行う計画相談だけでなく基本相談支援を積極的に行うよう努めます。また、資質向上のために相談支援専門員を対象とした研修を実施するとともに、研修に参加しやすい環境づくりを推進します。	障害者福祉課
⑤県立広島大学、その他関係機関との連携による相談支援の専門性の確保	子ども発達総合相談室を相談拠点とし、「発達専門相談」等とおして、県立広島大学、その他関係機関との連携により発達障害の早期発見、早期対応を行い、家族支援を含めた発達相談・支援の充実を図ります。	こども安心課
	補装具や日常生活用具・住宅改修等に関し、当事者団体、県立広島大学、その他関係機関と連携し専門的な相談支援機能の充実に努めます。	障害者福祉課
	難病・高次脳機能障害等に関する相談支援機能の充実に努めます。	障害者福祉課
⑥本人主体の障害者ケアマネジメントの推進	指定特定相談支援事業者が障害のある人の個々のニーズに対応したサービス利用計画を作成し、継続サービス利用支援によりモニタリングを行うとともに、本人主体のケアマネジメントを推進します。	障害者福祉課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの数		0	0	0	0	1
相談支援事業所への相談者数		6,551	6,561	6,571	6,581	6,591
相談支援事業所への延べ相談件数		18,830	18,850	18,870	18,890	18,910

(3) 情報提供とコミュニケーション支援の充実

施策方針

手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の配置、音訳や点訳等の意思疎通支援事業を引き続き実施し、障害のある人の情報・コミュニケーション支援の充実に努めるとともに、養成講座を継続し、支援に関わる人材の確保に努めます。

必要な情報をそれぞれの障害特性に応じた方法で得ることができるよう、効果的な情報の提供や情報伝達手段の充実に努めます。

課題

- 手話通訳者の育成、確保が課題となっています。手話奉仕員養成講座受講者が学びを継続し、手話通訳者にステップアップできる方法について検討する必要があります。
- 障害のある人によって、必要な情報提供の方法も様々であることから、それぞれの障害特性に応じた効果的な情報提供の方法を研究する必要があります。

具体的施策

具体的取組	内容	担当課
①障害特性に応じた情報提供の充実	サービスを主体的に選べるよう、適時、市広報への福祉制度やサービスの情報を掲載するとともに、市のホームページを通じた情報提供の充実に努めます。市広報の音訳サービスや、配布物への音声コードの印字など、情報コミュニケーション方法の多様化に努めます。	障害者福祉課
	市の窓口での申請等において、障害特性に応じた配慮に努めるとともに、窓口で配慮が分かるマーク等を掲示するなど、障害のある人が安心して手続き等ができるよう取り組みます。	障害者福祉課
	市長メッセージを動画で発信する際は、手話通訳するよう努めます。	広報戦略課
②障害者福祉に関する情報の周知	障害のある人の福祉サービスなどについて「サービス利用の手引き」等のパンフレットを作成・配布し、サービスの周知に努めます。	障害者福祉課
	相談支援事業者等による情報提供や、地域等へ出向いての相談事業等を積極的に進め、あらゆる機会を通じての情報提供に努めます。 また、相談事業などによる対面での情報提供により、障害の種類やライフステージに応じた情報提供を直接行う体制の充実に努めます。	障害者福祉課
	市内にある障害福祉資源の情報提供について、地域自立支援協議会にて、効果的かつ有効的な方法を協議し、具体化します。ホームページ設置や紹介ムービーの作成等を行います。	障害者福祉課

具体的取組	内 容	担当課
(続き) ②障害者福祉に関する情報の周知	公共施設や観光施設における身体障害者用設備について、観光パンフレット改訂時に情報の追加・修正を行うなど、情報提供の充実に努めます。 また、観光施設において身体障害者用設備の更新等があった際は、速やかに市ホームページ等でお知らせします。	観光課
③ウェブアクセシビリティの向上	市ホームページの制作及び更新に当たっては、どのような環境の人でも利用しやすく、わかりやすい構成となるよう、ウェブアクセシビリティ J I S 規格に沿うよう努めます。	広報戦略課
④ I C T サポートの推進	障害者向けスマートフォン教室を開催するなど、障害のある人が身近な場所でデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境づくりに努めます。	デジタル化戦略課 障害者福祉課
⑤障害特性に応じたコミュニケーション支援の充実	質の高い手話通訳者や要約筆記者の養成とともに、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（意思疎通支援事業）としてニーズに応じた派遣体制の整備に努めます。	障害者福祉課
	手話通訳者の育成及び確保のため、手話奉仕員養成講座を充実させ、講座修了者が手話通訳者をめざすことのできる環境づくりを推進します。	障害者福祉課
	聴覚に障害のある人が安心して相談できる窓口として三原市社会福祉協議会に手話通訳者を配置します。	障害者福祉課
	点訳・朗読ボランティアの養成や資質の向上を図るとともに、点字図書・録音テープ等提供体制の充実に努めます。	障害者福祉課
	手話についての出前講座を開催し、市民が手話に触れる機会を増やし、手話は言語であることへの理解を促進します。	障害者福祉課
	重度の知的及び身体障害により、医師等との意思疎通が困難な場合、入院時においてコミュニケーション支援員を派遣することにより、意思疎通支援を図ります。	障害者福祉課
	本会議において、きこえない人やきこえにくい人に対して手話通訳者を配置することにより、会議の傍聴がしやすい環境を整えます。	議会事務局

評価指標

項目	年度	令和5年度 (2023年度)調査時	令和8年度 (2026年度)目標
アンケート調査「障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を知っている人の割合」	障害者	8.0%	11.0%
	障害児(保護者)	15.1%	18.1%
アンケート調査「人とコミュニケーションをとるときに困ることがある人の割合」	障害者	55.7%	52.7%
	障害児(保護者)	88.9%	85.9%

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者の人数(人)		13	12	12	13	14



「カラフルふくろう」 中村 迅

(4) 総合的な地域生活支援の充実

施策方針

サービスを必要とする人が、必要なサービスを適切に利用できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

地域課題に対応する多様なニーズに対応するために、既存の社会資源の活用や新たな社会資源の開発について検討します。

障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点の機能充実に努めます。

課題

○地域生活支援拠点の機能や運用状況について、地域自立支援協議会を活用し、検討を行う必要があります。

○障害福祉サービス事業者において、人員や設備、支援、報酬の請求など適切な運営が行われるよう、引き続き計画的に実地指導を行う必要があります。

具体的施策

具体的取組	内容	担当課
①法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保	障害福祉サービスは、一人一人の障害支援区分に応じた公平なサービス提供を原則とし、サービス等利用計画及び個別支援計画に基づくそれぞれのニーズに応じたサービス提供を実施するため、提供体制の確保をサービス提供事業者と市が連携し努めます。	障害者福祉課
②法に基づく地域生活支援事業の提供体制の確保	日常生活用具の給付・貸与や、移動支援、コミュニケーション支援などの生活支援サービスについては、地域生活支援事業として提供します。	障害者福祉課
	障害のある人の地域での自立した生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスと併せて必要な事業の充実に努めます。	障害者福祉課
③法に基づく補装具の交付・修理の充実	車いすや補聴器、視覚障害者安全つえ等、補装具の交付及び修理等を実施します。	障害者福祉課
④生活支援サービスの充実	障害のある人でごみ出しが困難な人を対象に、ごみの個別収集を行います。実施に当たっては委託事業者、福祉関係者と協力して実施していきます。	環境施設課
⑤多様な福祉サービスの創出と支援	地域課題に対する多様なニーズに対応する新たな地域生活支援事業の展開及び地域資源の開発について地域自立支援協議会において検討します。	障害者福祉課

具体的取組	内 容	担当課
(続き) ⑤多様な福祉サービスの創出と支援	社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間企業等、サービス提供事業者について、地域のバランスの取れたサービスが提供できるよう、配置を含めた新規参入を促進します。	障害者福祉課
⑥経済的支援の推進	特別障害者手当や特別児童扶養手当等の各種福祉手当の適切な支給に努めます。	障害者福祉課
⑦家族支援の充実	委託相談支援事業者を中心に、家族に対するきめ細やかな相談支援体制の推進に努めます。	障害者福祉課
	子育てに係る相談を、ワンストップ窓口として、子育て世代包括支援センター「すくすく」が連携しながら子育て支援を行います。	こども安心課
	子ども発達総合相談室において、0歳から18歳までの発達に課題を持つ子及びその保護者への支援の充実を図ります。	こども安心課
	子どもの発達に悩みを持つ保護者を対象に、情報交換や心のサポートを行う場を提供するなどの家族の支援を行います。	こども安心課
	こころの病気を持つ人の家族を対象に、家族会等と連携し、学習や情報交換の場となる家族のつどいを開催し、家族の支援を行います。	保健福祉課
	高次脳機能障害のある人やその家族に対し、理解・啓発や情報交換の場等、家族会等と連携した取組を行います。	障害者福祉課
⑧地域生活支援拠点の機能充実	障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域生活支援拠点の機能や運用状況について地域自立支援協議会を活用して検討し、充実を図ります。	障害者福祉課
⑨サービスの質の向上	地域自立支援協議会を定期的で開催し、相談支援事業者を中心に、関係機関との連携による苦情解決機能の充実に努めます。	障害者福祉課
	サービス提供事業者におけるサービスの自己評価を促すとともに、地域自立支援協議会の開催を通じて、サービスの質の向上に向けた取組を促進します。	障害者福祉課
⑩事業者の業務管理体制の整備	障害福祉サービス事業者等が業務管理体制の整備と届出を適切に行うよう、事業者等への業務管理体制の整備・運営状況に対して適切な監督・助言に努めます。	障害者福祉課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点の設置数		8	8	9	9	9

(5) 地域自立支援協議会の役割強化

施策方針

地域自立支援協議会は、三原市障害者プランの基本理念である「ひとりの市民として“普通”に暮らせるまちづくり」をめざし、障害のある人に関わる関係者が協働して、様々な課題について協議するための協議会です。

各部会から抽出された課題を共有するとともに、その解決に向けた協議を行い、社会資源の開発・改善や施策への反映に取り組みます。

課題

○相談支援専門員をはじめとする支援者の更なる資質向上が求められており、引き続き地域自立支援協議会において、支援者のスキルアップにつながるような内容を検討する必要があります。また、参加者が主体的に参加できるよう会議や部会のあり方についても検討していく必要があります。

具体的施策

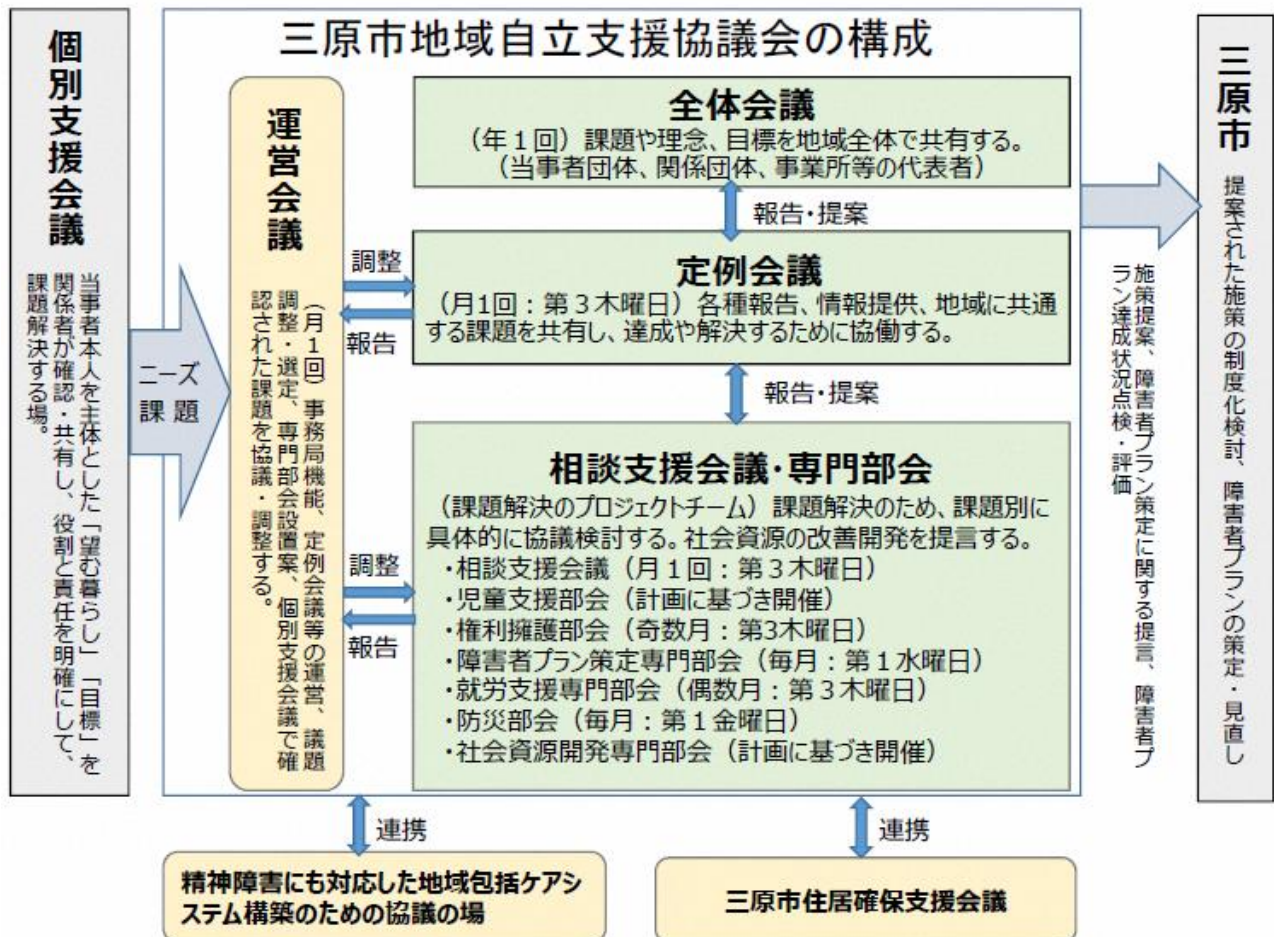
具体的取組	内容	担当課
①構成員の資質向上	福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性を確保するための調整を行うとともに、広島県が実施する障害者相談支援従事者研修の実習受け入れ先として相談支援専門員の資質向上に努めます。	障害者福祉課
②困難事例へ対応するための取組	困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整を行います。	障害者福祉課
③地域の社会資源の開発と改善	障害のある人のニーズの把握と福祉サービス提供の課題に関する協議を行い、地域の社会資源の開発と改善に努めます。	障害者福祉課
④関係機関との連携	各課と連携し、地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する協議を行います。	障害者福祉課
⑤障害者プランの検討	障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定・変更及び点検・評価に関する協議を行います。	障害者福祉課
⑥地域生活支援体制の構築推進	障害のある人の地域生活支援体制構築に関する様々な事例の協議を行います。	障害者福祉課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域自立支援協議会を通じて連携し、より良いサービス提供基盤が整っていると感じる人の割合（事業所へのアンケート）			60%	65%	70%	75%

三原市地域自立支援協議会

三原市障害者プランの基本理念である「ひとりの市民として“普通に”暮らせるまちづくり」をめざし、障害のある人に関わる関係者が協働して、福祉、保健、医療、雇用、教育等の様々な課題について協議し、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の構築に資するため設置する協議会。



(6) 安心できる保健・医療体制の充実

施策方針

保健・医療・福祉のネットワーク及び相談支援体制の強化を図り、障害のある人への切れ目のない支援を行います。

精神保健対策として「こころのネットみはら」による、こころの健康づくりに関わる関係機関の連携を強化するとともに、健康教育・健康相談等によるこころの健康づくりの意識啓発を図ります。

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

課題

- 精神障害のある人が増加しており、精神保健の充実と関係機関の連携が必要です。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築には、広島県及び保健、医療、福祉等の関係機関との更なる連携が必要です。

具体的施策

具体的取組	内容	担当課
①保健、医療に関する相談支援の強化	委託相談支援事業者を総合相談窓口として位置づけ、保健・医療・福祉の関係機関の連携のもとで保健・医療に関する相談支援の強化に努めます。	障害者福祉課
②難病患者等への支援の充実	難病患者・家族に対して、特殊寝台や入浴補助用具、歩行支援用具等を給付する「難病患者等日常生活用具給付事業」の実施等、保健・福祉サービスの充実に努めます。	障害者福祉課
	難病患者・家族の交流の発展とともに、ボランティアの協力を得ながら、難病を理解し、支えることのできる地域社会づくりを促進します。	障害者福祉課
③障害特性に応じた緊急時の対応	障害のある人の救急搬送体制について、FAXでの対応に加えて「Net119 緊急通報システム」を活用し、医療機関へ円滑に搬送できるよう努めます。	警防課
④医療給付の推進	法に基づく自立支援医療をはじめ、各種医療給付の継続実施に努めます。	障害者福祉課

具体的取組	内 容	担当課
⑤こころの健康づくりの推進	市民のニーズを考慮しながら、精神保健福祉講座、「こころのネットみはらまつり」の開催や出前講座による健康教育、地域での健康相談を通じて、こころの健康に関する知識の普及啓発を図るとともに、相談体制の充実を図ります。また、精神福祉ネットワーク「こころのネットみはら」を通じて、疾病の理解をはじめとするこころの健康づくりに関わる機関連携の強化に努めます。	保健福祉課
	精神科医師や精神保健福祉士の協力のもと、「こころのなんでも相談」等を通じて、こころの病気の早期発見と必要な受診勧奨を行います。	保健福祉課
	回復期にある精神障害者を対象にソーシャルクラブを開催し、話し合いや行事をとおして、社会参加と仲間づくりを進めます。	保健福祉課
⑥自殺対策の取組	三原市自殺対策計画に基づき、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「自殺対策関連事業の実践と啓発の推進」「自殺リスクの低下」に取り組みます。	保健福祉課
⑦青年期・成人期の発達障害についての取組	青年期、成人期において、発達障害の疑いにより生じている問題に対して相談に応じ、不安の軽減や、よりよい生活を支援をする助言を行います。早期に適切な対応や支援につなげることで、二次障害の併発、重症化、長期化を予防します。	保健福祉課
	青年期・成人期の発達障害の疑いのある者で所属する場を持たないおおむね15歳以上39歳以下の者を対象とし、個別相談、個別支援、小グループ活動等を行うことにより、本人の適性を見極め、社会活動に結び付くよう支援します。	保健福祉課
⑧精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いなどが包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。	保健福祉課 障害者福祉課
	精神疾患の早期治療や治療継続、精神障害のある人の社会参加を促進するため、福祉・医療・家庭・職場・地域の連携や啓発により総合的な取組を進めます。	保健福祉課
⑨ひきこもり相談支援の推進	令和5(2023)年度に設置したひきこもり相談支援センターが、ひきこもりの人とその家族からの相談対応をすることで、ひきこもりが長期化することを防ぎます。	保健福祉課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	委託相談事業所への健康や医療に関する相談件数		1,400	1,410	1,420	1,430

(7) 福祉人材の養成・確保

施策方針

今後も人口減少と少子高齢化が進み、福祉人材の不足が見込まれる中で、障害福祉サービスの提供を将来にわたって安定的に続けるため、民間事業者や関係機関と協働し、福祉人材の養成・確保に継続的に取り組みます。

強度行動障害、医療的ケアなど専門的なニーズがある人も安心して地域で生活できるよう、対応できる人材の養成・支援に努めます。

障害特性に応じた専門知識の向上を目的とした研修による、より質の高い人材の確保に取り組みます。

課題

- 障害福祉サービス事業所等での人材不足が課題となっています。
- 強度行動障害など対応が難しい人の受け入れ先が不足しており、受け入れのための事業所での人材確保・人材育成が課題となっています。
- 令和5(2023)年7月に開始された広島県医療的ケア児支援センターと連携し、医療的ケア児が必要な支援を受けられる体制を整えていく必要があります。
- 地域自立支援協議会での情報交換やスキルアップ研修を継続し、支援者の資質向上を図ると同時に、抱えている課題の共有・解決や事業所間の交流を図る場としてワークショップを継続して開催する必要があります。

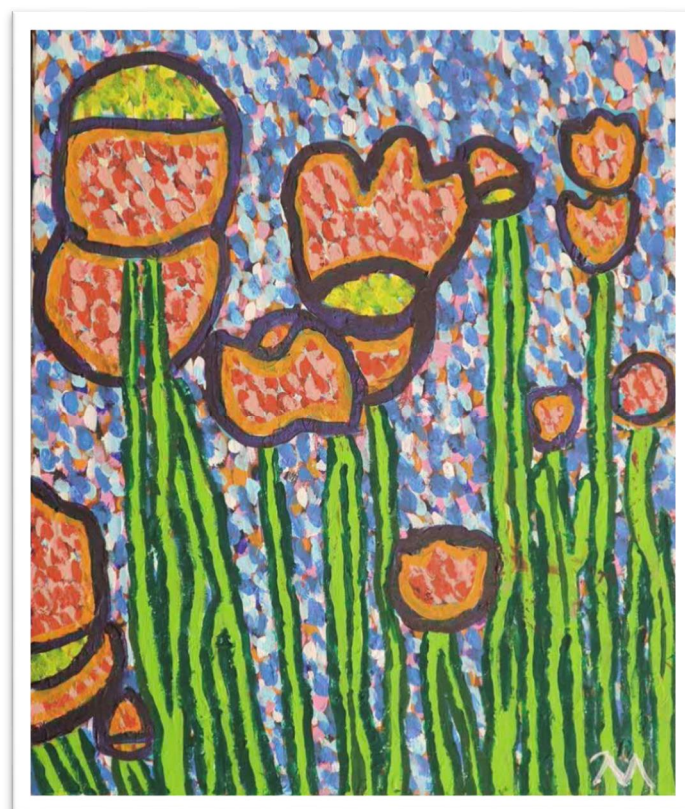
具体的施策

具体的取組	内容	担当課
①障害者ピアサポーターの養成・支援	障害者ピアサポーター養成講座の実施などをおし、人材の養成をするとともに、研修修了後に活躍できるような支援体制の充実を検討します。	障害者福祉課
②相談支援従事者のスキルアップ	県が開催する相談支援従事者研修の修了者等、相談支援を行う者を対象に、地域自立支援協会相談支援会議や尾三圏域連絡会議を活用し、地域資源を活用できるよう地域の実情に即したスキルアップを支援します。	障害者福祉課
③福祉人材の確保及び資質の向上の支援	サービス提供事業者の相互連携と情報提供に対する支援を図ります。	障害者福祉課
	地域自立支援協議会での研修を今後も継続し、サービス提供事業者等における関係職員の資質向上に努めます。	障害者福祉課
	三原市福祉・介護人材確保等総合支援協議会と連携し、福祉人材を確保するための取組を推進します。	障害者福祉課

具体的取組	内 容	担当課
④医療的ケア児等支援者・医療的ケア児等コーディネーターの養成・支援	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、支援者の養成を促進するとともに、広島県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を促進し、研修終了後に活躍できるような支援体制の充実を検討します。	障害者福祉課
⑤多様化するニーズに対応できる人材の養成・支援	強度行動障害支援者養成研修や、医療的ケアのできる支援者を育成する体制づくりに努めます。	障害者福祉課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	地域自立支援協議会のスキルアップ研修が支援者の資質向上につながったと回答した人の割合 (事業所へのアンケート)			70%	75%	80%
医療的ケア児コーディネーターの数(人)		2	2	3	3	3



「空に咲いていくチューリップ」 匿名

基本目標3

自立と社会参加を促進する

障害のある人が、自立し社会参加するために、各関係機関との連携の更なる強化と、一貫した切れ目のない支援システムの強化を図ります。

個々の適性や能力に応じて就労できるよう、障害の特性に応じた就労支援及び定着への取組を強化します。

障害のある人の雇用・就労の促進と就労定着支援を強化するため、企業の理解啓発に取り組めます。

障害のある人が地域社会の中で生活を主体的に営むことができるよう、スポーツ・芸術文化活動などの社会参加を促進するための取組を行います。

成果指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
①就労体験を行った人の数 (人)		6	27	28	29	30
②障害者就労応援相談ステーションへの相談件数 (当事者・当事者家族)			160	170	180	190

目標値の設定 ①就労体験を行う人の数を、令和8(2026)年度末までに令和4(2022)年度実績の5倍に増やす。

②障害者就労応援ステーションへの相談件数を、毎年度10件増やす。

(1) 療育・教育の支援体制の充実

施策方針

三原市発達障害児者支援検討委員会及び三原市発達障害児者庁内連絡会において課題の整理を行い、早期発見システムの構築と乳幼児期から成人までの切れ目のない支援システムについて取り組んでいます。今後は更なるシステムの強化を図ります。

障害のある子どもに必要な療育体制の整備に努めるとともに、特別支援教育を推進し、障害の有無にかかわらず、子どもたち一人一人が持つ能力を最大限に伸ばすことができるよう取り組めます。

課題

- 放課後等デイサービスの決定者数が増加傾向にあります。
- 障害のある子どもやその家族のニーズに応じた教育支援や、就学・教育相談を含む教育の充実が求められています。

具体的施策

具体的取組	内容	担当課
①障害児療育機能の充実	障害児・者に係る現状の課題と整理、普及啓発事業、早期発見システムの構築と乳幼児期から成人までの一貫した支援システムの強化を図ります。	保健福祉課 障害者福祉課 こども安心課 こども保育課 学校教育課
	三原市発達障害児者支援検討委員会及び三原市発達障害児者庁内連絡会において課題の整理を行い、関係機関と連携して早期発見システムの構築と切れ目ない支援システム強化を図ります。	こども安心課
	乳幼児健康診査を実施し、健診後の継続支援に努め、必要な場合、適切な療育へつなげます。	こども安心課
	子ども発達総合相談室による発達専門相談の実施等を通じて、発達障害を含む障害等の課題への対応を図ります。	こども安心課
	児童発達支援については、児童福祉法に基づくサービスとして、保健・医療・福祉・教育分野の関係機関との連携や職員に対する研修等の充実に努めるとともに、より専門性の高いサービスとしての充実に努めます。	障害者福祉課
	地域自立支援協議会に児童支援部会を設置し、相談支援事業所及び障害児通所支援事業所と連携して、療育の一貫性を確保するツールである「つなGOブック」の普及に努めます。	障害者福祉課 こども安心課
	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費の一部助成を継続します。	障害者福祉課
②障害児保育の充実	保育所、こども園における加配等、障害児保育の充実に努めます。	こども保育課
	三原市障害児保育拠点事業の充実に努めます。	こども保育課
③特別支援教育の推進	特別な支援が必要な幼児児童生徒への効果的な支援方法を見出していくために、巡回相談や授業での指導・助言等を行っています。より専門的な支援ができるよう様々な専門機関の紹介を進めていきます。	学校教育課
	児童生徒の実態を的確につかみ、就学指導委員会との連携を図るとともに、就学指導委員会で協議を行い、適切な就学指導を行います。	学校教育課
	各学校が特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会を設置し、個々に応じた指導・支援を行うコーディネーターの機能を推進します。	学校教育課

具体的取組	内 容	担当課
(続き) ③特別支援教育の推進	県立三原特別支援学校のセンター的機能を活用したり、県立三原特別支援学校と研修の合同開催を行いながら、特別支援教育の充実を図っています。今後も、県立広島大学や県立教育センターの専門的な知識を活用しながら、適切な指導・支援の充実に努めます。	学校教育課
④教育相談の充実	10校に学校ふれあい相談員を配置し、スクールカウンセラーを市内全ての学校に派遣し、いじめ・不登校等の心のケアに努めています。今後も更なる充実を図るよう努めます。	学校教育課
	不登校に係る相談窓口として、三原ふれあい相談、学校生活全般の悩みや体罰等については、三原子どもサポートダイヤルを設置し、相談員を配置するとともに、それを広報等で周知していきます。適切な相談対応・苦情対応の充実に努めます。	学校教育課
⑤介助員制度の充実	支援を要する幼児・児童・生徒の状況や巡回相談員、就学指導委員会の意見を参考に、個々の障害の状況に応じて、幼稚園や小・中学校への介助員の適正な配置・増員に努めます。	学校教育課
⑥通学支援対策の推進	緊急時の通学援助者等の人材確保のための支援対策の研究・検討を進めます。	障害者福祉課
⑦関係機関の連携強化	本人や家族のニーズに沿った就学指導体制や教育相談の充実を図るため、保健・医療・福祉・教育分野の関係機関の連携強化に努めます。就学指導のあり方について具体的に示せるよう就学ハンドブックを周知し、様々な支援先が示せるよう今後も情報収集に努めます。	学校教育課
	卒業後の社会資源・福祉制度及び就学ガイダンス等については、進学先の学校や、こども安心課と連携を図りながら、中学校卒業後の道筋について助言をします。	学校教育課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	児童通所支援事業所数（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）		23	23	23	24
児童通所支援事業利用児童数（人/月）		435	436	453	470	485

(2) 雇用・就労の支援促進（重点）

施策方針

障害のある人が希望する仕事に就労できるよう、就労に関する相談支援を充実するとともに、障害者雇用を企業の視点で共に考え、障害のある人を雇用する企業を増やすため、関係機関との連携を更に強化し、障害者雇用の促進と就労定着支援の強化に取り組みます。

また、地域自立支援協議会の就労支援専門部会とも連携し、障害のある人の工賃向上等の課題解決に向けた取組を行います。

課題

- 令和5(2023)年度に開始した就労推進事業の取組をより進めるため、公共職業安定所をはじめとした関係機関との連携をより強固にしていく必要があります。
- 福祉事業所からの一般就労が少ない状況です。企業への障害のある人への理解啓発を促進し、就労体験の受け入れや障害者雇用を促進する必要があります。

具体的施策

具体的取組	内容	担当課
①求職活動支援の充実	公共職業安定所をはじめ関係機関と連携を図りながら、ジョブコーチ支援等の各種制度を活用し、本人の希望を尊重した就労支援に努めます。	商工振興課
②就労移行支援・就労定着支援の充実	地域自立支援協議会において、情報の共有化と一般就労へ向けた支援の検討を実施するほか、就労移行支援や就労継続支援へのサービス提供事業者の参入を促し、一般就労に向けた訓練等の充実を促進します。	障害者福祉課 商工振興課
	障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携し、就労面の支援とともに、生活面の支援を実施し、就職後の職場への定着を促進します。	障害者福祉課
	障害のある人の個々の適性や希望に応じた職業訓練が行われるよう、公共職業安定所等の関係機関との連携に努めます。	障害者福祉課 商工振興課
③企業における障害のある人の雇用の促進	障害のある人や障害者雇用に関する理解が深まるよう、企業に対する適切な情報提供を通じた啓発活動と、障害者雇用の促進を図ります。	障害者福祉課 商工振興課
	新たに障害のある人を継続して雇用した企業に対して雇用奨励金を交付し、障害のある人の雇用の促進と安定を図ります。	商工振興課

具体的取組	内容	担当課
④就労体験の推進	就労支援事業所、公共職業安定所及び市内企業等と連携しながら、障害のある人の就業機会を拡大するため「就労体験事業」を実施し、本人の就労意欲の向上、事業者の就労の場の提供への理解、支援体制の向上を図りながら、今後とも取組の拡大を図ります。	障害者福祉課
⑤公的雇用の充実	中期的な定員管理計画に基づき障害者雇用を計画的に行い、法定雇用率を確保します。	職員課
⑥地域における就労や生産活動機会の確保	就労継続支援や就労移行支援について、ニーズに応じた生産活動の場を提供する事業者の確保に努めます。	障害者福祉課
⑦福祉的就労の工賃等の向上	就労支援施設等をはじめ、障害のある人の働く場において工賃の向上を促進します。また、広島県と連携した取組を検討します。	障害者福祉課 商工振興課
⑧官公需の拡大	障害者就労促進会議や就労支援専門部会（地域自立支援協議会）において、毎年「物品等調達方針」を定め、官公需の発注拡大について取り組みます。	障害者福祉課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	就労推進事業により企業を訪問した延べ件数			230	240	250



「アートなウサギ moon」 森本 有稀

(3) 多様な活動の場の確保

施策方針

障害のある子どもの、放課後や夏休み等の長期休暇中に活動できる場の確保と活動内容の充実に努めます。

障害のある人の年齢や障害の特性に応じた余暇や日中活動の場について充実を図るとともに、地域の様々な資源を活用し、住み慣れた地域で自分らしい生活が営めるよう環境づくりに努めます。

課題

○放課後等デイサービスの利用者は増加傾向にあり、障害のある子どもの、放課後や夏休み等の長期休暇中に活動できる場の確保が課題となっています。

具体的施策

具体的取組	内容	担当課
①日中活動の場の充実	放課後児童クラブへの障害のある児童の受け入れの充実に努めます。また、必要な場合には、就学前施設等の関係機関と連携を図るなど、障害のある児童が円滑に利用できるよう努めます。	子育て支援課
	障害のある子どもの、放課後や長期休業中の活動の支援について、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（日中一時支援事業）のあり方に関する研究・検討を進めます。	障害者福祉課
	地域活動支援センターの今後のあり方について検討するとともに、ニーズに応じた日中活動の場や居場所の確保に努めます。	障害者福祉課
	全ての子どもが安心して利用でき、保護者同士が交流できるよう、インクルーシブ遊具を設置しました。障害の有無にかかわらず地域で過ごせる環境づくりに努めます。	久井支所・大和支所地域振興課
②地域活動への参加支援	コミュニティセンターや公民館等で行われている地域活動への参加を支援するために、建物の段差解消などのハード面のバリアフリーのみならず、人々のこころのバリアフリーを促進するよう努めます。	生涯学習課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	地域活動支援センターの延利用者数 (人)		9,524	9,544	9,564	9,584

(4) スポーツ・芸術文化活動の推進及び支援（重点）

施策方針

障害の有無にかかわらず、誰もがニーズに応じてスポーツや文化活動などに親しみ、参加できる環境の整備に努めます。

身近なレクリエーションの充実、健康づくりや交流の機会提供等、障害のある人が生きがいをもち、生き生きと活動できる社会環境の構築をめざします。

課題

○誰でも参加できるスポーツ大会の開催、作品を発表できる場の充実が必要です。

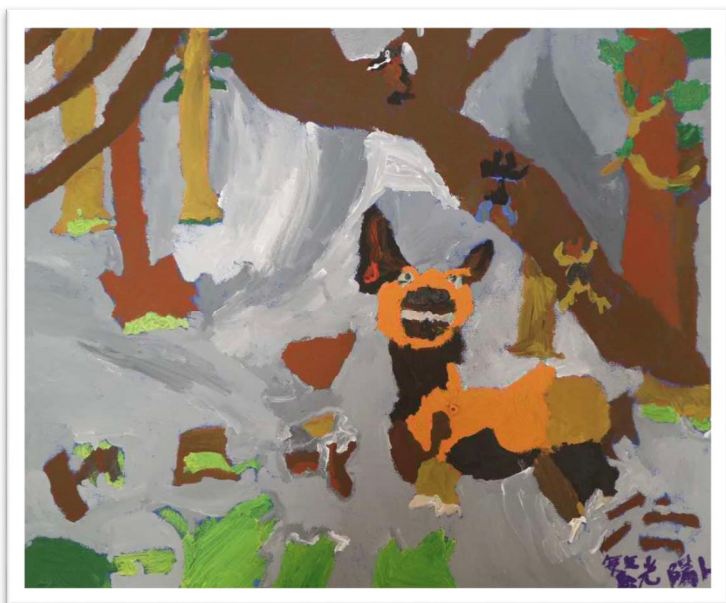
○スポーツ・芸術文化活動を通じて、市民との交流を促進するよう努める必要があります。

具体的施策

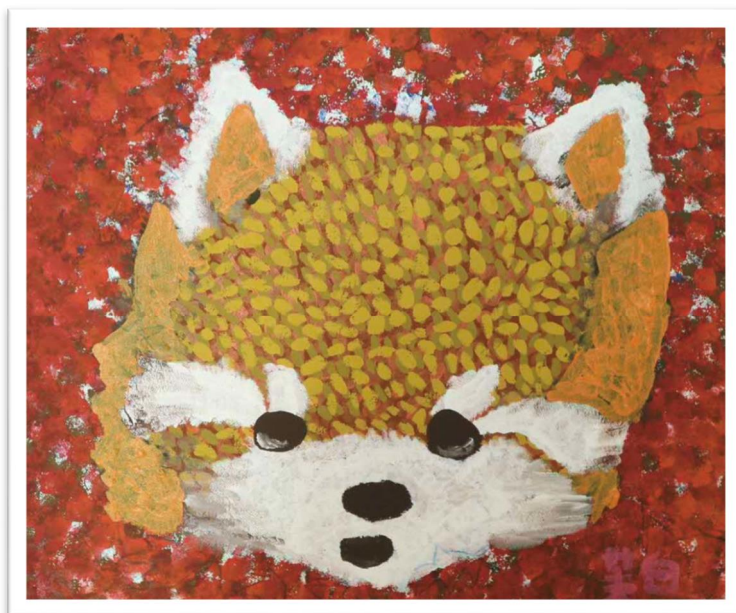
具体的取組	内容	担当課
①スポーツ・芸術文化活動団体の育成・支援	障害のある人のスポーツクラブ等の活動支援について、今後、関係団体と連携し、活動の支援を検討します。誰もが参加できる機会の提供や体制づくり、また作品など発表できる場を設けるよう努めます。	スポーツ振興課 文化課
	障害のある人の定期的な活動に対し、体育館やプール等、活動の場の確保とともに利用の促進を図ります。	スポーツ振興課
	障害のある人のスポーツを推進するため、市民を対象とした講演会や広報による啓発に取り組みます。	障害者福祉課
②スポーツ活動・文化イベントに参加しやすい環境整備	スポーツ大会・文化イベントに関して、誰もが参加しやすい運営に努めます。	スポーツ振興課 文化課
	企画展覧会や文化イベントなど芸術文化活動の開催の周知をします。	文化課
	障害のある人のスポーツ・レクリエーションの体験と普及の場や交流の場を確保するため、「障害者スポーツフェスティバル」を開催します。	スポーツ振興課 障害者福祉課
③スポーツ活動等の情報提供の充実	障害のある人のスポーツ活動への参加機会の充実を図るため、スポーツ支援団体や関係機関と連携し、教室や大会等の情報提供に努めます。	スポーツ振興課 障害者福祉課
④スポーツ大会の参加促進	県障害者スポーツ協会が主催する県障害者スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会への出場を支援し、スポーツ大会への参加を促進します。	スポーツ振興課
⑤指導員の育成	スポーツ推進委員等関係機関の協力と指導員等の育成支援に努めます。	スポーツ振興課
⑥生涯学習の機会の提供	障害のある人が普通に参加できる生涯学習の検討を進めます。	生涯学習課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者スポーツフェスティバル 参加者数(人)		113	115	117	119	121
障害者スポーツ教室延べ参加者 数(人)		1,815	1,825	1,835	1,845	1,855



「森とシカ」 繁光 陽人



「レッサーパンダ」 三浦 菜白

(5) 生活を主体的に営むための支援

施策方針

障害のある人が生活を主体的に営むことができるよう、支援者を対象とした意思決定支援などをテーマとした、研修会等の開催に努めます。

障害のある人が自立的な地域生活を営むことができるよう、家族と離れ、地域内の民間アパート等で地域生活を体験する自立生活体験事業を実施し、障害のある人が地域生活を送れるよう体験の場を提供します。

課題

○自立生活体験事業の利用が少ない状況であるため、事業について周知を図る必要があります。

具体的施策

具体的取組	内容	担当課
①ストレングスマodelの視点による支援	相談支援専門員を中心とした支援者が、ストレングスマodel（本人が持つ強みを生かした生活を支援していく考え方）の視点による支援を理解して実践し、日々の支援を振り返ることができるよう、地域自立支援協議会の相談支援会議等で研修会や事例検討を行います。	障害者福祉課
	障害のある人が社会参加活動をする場や、自らの意見が発信できる場の確保を継続していきます。	障害者福祉課
②自立生活体験の推進	障害のある人が、地域で自ら決定し生活していくための活動プログラムの充実と、社会生活力を高めるため活動の場を提供します。	障害者福祉課
③生活を主体的に営むための人材育成	福祉施設の職員等を対象に、障害のある人が生活を主体的に営むことができるよう、意思決定支援などをテーマとした研修会の開催や相互研鑽の支援に努めます。	障害者福祉課
	障害のある人による当事者活動について、相談・指導などの支援に努めます。	障害者福祉課
④若者居場所づくり	ひきこもりやニートの状態にある若者を社会参加に結びつける支援をします。	生涯学習課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立生活体験事業の利用者数 (人)		2	0	2	3	3

基本目標4 安全・安心なまちづくりを推進する

誰もが、快適かつ安全・安心に生活し社会参加できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備の推進に努めます。

防犯・防災知識等の普及啓発を図るとともに、災害時に障害のある人が必要な支援を受けることができるよう、災害時支援体制の充実を図ります。また、社会的障壁を取り除くための合理的配慮を行うよう取り組みます。

障害のある人を支える福祉活動については、ボランティアやNPO、障害者団体等の活動の活性化を図ります。

成果指標

項目	年度	令和5年度 (2023年度)調査時	令和8年度 (2026年度)目標
		アンケート調査「何らかの災害対策 をしている人の割合」	障害者
	障害児(保護者)	77.8%	80.8%

目標値の設定 「何らかの災害対策をしている」と回答する人の割合を3ポイント増やす。

(1) 住みよい環境づくりの推進

施策方針

誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを実現するために、公益的施設のバリアフリー化に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境整備を推進します。

障害のある人の社会参加を促進するため、外出や移動支援の充実に努めるとともに、障害のある人が安心して外出できるよう、地域自立支援協議会等で移動方法、手段について引き続き検討を行います。

課題

- 公益的施設のバリアフリー化や、道路の段差解消など、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境整備を推進する必要があります。
- 移動手段に困る人が多く、公共交通機関の利用が不便という声が多くみられます。
- 通勤・通学・通所等の移動の支援について、既存の制度も含めて引き続き検討する必要があります。

具体的施策

具体的取組	内 容	担当課
①まちのバリアフリーの推進	誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを実現するために、交通事業者等と連携を図りながら、三原市交通バリアフリー基本構想の重点地区におけるバリアフリー化を推進していきます。	都市開発課
	「三原市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、JR三原駅周辺地区におけるバリアフリー化に向けた歩道の有効幅員の確保、歩車道の段差の解消等を、各道路管理者が整備を進めます。	都市開発課
	広島県福祉のまちづくり条例により、公益的施設を建築する前に建築者と協議を行い、バリアフリー化の推進に努めます。	建築指導課
	バリアフリー化について、当事者団体や社会福祉協議会と意見交換をし、連携して取り組みます。	障害者福祉課
②外出支援の充実	優待乗車証・乗船券を交付し、市内全地域の住民に対して路線バス等の利用料を助成します。	障害者福祉課
	重度障害者タクシー利用助成事業を行い、バス利用の困難な障害のある人のタクシー利用料を助成します。	障害者福祉課
	障害のある人が安心して外出できるよう地域自立支援協議会等で移動方法、手段について、検討を行います。	障害者福祉課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者優待乗車証の延利用 人数(人)		78,835	78,855	78,875	78,895	78,915
移動支援事業の利用者数 (利用者数/月)		57	60	63	66	69

(2) 安全・防災対策の推進（重点）

施策方針

地域自立支援協議会の防災部会での取組を継続し、事業所向けの防災講演会等の開催や、市民防災訓練への参加の呼びかけをするなど日頃から防災についての啓発や情報提供を行い、災害時に速やかに対応できるよう取り組みます。

関係機関と連携して、支援者や事業所の防災に対する意識の向上に努めるとともに、障害のある人の防災に対する意識の向上と早期避難の推進に努めます。避難行動要支援者の個別避難計画作成について、地域住民や福祉専門職と連携して作成を促します。

課題

- 個別避難計画について、高齢者福祉課、福祉専門職及び地域の防災組織等と連携し、災害の危険度が高い地域に住んでいる避難行動要支援者から優先して計画作成に取り組む必要があります。
- 障害のある人が防災に関する正しい知識を持ち、防災への備えについて意識するよう、防災意識を高める啓発を行う必要があります。

具体的施策

具体的取組	内容	担当課
①防災意識の強化と災害時支援体制構築の推進	津波被害が想定される地域へ設置した浸水深の表示板を活用して注意喚起に取り組みます。県が調査している各種災害の調査で新たに指定される区域について「デジタルマップみはら」を随時更新していきます。	危機管理課
	市民の防災意識の向上の取組を進め、防災関係団体と連携し防災訓練を実施して実効性を高めていきます。	危機管理課
	自主防災組織未設立地域で特に災害のリスクが高い自治会・町内会に対して新規設立の取組を強化します。設立後の活動については、市の防災訓練やJアラート訓練日等を活動日として働き掛けます。	危機管理課
	「避難行動要支援者避難支援プラン」について、避難支援等関係者に周知を図るとともに、引き続き協定締結団体を増やす取組を継続し、誰一人取り残さない福祉防災の実現をめざし、地域の共助による支援体制づくりを進めます。また、避難行動要支援者への啓発を行い、同意登録を促します。	高齢者福祉課 障害者福祉課 危機管理課

具体的取組	内 容	担当課
(続き) ①防災意識の強化と 災害時支援体制構 築の推進	重度障害のある人が、緊急時の援助要請を迅速かつ適切に行うための仕組みづくりについて、引き続き研究・検討します。避難行動要支援者避難支援プランで定める障害の区分以外であっても、本人の状況に応じて積極的に同意登録を促します。	高齢者福祉課 障害者福祉課
	要支援者の個別避難計画を作成し、地域住民と共有することで、災害時に適切かつ迅速に避難ができ、併せて平時の見守りにつながるよう取組を推進します。個別避難計画については、より避難の優先度が高い地域の避難行動要支援者から、地域住民、福祉専門職と連携して作成を促します。避難行動の優先度が高い地域の自治会、自主防災組織、民生委員等に、事業の内容を説明、理解を得ることで、同意者名簿及び個別避難計画書の提供を増やします。	高齢者福祉課 障害者福祉課 危機管理課
	災害に備え、救命講習・防火座談会を実施します。	三原消防署 三原西消防署 世羅消防署
	地域自立支援協議会防災部会で事業所向けの防災講演会等を開催し、災害時の対応等について知識を深め、支援体制について検討します。避難所での合理的配慮と福祉避難所の整備等について関係課と連携して取り組みます。また、防災カードの普及に努めるとともにその活用を図ります。	高齢者福祉課 障害者福祉課 危機管理課
②緊急時のサービス 提供体制の確保	業務継続計画（BCP）及び避難確保計画について、適切な更新を行うよう障害福祉サービス事業所に対して周知・啓発を行います。	障害者福祉課
	委託相談支援事業者については、24時間対応できる体制とし、緊急時の支援に努めます。	障害者福祉課

評価指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域自立支援協議会防災部会で課題解決に向けた協議ができたと回答した人の割合（事業所アンケート）			60%	65%	70%	75%

(3) 住民と協働した福祉活動の推進

施策方針

今後も人口減少と少子高齢化が進み、福祉人材の不足が見込まれる中で、従来の制度・分野や支え手・受け手という役割を超えて、住民一人一人が福祉に対する意識を高め、助け合いながら共に暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民や関係団体と協働し、ボランティア活動などの社会活動に主体的に参加できるよう、情報提供や啓発を行います。

既存のボランティア団体やNPO法人などの支援、新たなボランティア団体等の育成支援に努めるとともに、多様な媒体を活用した住民への情報提供体制の充実を図ります。

また、ボランティア・市民活動センターをコーディネートの中核として位置づけ、市民活動団体や企業、学校、行政など多様な主体の連携促進機能の強化をめざします。

課題

○住民一人一人が福祉に対する意識を高め、ボランティア活動などの社会活動に主体的に参加できるよう、引き続き情報提供や啓発を行う必要があります。

具体的施策

具体的取組	内容	担当課
①住民参加組織の育成・支援	ボランティア・市民活動サポートセンターを中心として、ボランティア・NPO活動に関する情報収集・提供、相談・啓発等を行い、市民の活動への参加を支援します。	地域企画課
	福祉団体や地域組織、ボランティア等の自主的な活動に対して、実態に即した活動支援に努めるとともに、協働して取り組む体制づくりを推進します。	障害者福祉課
	高齢者をはじめ、住民全てが孤立や閉じこもりを防止し、住民の気に掛け合いや支え合いの基盤となる活動としてサロンの運営支援を継続していきます。	高齢者福祉課
②地域人材の発掘・育成	障害のある人が地域で安心した生活を送るため、個別ニーズに対応できる専門性・即応性・柔軟性を持った地域に潜在する人材の発掘・育成に努めます。	障害者福祉課
③ボランティア育成と支援	ボランティアコーディネーターとの連携を通じて、ボランティア・市民活動サポートセンターの充実に努めます。	地域企画課
④地域福祉のネットワーク体制の整備	地域において資源開発やネットワーク構築の機能を果たす「生活支援コーディネーター」を配置し、住民を主体として、NPO法人や民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人などが参画する定期的な情報共有及び連携強化の場である「協議体（地域福祉ネットワーク会議）」を設置し、住民主体の地域づくりを推進します。	社会福祉課

評価指標

項目	年度	令和5年度 (2023年度)調査時	令和8年度 (2026年度)目標
アンケート調査「何らかの地域行事に参加している人の割合」	障害者	50.6%	53.6%

目標値の設定 「何らかの地域行事に参加している」と回答する人の割合を3ポイント増やす。



「ひっぽー」 信岡 順正



「おはぎ」 手島 桃花

第5章 障害福祉計画

1 基本的な考え方

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき策定するもので、本市における障害福祉サービス等の種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

国では「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）」（以下「基本指針」という。）を改正し、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の作成・変更の際しての考え方などを定めています。

「基本指針」の主な内容は次のとおりです。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の主な内容

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 ・ 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定
③福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

<p>④障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定 ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
<p>⑤発達障害者等支援の一層の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
<p>⑥地域における相談支援体制の充実・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化
<p>⑦障害者等に対する虐待の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
<p>⑧地域共生社会の実現に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
<p>⑨障害福祉サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
<p>⑩障害福祉人材の確保・定着</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
<p>⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
<p>⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
<p>⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
<p>⑭その他：地方分権提案に対する対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2

成果目標と達成に向けた取組

「基本指針」においては、障害児者に必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、次の7項目を設定しています。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 障害児福祉計画で記載
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第7期障害福祉計画においては、「基本指針」に即し、広島県の考え方を踏まえ、令和8(2026)年度を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標値(成果目標)を設定します。

なお、目標値の設定に当たっては、三原市総合保健福祉計画推進等委員会、地域自立支援協議会等で協議を進め、本市の実情に応じて設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 目標の設定と考え方

(a) 地域移行者数

目 標

令和4(2022)年度末時点の入所者数	148人
令和6(2024)年度から令和8(2026)年度末までの地域移行者の累計	6人
地域移行率	4%

目標値設定に当たっての考え方

施設入所者のほとんどは障害の程度が重く介護が必要な人であり、また高齢の人も多く、地域移行することは困難である状況もあるため、今回は65歳未満の人(105人)の6%を地域移行者数の目標値としました。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和8(2026)年度末までに令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(b) 施設入所者減少数

目 標

入所者数 148人(令和4(2022)年度末時点) → 140人(令和8(2026)年度末時点)

目標値設定に当たっての考え方

令和4(2022)年度末時点の施設入所者数(148人)の5%(8人)以上の削減を目標とします。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和8(2026)年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

② 成果目標達成に向けての取組

- ・地域生活への移行ができるよう、グループホームの整備促進に取り組めます。
- ・地域移行支援、地域定着支援を推進し地域移行を進めるとともに、地域生活を維持するために、訪問系サービスや日中活動系サービスの提供体制の確保に努めます。
- ・計画相談支援を通して、入所者個々の望む暮らしを明らかにし、地域生活への移行や施設入所支援の個別支援計画へつなげていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 目標の設定と考え方

目 標

広島県において設定

目標値設定に当たっての考え方

広島県において設定

<参考>

●国の基本指針

- ・令和8(2026)年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値については、令和2(2020)年度と比べて約3.3万人の減少をめざすこととする。

② 成果目標達成に向けての取組

広島県において設定

③ 目標達成に関連する主な活動指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)		1	2	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人/年)		8	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回/年)		0	1	1	1
精神障害者の地域移行支援事業利用者数(人/月)		1	1	1	1
精神障害者の地域定着支援事業利用者数(人/月)		11	11	12	12
精神障害者の共同生活援助(グループホーム)利用者数(人/月)		32	33	34	35
精神障害者の自立生活援助利用者数(人/月)		0	1	1	1
精神障害者の自立訓練(生活訓練)利用者数(人/月)		6	7	8	9

④ 市の取組方針

- ・精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いなどが包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、広島県及び関係機関と連携して取り組みます。



「翡翠」 腹黒兎

(3) 地域生活支援の充実

① 目標の設定と考え方

(a) 地域生活支援拠点等

目 標

- ・地域生活支援拠点の設置 9箇所
- ・コーディネーターの配置 令和8(2026)年度末 1名
- ・地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置
令和8(2026)年度末 1名
- ・効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
- ・支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の回数 令和8(2026)年度末 年1回

目標設定に当たっての考え方

「基本指針」を踏まえ設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和8(2026)年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備。
- ・機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築。
- ・年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討。

(b) 強度行動障害を有する者の支援体制

目 標

強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備

目標設定に当たっての考え方

「基本指針」を踏まえ設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和8(2026)年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

② 成果目標達成に向けての取組

- ・本市では、必要な機能を複数の機関が分担して担う「面的整備型」として、地域生活支援システムを継続して確保します。
- ・地域生活支援システムの運用状況や登録状況の検証、地域課題に対応できる体制の機能強化に向けた検討を、地域自立支援協議会において実施します。
- ・強度高度障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や人材育成に努めます。

③ 目標達成に関連する主な活動指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の設置状況		8	8	9	9
コーディネーターの配置人数		0	0	1	1
支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数		0	1	1	1



「少女の夢」 カズヤ

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 目標の設定と考え方

(a) 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数

目標

14人（令和3（2021）年度）	→	20人（令和8（2026）年度）
【就労移行支援事業】	9人（令和3（2021）年度）	→ 12人（令和8（2026）年度）
【就労継続支援A型事業】	0人（令和3（2021）年度）	→ 1人（令和8（2026）年度）
【就労継続支援B型事業】	5人（令和3（2021）年度）	→ 7人（令和8（2026）年度）

目標値設定に当たっての考え方

「基本指針」を踏まえ設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- ・就労移行支援事業については1.31倍、就労継続支援A型事業について1.29倍、就労継続支援B型事業については1.28倍以上をめざす。

(b) 就労移行支援事業所から一般就労への移行

目標

- ・就労移行支援事業所数 2箇所（令和8（2026）年度）
- ・就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 1箇所（令和8（2026）年度）
- ・一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 50%（令和8（2026）年度）

目標値設定に当たっての考え方

「基本指針」を踏まえ設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

(c) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

目 標

- ・ 就労定着支援事業所数 2箇所（令和8(2026)年度）
- ・ 就労定着支援事業の利用者数 17人（令和3(2021)年度） → 24人（令和8(2026)年度）
- ・ 就労定着支援事業利用修了後の就労定着率が7割以上となる事業所数 1箇所（令和8(2026)年度）
- ・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合 50%（令和8(2026)年度）

目標値設定に当たっての考え方

「基本指針」を踏まえ設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・ 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とする。
- ・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

② 成果目標達成に向けての取組

- ・ 就労推進事業を実施し、就労に関する相談支援の強化と、企業の支援に取り組みます。
- ・ 障害者就労支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関との連携を一層強化し、一般就労への移行と定着を促進します。
- ・ 地域自立支援協議会の就労支援専門部会と連携し、一般企業の職場体験の充実を図り、障害者雇用についての理解促進と障害のある人の就職に対する不安の軽減、就職意欲の向上を図ります。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 目標の設定と考え方

(a) 基幹相談支援センター

目 標

- ・基幹相談支援センターの設置 令和8(2026)年度末 設置
- ・総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担うとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

目標設定に当たっての考え方

「基本指針」を踏まえ設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和8(2026)年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
- ・基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

(b) 地域自立支援協議会

目 標

- ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

目標設定に当たっての考え方

「基本指針」を踏まえ設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

② 成果目標達成に向けての取組

- ・ 障害のある人が地域において自立した生活を行うため、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築に努めます。
- ・ 地域における相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターの機能について十分に検討し、設置を進めます。
- ・ 地域自立支援協議会において、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ります。

③ 目標達成に関連する主な活動指標

項目		年度	令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの 配置等の状況	基幹相談支援センターの設置		0	0	0	1
	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数		6	8	10	13
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		18	18	18	19
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数		15	15	15	16
	個別事例の支援内容の検証の実施回数		10	10	10	12
	主任相談支援専門員の配置数		1	1	1	2
協議会での検討状況	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数		1	2	2	3
	参加事業者・機関数		15	15	15	15
	専門部会の設置		有	有	有	有
	専門部会の実施回数		12	12	12	12

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 目標の設定と考え方

目 標

障害福祉サービス等の質の向上させるための取組に係る提供体制を構築する。

目標値設定に当たっての考え方

「基本指針」を踏まえ設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和8(2026)年度末までに、別表第一の十の各項（障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、計画的な人材養成の推進、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

② 成果目標達成に向けての取組

- ・障害福祉サービス等に係る給付費については請求の過誤を無くし、事務負担の軽減を図るため、自立支援審査支払等システムの審査結果について分析しその結果を事業所と共有し、請求に当たっての注意点を事業所が把握するよう努めます。
- ・事業所に対する指導監査結果については、市と事業所で共有する機会を持ち、適切なサービス提供の促進を図ります。

③ 目標達成に関連する主な活動指標

項目	年度	令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制	体制の有無	無	有	有
	実施回数 (回/年)	0	1	1	1
指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無	体制の有無	無	有	有	有
	実施回数 (回/年)	0	1	1	1

3 障害福祉サービス等の見込量

(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービス及び相談支援サービスは、障害のある人の自立支援のため、身体障害、知的障害、高次脳機能障害を含む精神障害、発達障害及び難病の様々な障害特性に対応し提供するサービスです。

【障害福祉サービス】

	介護給付	訓練等給付
訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護（ホームヘルプ） ○ 重度訪問介護 ○ 同行援護 ○ 行動援護 ○ 重度障害者等包括支援 	/
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活介護 ○ 療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立訓練（機能訓練） ○ 自立訓練（生活訓練） ○ 就労選択支援（R7 施行予定） ○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援A型 ○ 就労継続支援B型 ○ 就労定着支援
短期入所サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期入所（ショートステイ） 	/
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同生活援助（グループホーム） ○ 自立生活援助

【相談支援サービス】

○ 計画相談支援	○ 地域移行支援	○ 地域定着支援
----------	----------	----------

障害福祉サービス等の量を見込むに当たっての基本的な考え方は、国の基本指針に即し、各サービスの月間の実利用見込者数に1人当たり月平均利用量を乗じた数量を見込量として算出することを基本とします。

$$(\text{見込量}) = (1 \text{ か月の実利用見込者数}) \times (1 \text{ 人当たり月平均利用量 [日数} \cdot \text{時間]})$$

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者が居宅等での生活を維持するために必要なサービスです。

(a) サービスの内容

サービスの種別	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事・通院等介助の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害のある人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対して、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(b) 実績と見込量

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		利用者数 (人/月)	153	147	147	147	147	147
量の見込み (時間/月)	2,103	1,957	1,957	1,957	1,957	1,957		
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	10	11	11	11	11	11	
	量の見込み (時間/月)	3,448	3,736	3,736	3,736	3,736	3,736	
同行援護	利用者数 (人/月)	29	26	27	27	27	27	
	量の見込み (時間/月)	369	331	359	359	359	359	
行動援護	利用者数 (人/月)	1	1	2	2	3	3	
	量の見込み (時間/月)	5	4	8	8	12	12	
重度障害者等 包括支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	
	量の見込み (時間/月)	0	0	0	0	0	0	

(c) 見込量の設定

平成30年(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間の利用実績を使って、その伸び率に基づいた見込量を設定しました。訪問系サービスについては、利用実績の増減があまりなく、障害者手帳保持者数は減少傾向にあります。現状のサービス提供体制の維持のため現状どおりの見込としました。そのうえで、同行援護や行動援護のように、障害の特性に応じて利用者の生活に支障が生じることのないように実施するサービスについては提供体制の維持・強化のための取組成果を考慮して見込量を設定しました。

(d) 見込量確保のための方策

広島県や地域自立支援協議会と連携しながら、障害の特性を理解したヘルパー等の確保や研修会開催等、人材の確保・育成や質の向上に努めるなど、既存のサービス提供事業者における体制を強化し、一人一人のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

② 日中活動系サービス等

日中活動系サービスは、社会参加を促進するため、昼間の活動を支援するサービスです。

短期入所サービスは、自宅で介護者が病気になった時や、体や心の休息が必要になった時などに、施設等へ短期間入所し、宿泊に伴う入浴、排せつ及び食事の介護等を提供するサービスです。

(a) サービスの内容

サービスの種別	実施内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労を希望する人の意思や能力、仕事に対する適性、配慮の必要性などを聞き取り、調べた上で、一般の事業所への就労や就労系サービスの利用など、その人に合った働き方を選べるように相談支援や関係機関との調整を行います。 令和7(2025)年度中の施行に向け、現在も国において内容を検討中です。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービスの種別	実施内容
就労継続支援A型(雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型(非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

(b) 実績と見込量

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		利用者数 (人/月)	265	264	265	267	269	271
生活介護	量の見込み (人日/月)	5,548	5,378	5,443	5,504	5,545	5,586	
療養介護	利用者数 (人/月)	18	17	18	18	18	18	
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1	
	量の見込み (人日/月)	0	0	0	10	10	10	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	6	6	6	7	8	9	
	量の見込み (人日/月)	108	83	98	112	128	144	
就労移行支援	利用者数 (人/月)	25	26	27	28	29	30	
	量の見込み (人日/月)	402	425	445	456	472	489	
就労継続支援 A型(雇用型)	利用者数 (人/月)	7	7	7	8	9	10	
	量の見込み (人日/月)	156	149	149	172	194	216	
就労継続支援 B型(非雇用 型)	利用者数 (人/月)	310	326	327	335	344	352	
	量の見込み (人日/月)	5,393	5,272	5,466	5,615	5,765	5,900	
就労定着支援	利用者数 (人/月)	17	16	17	19	21	24	
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人/月)	37	40	40	45	48	51	
	量の見込み (人日/月)	241	237	237	266	284	302	
短期入所 (医療型)	利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1	
	量の見込み (人日/月)	3	3	3	3	3	3	

(c) 見込量の設定

平成 30(2018)年度から令和 4 (2022)年度までの5年間の利用実績を使って、その伸び率に基づいた見込量を設定しました。就労系サービスについては、精神障害及び知的障害のある人の利用が多い状況です。精神障害のある人の数は増加傾向にあり、利用実績も伸びているため増加を見込んでいます。短期入所に関しては、新型コロナウイルスの影響により令和 2 (2020)年度及び令和 3 (2021)年度の利用が減りましたが、今後利用が増えていくことを見込みました。

(d) 見込量確保のための方策

広島県や地域自立支援協議会と連携しながら、人材の確保・育成や質の向上に努めるなど、既存のサービス提供事業者における体制を強化し、一人一人のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

③ 居住系サービス等

居住系サービスは、住まいの場の提供及び主に夜間や休日の暮らしを支えるサービスです。

(a) サービスの内容

サービスの種別	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。また、入浴・排せつ・食事の介護等の必要性が認定されている人にはサービスも提供します。更に、入居間の交流を保ちながら1人で暮らしたいというニーズに応えるために、サテライト型住居があります。
施設入所支援	施設に入所している人に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力・生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

(b) 実績と見込量

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)		119	125	125	128	131	134
共同生活援助 (グループホーム)	定員数 (人)		136	147	159	159	164	169
施設入所支援	利用者数 (人/月)		150	148	147	146	143	140
自立生活援助	利用者数 (人/月)		0	0	0	1	1	1

(c) 見込量の設定

共同生活援助は、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間の利用実績を使って、その伸び率に基づいた見込量を設定しました。施設入所支援は、令和8(2026)年度末の入所者の削減目標を基に設定しています。自立生活援助は市内に実施可能な事業所がないため、現在利用がありませんが今後の利用を見込みました。

(d) 見込量確保のための方策

自宅等で暮らすことが困難な障害のある人のニーズに対応するとともに、施設入所者及び退院可能な精神障害のある人の地域移行を見据えて、既存事業者による共同生活援助(グループホーム)の整備や新規事業者の参入を促進し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

また、障害のある人が自ら選択した地域で、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、障害のある人や障害に対する理解が深まる取組をより一層推進していきます。

④ 相談支援

相談支援は、障害福祉サービス等を利用するために必要となるものであり、障害のある人がサービスにつながる際に重要な役割を果たすものです。

(a) サービスの内容

サービスの種別	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害がある人に対し、サービス等利用計画を作成し、利用状況の検証、見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	地域生活へ移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
地域定着支援	施設・病院等から地域生活に移行した障害のある人に対し、常時連絡体制を確保し、緊急時に相談・訪問・緊急対応等を行います。

(b) 実績と見込み

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		計画相談支援	利用者数 (人/月)	215	201	205	209	213
地域移行支援	利用者数 (人/月)	0	1	1	1	2	2	
地域定着支援	利用者数 (人/月)	16	17	17	17	18	18	

(c) 見込みの設定

計画相談については、令和4(2022)年度の利用が減少しましたが、利用者数は今後増加すると見込んでいます。地域移行支援と地域定着支援は、地域生活への移行を推進することにより、利用者の増加を見込んでいます。

(d) 見込み確保のための方策

相談支援の充実を進める中で、サービス利用計画の作成支援を必要とする人について、相談支援事業者やその他関係機関の連携のもとで、対象者の適切な把握に努めます。

計画相談支援においては、人材確保や相談員のスキルアップに向けて、事業所への積極的な情報提供や研修会の実施等の必要な支援を行います。

地域移行支援、地域定着支援の利用促進に向けて、関係機関との連携強化や仕組みづくりを行います。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が、障害のある人の日常生活及び社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施する事業です。

① 事業の内容

事業名	事業概要	実施方法
理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、理解の促進を図る事業です。	福祉講座やイベントを通じて理解の促進を図ります。
自発的活動支援事業	障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。	家族会やボランティアとの共催により、家族のつどいやソーシャルクラブを開催します。
相談支援事業	<p>【障害者相談支援事業】</p> 障害のある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止等、権利擁護のための援助を行う事業です。	相談支援に関する実績や専門的機能を持つ事業者に委託し、実施します。地域自立支援協議会と連携しながら、適切な支援体制の構築を図ります。
	<p>【市町村相談支援機能強化事業】</p> 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。	
	<p>【成年後見制度利用支援事業】</p> 成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する事業です。	
	<p>【住宅入居等支援事業（居住サポート事業）】</p> 賃貸住宅に入居する際に、保証人等がない場合の手続きや相談の支援を行う事業です。	入居に係る支援と居住継続のための支援を実施します。

事業名	事業概要	実施方法
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の配置事業等、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、意思疎通の円滑化を図る事業です。	支援を必要とする人が適切に支援を受けられるよう、現行事業を継続実施します。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具等を給付または貸与する事業です。	現行事業を継続実施し、日常生活の質の向上を図ります。
移動支援事業	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う事業です。	サービス提供体制の確保に努め、現行事業を継続実施します。
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害のある人等の地域生活支援の促進を図る事業です。	市内4箇所の地域活動支援センターが事業を実施しています。
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等の理由で家族との同居や住居の確保が困難な障害のある人（常時の介護や医療を必要とする場合を除く）に対し、低料金で居室や設備を提供する事業です。	市内1箇所の福祉ホームが事業を実施しています。
訪問入浴サービス事業	重度身体障害者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。	現行事業を継続実施し、身体の清潔と心身機能の維持等を図ります。
自立生活体験事業	施設入所者や在宅障害者等が民間アパート等での自立生活を体験する事業です。	施設入所者の地域生活への移行や在宅障害者の自立生活を支援する事業として、実施します。
生活訓練等事業	障害のある人等を対象に、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援等を行う事業です。	現行事業を継続実施し、生活の質の向上を図ります。
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害のある人等の日中における活動の場を提供する事業です。	サービス提供体制の確保に努め、現行事業を継続実施します。

事業名	事業概要	実施方法
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会の開催等を行う事業です。	障害者スポーツフェスティバル等を継続実施します。
点字・声の広報等発行事業	点字や声の広報等により定期的な情報提供を行う事業です。	現行事業を継続実施し、必要な情報の提供に努めます。
奉仕員養成・研修事業	手話、要約筆記、点訳、朗読の奉仕員を養成研修する事業です。	奉仕員養成講座を開催し、支援者の養成に取り組みます。
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造費用の一部を助成する事業です。	現行事業を継続実施します。

② 実績と見込量

サービス種類	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	委託事業所数	2	2	2	2	2
	基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	無	無	無	無	無
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施箇所数	2	2	2	2	2
	成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	9	10	11	11	12
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	利用件数/月	11	18	18	18	18
	要約筆記者派遣事業	利用件数/年	1	0	1	1	1
	手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2	2	2

サービス種類		単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数/年	9	7	7	7	7	7
	自立生活支援用具	給付件数/年	13	18	18	18	18	18
	在宅療養等支援用具	給付件数/年	17	19	19	19	19	19
	情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	30	17	17	19	19	19
	排せつ管理支援用具	給付件数/年	2,187	2,051	2,046	2,041	2,037	2,033
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数/年	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数	18	5	10	13	16	19	
移動支援事業	利用者数/月	49	57	60	63	66	69	
	延利用時間/月	425	510	534	558	582	606	
地域活動支援センター事業	実施箇所数	4	4	4	4	4	4	
	利用者数/月	102	139	140	141	142	143	
日中一時支援事業	人/月	42	50	53	56	59	62	
	日/月	179	230	239	252	266	279	
訪問入浴サービス事業	人/年	10	10	12	12	12	12	
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	0	1	1	1	1	
自動車改造費助成事業	件/年	2	3	3	3	3	3	

③ 見込量の設定

手話通訳者派遣事業については、令和4(2022)年度に利用が増加したため、その水準が続くと見込みました。その他の項目については、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間の利用実績を使って、その伸び率に基づいた見込量を設定しました。増減があまりないものについては現状維持、日常生活用具給付事業の排泄管理支援用具は減少、移動支援事業及び日中一時支援事業は増加を見込んでいます。

④ 見込量確保のための方策

各事業に対するニーズに応じた実施事業者の確保等とともに、事業の対象者の把握と利用促進に向けた周知・啓発に努めます。

第6章 障害児福祉計画

1 基本的な考え方

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、本市における障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

障害のある児童の健やかな育成を支援するためには、児童のライフステージに沿って保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備を図るとともに、障害の有無にかかわらず地域社会への参加が可能となるよう、適切な生活環境を整備していく必要があります。

障害児通所支援等を必要とする児童が増加する中、早期発見・早期支援のための体制整備や相談支援体制の充実はより重要なものとなっており、また、民間事業所の関わりが広がる現状において、公・民の更なる連携も必要です。

障害児福祉計画に基づき、障害のある、またはその疑いがある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応するとともに、必要なときに必要な支援へと着実につないでいけるよう、関係機関と連携を強化し、取組を推進していきます。



「三原ダルマ はるおくん」 こどもデイサービス はるの木

2 成果目標と達成に向けた取組

第3期障害児福祉計画においては、「基本指針」に即し、広島県の考え方を踏まえ、令和8(2026)年度を目標年度として、障害児福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標値(成果目標)を設定します。

なお、目標値の設定に当たっては、三原市総合保健福祉計画推進等委員会、地域自立支援協議会等で協議を進め、本市の実情に応じて設定します。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

目標

- ・児童発達支援センターの設置 1箇所(令和8(2026)年度末)
- ・保育所等訪問支援を実施する事業所数 2箇所(令和8(2026)年度末)

目標値設定に当たっての考え方

「基本指針」を踏まえ設定します。なお、児童発達支援センターは1箇所、保育所等訪問支援を実施する事業所数については2箇所を市内に設置済みです。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置
- ・児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8(2026)年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に努める

成果目標に係る主な取組

- ・児童発達支援センターが、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たすよう、地域自立支援協議会の児童支援部会や関係機関と連携して機能の充実に努めます。
- ・保育所等訪問支援は、保育所や幼稚園、認定こども園、小学校などの児童が集団生活を営む施設において障害児本人に直接発達支援を行うものであり、今後も事業所の確保に努めます。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

目 標

- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 1箇所
(令和8(2026)年度末)
- ・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数 1箇所
(令和8(2026)年度末)

目標値設定に当たっての考え方

「基本指針」を踏まえ設定します。障害児の地域支援体制の充実を図るため、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置に向けて検討を行います。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和8(2026)年度末までに、各市町村に1か所以上確保する

成果目標に係る主な取組

- ・市内には重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある重症心身障害児を主に受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がないため、提供体制の確保について関係機関と連携して検討します。



「草むらを歩くねこ」 匿名

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

目 標

- ・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 有（設置済）
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターの配置数 3名（令和8（2026）年度末）

目標値設定に当たっての考え方

「基本指針」を踏まえ設定します。なお、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については設置済です。

<参考>

●国の基本指針

- ・ 令和8（2026）年度末までに医療的ケアを要する重症心身障害児者等に関する関係機関の協議の場を、県、各圏域、各市町村で設置。心身状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。
- ・ 令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置

成果目標に係る主な取組

- ・ 医療的ケア児の支援に向けた協議の場として、地域自立支援協議会の児童支援部会を位置づけています。個別ケースの検討や必要な支援策、体制整備の検討を行います。
- ・ 医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、コーディネーター養成研修の受講等について地域自立支援協議会を通じて呼び掛けます。

3 障害児通所支援等の見込量

成果目標を達成するため、障害児支援の種類ごとの各年度における必要な量（活動指標）を設定します。障害児通所支援等の必要量を見込むに当たっては、国の基本指針及び広島県の考え方を踏まえ、それぞれの支援の月間実利用見込者数に、1人当たり月平均利用量を乗じた数量を見込量として積算することを基本とします。

(1) 障害児通所支援

① サービスの内容

サービスの種別	実施内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療その他の支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

② 実績と見込量

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
		児童発達支援	利用児童数 (人/月)	222	197	198	198	199
	量の見込み (人日/月)	1,505	1,275	1,283	1,283	1,286	1,286	
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	206	237	250	263	276	289	
	量の見込み (回/月)	1,568	1,689	1,782	1,916	2,011	2,106	
保育所等訪問支援	利用児童数 (人/月)	1	1	1	3	3	3	
	量の見込み (人日/月)	1	1	1	3	3	3	
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	
	量の見込み (回/月)	0	0	0	0	0	0	
医療的ケア児コーディネーターの配置	人	2	2	2	3	3	3	

③ 見込量の設定

平成 30(2018)年度から令和 4 (2022)年度までの 5 年間の利用実績を使って、その伸び率に基づいた見込量を設定しました。児童発達支援は現在の利用量の維持、放課後等デイサービスは増加を見込んでいます。

④ 見込量確保のための方策

放課後等デイサービスの利用者が増加しており、利用日数の増加を希望する保護者が多くみられます。適切な目標管理と目標達成時にはサービスを終了するよう促し、新規児童の受け入れができるよう事業所と連携し、必要なサービスの提供体制確保に努めます。

(2) 障害児相談支援

① サービスの内容

サービスの種別	実施内容
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

② 実績と見込量

項目	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)
障害児相談支援	利用児童数 (人/月)	89	106	106	114	123	131

③ 見込量の設定

障害児相談支援については、平成 30(2018)年度から令和 4 (2022)年度までの 5 年間の利用実績が増加で推移しているため、今後も増加すると見込んでいます。

④ 見込量確保のための方策

地域自立支援協議会の相談支援会議で、協議を深め、連携強化を図るとともに、相談支援従事者の資質向上に取り組みます。

4

発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援の充実を図るため、支援プログラム等の開催、ペアレントメンターの養成等を行います。

(1) 発達障害者等に対する支援

① 見込量

項目	年度	令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		3	3	3	3
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数		1	1	1	1
ピアサポート活動への参加人数		3	4	4	4

② 見込量の設定

各項目とも現状を確保したうえで、人数が増えていくよう見込んでいます。

③ 見込量確保のための方策

発達障害の早期発見・早期支援には、発達障害のある人及びその家族への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に着け、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の支援体制の充実強化を図ります。

5 子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等については、利用ニーズに応じて、障害のある子どもの受け入れ体制を整備します。

受け入れ状況、受け入れの見込み量は以下のとおりです。

項目	年度	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)	現状	定量的な目標(見込み)人			
			令和4年度(2022年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	
保育所		2	3	3	3	3	
認定こども園		5	6	6	6	6	
放課後児童クラブ		150	159	161	154	147	

※保育所、認定こども園は、障害者手帳保持者又は医師の診断を受けている子どもの人数です。放課後児童クラブは、特別支援学級に在籍している児童及び支援が必要な児童の人数です。



「犬」 笹原 大和

第7章 計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 地域との連携

障害のある人に対する各種施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、民間企業、関係機関等との連携や協働が重要です。そのため、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する地域自立支援協議会を核として、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

(2) 関係機関の連携

重度障害のある人への適切な対応や難病対策、発達障害などへの対応が求められる中、障害のある人の地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化します。

(3) 広島県・関係自治体との連携

本計画を推進するため、広島県や関係自治体と連携して、円滑なサービス提供に努めるとともに、福祉施策の充実や制度の見直しなどについて、国に働きかけを行います。

2 進行管理

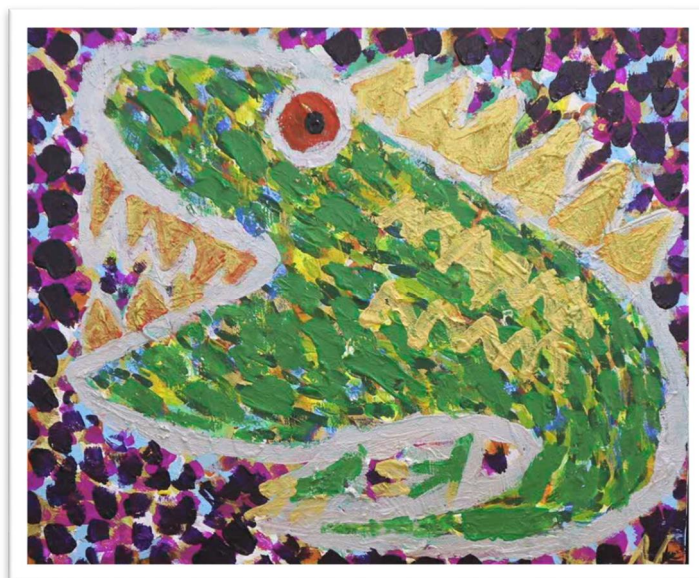
(1) 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進に当たっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

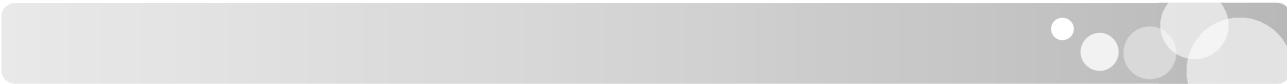
国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、令和8(2026)年度末の目標値として設定した項目について、施設入所者の地域生活へ移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

(2) 点検及び評価体制

計画の達成状況の点検及び評価に当たっては、地域自立支援協議会を活用し、計画の達成状況を点検するなど、計画の進捗管理や評価、見直しを行うとともに、必要な対策等を継続的に実施します。



「ゴールデンクロコダイル」 西中 悠惺



実施が計画に沿って
いない部分を調べて
改善する

従来の実績や将来の予測
などを基にして業務計画
を作成する



業務の実施が計画に
沿っているかどうかを
確認する

計画に沿って業務を行う



資料

1 障害者プランの策定体制と経過

年月日	検討内容等
令和4(2022)年	
6月1日	第1回障害者プラン策定専門部会「次期障害者プラン策定に向けてスケジュールの確認について」ほか
7月6日	第2回障害者プラン策定専門部会「障害者プランワークショップについて」ほか
8月3日	第3回障害者プラン策定専門部会「障害者プランワークショップについて」ほか
9月7日	第4回障害者プラン策定専門部会「障害者プランワークショップについて」ほか
10月5日	第5回障害者プラン策定専門部会「障害者プランワークショップについて」ほか
11月11日	第6回障害者プラン策定専門部会「障害者プランワークショップについて」「アンケートについて」ほか
12月7日	第7回障害者プラン策定専門部会「障害者プランワークショップの振り返り」「アンケートについて」ほか
令和5(2023)年	
1月17日	第8回障害者プラン策定専門部会「次期障害者プラン策定のためのアンケートについて」ほか
2月1日	第9回障害者プラン策定専門部会「次期障害者プラン策定のためのアンケートについて」ほか
2月8日	三原市総合保健福祉計画推進等委員会
3月1日	第10回障害者プラン策定専門部会「次期障害者プラン策定のためのアンケートについて」ほか
5月10日	第11回障害者プラン策定専門部会「次期障害者プラン策定のためのアンケートについて」ほか
6月7日	第12回障害者プラン策定専門部会「次期障害者プラン策定のためのアンケートについて」ほか

年月日	検討内容等
7月3日	三原市総合保健福祉計画推進等委員会
7月5日	第13回障害者プラン策定専門部会「次期障害者プラン策定のためのワークショップについて」ほか
8月9日	第14回障害者プラン策定専門部会「次期障害者プラン策定のためのワークショップについて」ほか
8月17日	障害者プラン策定のためのワークショップ (事業所支援者対象、事業所代表者対象)
8月29日	第1回障害者プラン策定部会「プラン策定の進捗状況について」「第7期プラン骨子案について」
9月6日	第15回障害者プラン策定専門部会「障害者プラン及び進捗状況について」「次期障害者プラン骨子案について」ほか
10月11日	第16回障害者プラン策定専門部会「次期障害者プラン素案について」ほか
10月31日	第2回障害者プラン策定部会「次期障害者プラン素案について」
11月1日	第17回障害者プラン策定専門部会「次期障害者プラン素案について」ほか
12月6日	第18回障害者プラン策定専門部会「次期障害者プラン素案について」「概要版作品選考」ほか
12月9日	障害者プラン策定のためのワークショップ (当事者及び当事者団体対象)
令和6(2024)年	
1月5日～31日	パブリックコメント実施
1月10日	第19回障害者プラン策定専門部会「次期障害者プラン概要版について」ほか
2月7日	第20回障害者プラン策定専門部会「次期障害者プラン概要版について」ほか
2月14日	第3回障害者プラン策定部会「パブリックコメント、次期プラン本編及び概要版について」
2月20日	三原市総合保健福祉計画推進等委員会

2

三原市総合保健福祉計画推進等委員会設置要綱

平成24年4月27日
要綱第90号

(設置)

第1条 三原市高齢者福祉計画、三原市介護保険事業計画、健康・食育みはらプラン、三原市障害者プラン及び三原市子ども・子育て支援事業計画並びにそれらの上位計画である三原市地域福祉計画を三原市総合保健福祉計画と位置づけ、三原市における一体的な保健・医療・福祉行政を推進するため、三原市総合保健福祉計画推進等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 三原市地域福祉計画に関すること。
- (2) 三原市高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 三原市介護保険事業計画に関すること。
- (4) 健康・食育みはらプランに関すること。
- (5) 三原市障害者プランに関すること。
- (6) 三原市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (7) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は別表に掲げる機関、団体及び学識経験者で構成される委員18人以内で組織し、市長が委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 部会長は、説明又は意見を求める必要があると認めるときは、部会の会議に第2項に規定する者以外の者を出席させることができる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係職員の出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

7 部会の庶務は、各計画を所管する課が行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日三原市要綱第10号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月19日三原市要綱第109号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月25日要綱第14号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年7月3日要綱第98号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

住民自治組織（三原地域）
住民自治組織（本郷地域）
住民自治組織（久井地域）
住民自治組織（大和地域）
広島県東部保健所
三原市医師会
三原市歯科医師会
三原薬剤師会
三原市社会福祉協議会
三原市民生委員児童委員連合協議会
三原市地域自立支援協議会
三原市保育連盟
三原市地域包括支援センター
学識経験者

3 障害者プラン策定に係る検討組織

(1) 三原市総合保健福祉計画推進等委員会（障害者プラン策定部会） （敬称略）

氏名	所属及び職名	備考
伊藤 泰三	学識経験者（県立広島大学）	部会長
新谷 朝夫	住民自治組織代表（久井地域）	
小園 亮次	三原市医師会代表	
吉岡 幸治	三原市社会福祉協議会代表	
苅山 和生	三原市地域自立支援協議会代表	
眞田 右文	三原市保育連盟代表	

ご意見をいただいた人

山本 尚枝	広島県立三原特別支援学校 教頭	
杉原 淳司	三原公共職業安定所 所長	
谷杉 義隆	三原市身体障害者福祉協会連合会 会長	
平石 協	広島県精神障害者支援事業所連絡会 会長	

(2) 地域自立支援協議会障害者プラン策定専門部会（ワーキング部会） （敬称略）

氏名	所属	備考
阿部 眞理子	NPO法人 Piano Piano	部会長 （身体障害）
鏡本 智昭	障害者支援施設 寿波苑	（身体障害）
桑原 志乃	障害者生活支援センター ドリームキャッチャー	（知的障害）
竹宮 孝宏	地域生活支援センター さ・ポート	（精神障害）
今井 おとね	NPO法人 薬（ひこぼえ）	（障害児）
由水 尚哉	障害者福祉課	行政（課長）

4

用語解説

用語	説明
あ行	
ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technology の略で、人々の生活を豊かにするために、インターネットなどの情報を効率的に処理できる技術を活用することです。
アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことで、高齢者や障害のある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できることを意味します。
医療的ケア	人工呼吸器の装着・痰の吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為、その他日常生活を営むために必要な医療のことです。また、医療的ケアを要する状態にある障害児等を総称して「医療的ケア児等」といいます。
医療的ケア児等 コーディネーター	医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等及びその家族をつなぐ役割と、保健・医療・福祉・子育て・教育等の必要なサービスを総合的に調整する役割を担う人のことです。
インクルーシブ教育	障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場でともに学び、個別の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場の実現をめざす教育の仕組みです。
インクルージョン	「包容、包含、包摂」を意味します。社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うことをソーシャルインクルージョンと言います。
NPO (エヌピーオー)	Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳されます。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられることが多くあります。 平成 10(1998)年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）といいます。
か行	
学校ふれあい相談員	暴力行為、いじめ、不登校等の問題行動をおこす要因（悩み・不安・ストレス等）に対し、生徒が気軽に話せ、ストレスをやわらげることのできる第三者的な存在となり得る相談員を生徒の身近に配置しています。
基幹相談支援センター	地域の中核的な総合相談支援機関のことです。相談窓口としての業務を行うとともに、支援困難事例への対応や相談支援事業者への助言、地域の相談支援専門員の人材育成などを行います。

共生社会	障害の有無や年齢、性別等にかかわらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる社会をいいます。
業務継続計画 (BCP)	災害等の緊急時に、被害を最小限にとどめつつ、中心となる事業の継続または早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における業務継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。
強度行動障害	自傷行為やものを壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、家庭等で対応が難しい状況が続き、特別な支援が必要な状態をいいます。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
ケアマネジメント	保健・福祉・医療のほか、教育・就労等の幅広いニーズと公私にわたるさまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法のことです。
高次脳機能障害	病気や事故等の原因により脳が損傷されることにより、失語、記憶障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の後遺症を呈している状態のことです。
個別避難計画	災害時に一人では避難することが困難な人について、対象の一人一人について誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなどをあらかじめ定めた計画です。
さ行	
指定特定相談支援事業者	障害のある人の地域相談支援体制を強化するため、「総合的に相談支援を行う者として、厚生労働省令で定める基準に該当する者」を、市町村長が指定します。
社会資源	利用者がニーズを充足したり、問題を解決したりするために活用されるものの総称で、各種制度、サービス、人材、施設、設備、組織、団体、情報、などがあげられます。
障害者基本法	障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。
障害者虐待防止法	障害のある人の虐待予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律です。平成23(2011)年6月に成立、平成24(2012)年10月に施行されました。
障害者権利条約	あらゆる障害（身体障害、即ち肢体不自由、内部障害、視覚障害、聴覚障害、精神障害及び知的障害等）のある人の尊厳と権利を保障する

	ための人権条約で、平成 18(2006)年 12 月 13 日に国連総会で採択されました。日本では「障害者の権利に関する条約」と政府によって仮訳されています。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律です。平成 28(2016)年 4 月に施行されました。
障害者就業・生活支援センター	就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行うことにより、障害のある人の雇用の促進及び職業の安定を図る機関です。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」は、旧障害者自立支援法での法文や骨格は変わらず、法律の名称・理念・目的が変更され平成 25(2013)年 4 月に施行されました。
ジョブコーチ	障害のある人と一緒に職場に入り、障害のある人が 1 人で作業できるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活が送れるよう支援を行う人（職場適応援助者）のことです。
自立支援医療	障害のある人の心身の障害の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療のことで、障害者総合支援法に基づき、従来の公費負担医療制度（育成医療、更生医療、精神障害者通院公費負担）が自立支援医療に一本化されています。
身体障害者手帳	身体の機能に一定以上の障害があると認められた人に交付する手帳で、県知事指定の医師が診断し、市が交付します。障害の程度により重度の人から 1 級～6 級に区分されています。
精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障害の状態にあることを認定する手帳で、県が判定して交付します。障害の程度により 1 級～3 級に区分されています。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力の不十分な人を保護する制度で、法定後見制度（補助・補佐・後見の制度）と「任意後見制度」があります。
相談支援事業者	県の指定を受け、サービス利用計画作成、サービス事業者との連絡調整等の支援を行う事業者です。
た行	
特別支援学級	小学校、中学校等において、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。
特別支援学校	障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困

	難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校です。
特別支援教育コーディネーター	学校において児童・生徒への適切な支援のために、関係機関・者間を連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割として指名される人材のことです。
な行	
難病	国の難病対策要綱に基づき、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のことです。
ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中でほかの人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方です。
は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものです。なお、アスペルガー症候群とは、「知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の遅れを伴わないもの」です。
バリアフリー	もともとは障害のある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくすという意味です。現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味でも用いられます。
ピアサポート	障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、ほかの障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のこと。ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポーター」と言います。
福祉サービス利用援助事業	判断能力の不十分な人であっても福祉サービスの利用が適切に利用できるよう助け、これに伴う日常的金銭管理等をあわせて行う仕組みです。
ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障害の特性をふまえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするものです。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループプログラムのことです。
ボランティア	自発性に基づく活動、及びそれに携わる人のことです。

ま行	
三原市長期総合計画	市の将来の都市像と、それを実現するための施策の大綱を示した計画です。
ら行	
療育	障害のある乳幼児に対して、障害を軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育等を組織的に行うことです。
療育手帳	知的障害があると判定された人に交付される手帳で、障害の程度により重度の人から㊤、A、㊦、Bに区分されています。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方です。

